日本財団 The Nippon Foundation 助成事業

平成 15 年度

「危険物の海上運送に関する調査研究」

報告書

平成 16 年 3 月

社団法人　日本海事検定協会

ま　え　が　き

本報告書は、国土交通省海事局の指導の下に、平成 15 年度に日本財団の助成を得て、「危険物の海上運送に関する調査研究」について危険物等海上運送国際基準検討委員会を設けて調査研究を行い、その内容を取りまとめたものである。

危険物等海上運送国際基準検討委員会

－敬称略、順不同、括弧内は前任者－

委員長	浦　　環	東京大学生産技術研究所
委　員	新井　　充	東京大学大学院
	伊藤輝雄	社団法人日本化学工業協会
	上原陽一	横浜安全工学研究所
	牛島　　浩	社団法人日本海難防止協会
	太田　　進	海上技術安全研究所
	北田博重	財団法人日本海事協会
	齋藤　　弘	財団法人日本日本舶用品検定協会
	田村昌三	東京大学大学院
	半田　　収	社団法人日本船主協会
	（増田　恵）	
	三島　　久	社団法人日本海事検定協会
	宮沢　　徹	社団法人日本造船研究協会
	八十川欣勇	社団法人日本海事検定協会
	山田猛敏	東京海洋大学
	今出秀則	国土交通省海事局安全基準課
	原田卓三	海上保安庁交通部安全課
	森　　雅人	国土交通省海事局検査測度課

危険物運送要件部会

－敬称略、順不同、括弧内は前任者－

部会長	山田猛敏	東京海洋大学
委員	梅木正和	日本産業ガス協会
	黒越仁	社団法人日本船主協会
	（落合眞和）	
	甲斐文雄	社団法人日本海難防止協会
	片桐昂史	社団法人全国火薬類保安協会
	川上洋一	財団法人日本舶用品検定協会
	熊野幹夫	社団法人日本化学工業協会
	鈴木和夫	危険物保安技術協会
	高橋孝治	日本ポリエチレンブロー製品工業会
	飛延孝男	社団法人日本海事検定協会
	長榮弘征	高圧ガス保安協会
	能登洋一	危険物コンテナ協会
	幅道雄	日本有機過酸化物工業会
	比嘉清	日本火薬工業会
	藤野泰弘	ドラム缶工業会
	宮田浩	社団法人日本船主協会危険物小委員会
	村田康一	財団法人日本海事協会
	八十川欣勇	社団法人日本海事検定協会
	柳瀬啓	社団法人日本造船研究協会
	山田貢	日本内航海運組合総連合会
	岡正義	国土交通省海事局安全基準課
	（竹子春弥）	
	原田卓三	海上保安庁交通部安全課
	松本友宏	国土交通省海事局検査測度課

特殊貨物運送部会

－敬称略、順不同、括弧内は前任者－

部会長	太田進	海上技術安全研究所
委員	宇佐美茂	社団法人日本船主協会特殊貨物小委員会
	黒越仁	社団法人日本船主協会
	（落合眞和）	
	佐々木謙治	社団法人日本海事検定協会
	下田真須蔵	日本内航海運組合総連合会
	城田英之	海上技術安全研究所
	脊戸雄功	社団法人日本鉄鋼連盟
	飛延孝男	社団法人日本海事検定協会
	村田康一	財団法人日本海事協会
	村山雅己	社団法人日本船舶品質管理協会
	八住俊秀	日本鉱業協会
	柳瀬啓	社団法人日本造船研究協会
	岡正義	国土交通省海事局安全基準課
	（竹子春弥）	
	松本友宏	国土交通省海事局検査測度課

危険性評価試験部会

－敬称略、順不同－

部会長	新井　充	東京大学大学院
委員	安藤隆之	産業安全研究所
	飯塚義明	三菱化学株式会社
	石光　進	医薬品食品衛生研究所
	遠藤新治郎	日本無機薬品協会
	古積　博	消防研究所
	鈴木　勝	社団法人日本海事検定協会
	長谷川和俊	危険物保安技術協会
	比嘉　清	日本火薬工業会
	松永猛裕	産業技術総合研究所
	八十川欣勇	社団法人日本海事検定協会
	柳瀬　啓	社団法人日本造船研究協会
	山中すみへ	東京歯科大学
	岡　正義	国土交通省海事局安全基準課
	（竹子春弥）	
	松本友宏	国土交通省海事局検査測度課

危険性評価試験部会･火薬類分類試験等に関する調査研究特別作業部会

－敬称略、順不同－

部会長	田村昌三	東京大学大学院
委員	新井　充	東京大学大学院
	飯田光明	産業技術総合研究所
	小川輝繁	横浜国立大学大学院
	片桐昂史	社団法人全国火薬類保安協会
	中島紀昭	産業技術総合研究所
	畑中修二	社団法人日本煙火協会
	比嘉　清	日本火薬工業会
	藤原修三	産業技術総合研究所
	三宅庸雅	社団法人日本海事検定協会
	八十川欣勇	社団法人日本海事検定協会
	町田宏之	経済産業省原子力保安・安全院保安課
	峰本健正	国土交通省海事局検査測度課

危険物輸送 UN 対応部会

－敬称略、順不同、括弧内は前任者－

部会長	上原陽一	横浜安全工学研究所
委員	新井充	東京大学大学院
	石光進	医薬品食品衛生研究所
	石渡雅雄	社団法人日本化学工業協会
	遠藤新治郎	日本無機薬品協会
	小川輝繁	横浜国立大学
	黒越仁	社団法人日本船主協会
	（落合眞和）	
	片桐昂史	社団法人全国火薬類保安協会
	鈴木和夫	危険物保安技術協会
	鈴木潔	社団法人日本船舶品質管理協会
	高橋孝治	日本ポリエチレンブロー製品工業会
	田村昌三	東京大学大学院
	中野雅人	日本ドラム缶更正工業会
	長榮弘征	高圧ガス保安協会
	能登洋一	危険物コンテナ協会
	幅道雄	日本有機過酸化物工業会
	比嘉清	日本火薬工業会
	藤野泰弘	ドラム缶工業会
	本庄三郎	社団法人日本海事検定協会
	松村隆義	財団法人日本舶用品検定協会
	水野哲朗	社団法人全日本航空事業連合会
	八十川欣勇	社団法人日本海事検定協会
	山中すみへ	東京歯科大学
	吉田千秋	財団法人理工学振興会
	五十嵐誠	経済産業省原子力安全・保安院保安課
	（遠藤秀雄）	
	岡本努	国土交通省総合政策局
	（須佐正美）	
	桶谷光洋	国土交通省航空局技術部運航課
	清丸勝正	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策室
	（吉川圭子）	
	田村典朗	厚生労働省医薬局化学物質安全対策室
	（下川昌文）	
	橋本仁司	総務省消防庁危険物保安室
	町田宏之	経済産業省原子力保安・安全院保安課
	峰本健正	国土交通省海事局検査測度課

事務局	本庄三郎	社団法人日本海事検定協会安全技術室
	三宅庸雅	社団法人日本海事検定協会安全技術室
	濵田高志	社団法人日本海事検定協会安全技術室
	大澤せつ子	社団法人日本海事検定協会安全技術室

目　次

はじめに

第 1 章　調査研究の目的及び概要

1.1　調査研究の目的 - 1

1.2　調査研究の概要 - 1

1.2.1　DSC 小委員会及び UN 委員会への対応 - 1

1.2.2　委員会の開催 - 1

1.2.3　海外委員会等への派遣 - 2

第 2 章　国際海事機関　危険物・固体貨物及びコンテナ小委員会

2.1　第 8 回 DSC 小委員会への対応 - 3

2.2　DSC 小委員会等審議概要 - 3

2.2.1　第 8 回 DSC 小委員会の報告 - 3

2.2.2　DSC 小委員会 E&T ｸﾞﾙｰﾌﾟの報告 - 7

2.2.3　第 9 回 BLG 小委員会 ESPH 作業部会の報告 - 7

第 3 章　国連危険物輸送及び分類調和専門家委員会

3.1　第 23 回及び 24 回 UNSCETDG への対応 - 8

3.2　第 5 回及び 6 回 UNSCEGHS への対応 - 8

3.3　UNSCETDG 等審議概要 - 8

3.3.1　第 23 回 UNSCETDG 審議概要 - 8

3.3.2　第 24 回 UNSCETDG 審議概要 - 10

3.3.3　第 5 回 UNSCEGHS 審議概要 - 12

3.3.4　第 6 回 UNSCEGHS 審議概要 - 13

おわりに - 15

付録 1　DSC 小委員会等審議概要

付録 1.1　第 8 回 DSC 小委員会提案文書概要 - 17

付録 1.2　第 8 回 DSC 小委員会審議概要 - 41

付録 1.3　DSC 小委員会 E&T ｸﾞﾙｰﾌﾟ審議概要 - 50

付録 1.4　第 9 回 BLG 小委員会 ESPH 作業部会審議概要 - 52

付録 2　UNSCETDG 等審議概要

付録 2.1　第 23 回 UNSCETDG 提案文書概要 - 55

付録 2.2　第 23 回 UNSCETDG 審議概要 - 63

付録 2.3　UNSCETDG 少量危険物作業部会審議概要 - 68

付録 2.4　第 24 回 UNSCETDG 提案文書概要 - 70

付録 2.5　第 24 回 UNSCETDG 審議概要 - 80

付録 2.6　第 5 回 UNSCEGHS 提案文書概要 - 86

付録 2.7　第 5 回 UNSCEGHS 審議概要 - 87

付録 2.8　第 6 回 UNSCEGHS 提案文書概要 - 91

付録 2.9　第 6 回 UNSCEGHS 審議概要 - 96

付録 3　第 8 回 DSC 小委員会への日本提案

付録 3.1　DSC 8/4/3：BC コード強制化 - 101

付録 3.2　DSC 8/4/4：BC コード案に対するコメント - 106

は じ め に

危険物、液状化物質等の船舶運送中に人命、船体、財貨等に有害な影響を及ぼすおそれのある貨物については、その取り扱いを適切、かつ、国際的に統一した基準で行うことが要請されている。このため、国際海事機関（IMO）は SOLAS 条約第 VI 章・第 VII 章をはじめ各種の規則・基準を整備し、その多くは日本国内法にも取り入れられている。これら規則・基準の IMO における審議の詳細は、危険物、固体貨物及びコンテナ小委員会（DSC 小委員会）に委ねられている。DSC 小委員会は、危険物、固体ばら積み貨物、コンテナ等貨物の海上運送に係る IMDG コード（国際海上危険物規程)、BC コード（固体ばら積み貨物の安全実施規則)、CSS コード（貨物の積付け及び固定に関する安全実施規則）等について審議を行なっている。また、海洋汚染防止条約附属書Ⅲ（MARPOL 条約）に基づく個品運送の海洋汚染物質の特定及びその運送要件は IMDG コードにより規定されており、同小委員会への付託事項の一つである。また、ばら積み液体及び気体物質小委員会（BLG 小委員会）にて検討が行われているばら積み液体危険物の海洋に対する危険性評価法は、基本的に個品危険物（海洋汚染物質）のそれと同じであり、その運送に係る国際規則は共にわが国危険物運送規則である「危険物船舶運送及び貯蔵規則（危規則)」に採り入れられている等、危険物の個品運送及びばら積み運送は相互に密接な関係がある。

一方、国連危険物輸送・分類調和専門家委員会（UN 委員会）は、危険物の国際的な安全輸送要件（危険物の定義、分類、容器及び包装、表示及び標札、危険性評価試験方法及び判定規準等）及び製造、輸送、貯蔵等の全ての分野における化学物質の分類及び表示の世界的調和（GHS）についての検討を行っている。UN 委員会で決定された輸送要件や有害化学物質の分類及び表示の要件は、危険物輸送や GHS に関する国連勧告としてまとめられ、危険物の海上運送規則である IMDG コードをはじめとする各輸送モードの国際運送基準や各国危険物輸送規則のモデル規則及び有害物質の分類表示に関する規則に取り入れられている。

DSC 小委員会及び UN 委員会で検討される内容は広範かつ詳細に及んでいるが、国内関連規則に直接係わりがあることから同小委員会及び委員会への提案については、日本の実状を踏まえた正確な対応が要請される。

こうした背景から、危険物及び特殊貨物の海上運送に関する専門家により構成される本委員会は、DSC 小委員会及び UN 委員会における各種検討事項について日本の意見を集約し、同小委員会及び委員会への日本意見をより確実に表明するとともに、関連情報を収集するために同小委員会等へ専門家を派遣している。また BLG 小委員会及びその作業部会にも専門家を派遣し、最新の情報を入手し本調査研究に反映させると共に、個品危険物運送に関する専門家の立場から、ばら積み危険物の海上運送に係る国際基準の策定に参画している。

本報告書は、本委員会の活動の成果をまとめたものである。

第 1 章　調査研究の目的及び概要

1.1　調査研究の目的

国際海事機関（IMO）の「危険物・固体貨物及びコンテナ小委員会（DSC 小委員会)」及び国連（UN）の「危険物輸送及び分類調和専門家委員会（UN 委員会)」への対応を検討するために、危険物及び特殊貨物の海上運送に関する専門家から成る委員会を設置し、我が国関係業界等の意見を包括的に集約すると共に、専門家を両国際機関委員会に派遣し各国専門家と直接意見や情報を交換することにより我が国の意見を反映し、危険物及び特殊貨物の安全でスムーズな海上運送に寄与することを目的とする。

1.2　調査研究の概要

1.2.1 DSC 小委員会及び UN 委員会への対応

1.2.1.1　DSC 小委員会への対応

IMO 第 8 回 DSC 小委員会及び同編集・技術作業部会（E&T グループ）での審議に対応するため「危険物等海上運送国際基準検討委員会」並びに同委員会の下に「危険物運送要件部会」、「特殊貨物運送部会」及び「危険性評価試験部会」を設置し各国提案文書等の詳細な検討を行い、これら検討結果を踏まえ、DSC 小委員会への日本提案文書案を作成した。更に、危険物及び特殊貨物の海上運送に係る専門家を DSC 小委員会及び同作業部会に派遣し、危険物等海上運送に係る国際基準に我が国意見の反映をはかると共に、最新の情報を入手し我が国の海事関係者に周知した。また、IMO 第 9 回ばら積み化学品及びガス（BLG）小委員会化学薬品安全性及び汚染危険評価（ESPH）作業部会に専門家を派遣し最新の情報を入手し調査研究に反映させると共に、個品危険物運送の関する専門家の立場からばら積み危険物の海上運送に係る国際基準の策定に参画した。

1.2.1.2　UN 委員会への対応

第 23 回及び 24 回国連危険物輸送専門家小委員会（UNSCETDG）並びに第 5 回及び 6 回国連分類調和専門家小委員会（UNSCEGHS）での審議に対応するため「危険物等海上運送国際基準検討委員会」の下に「危険物輸送 UN 対応部会」を設置し各国提案文書等の詳細な検討を行い、これら検討結果を踏まえ、同 UN 小委員会に日本代表委員を派遣し、危険物等海上運送に係る国際基準に我が国意見及び提案文書の反映をはかると共に、国連勧告に関する最新の情報を入手し我が国の関係者に周知した。

1.2.2 委員会の開催

(1) 危険物等海上運送国際基準検討委員会
　　第 1 回会合：平成 15 年 6 月 13 日
　　第 2 回会合：平成 16 年 3 月 10 日

(2) 危険物運送要件部会
　　第 1 回会合：平成 15 年 6 月 24 日
　　第 2 回会合：平成 15 年 9 月 10 日
　　第 3 回会合：平成 15 年 11 月 18 日

(3) 特殊貨物運送部会
　　第 1 回会合：平成 15 年 7 月 1 日
　　第 2 回会合：平成 15 年 9 月 11 日

第 3 回会合：平成 15 年 11 月 13 日
その他作業部会：2 回

(4) 危険性評価試験部会
第 1 回会合：平成 16 年 1 月 29 日
その他作業部会：1 回

(5) 危険物輸送 UN 対応部会
第 1 回会合：平成 15 年 6 月 20 日
第 2 回会合：平成 15 年 8 月 1 日
第 3 回会合：平成 15 年 11 月 19 日
第 4 回会合：平成 16 年 1 月 20 日

1.2.3 海外委員会等への派遣

(1) 第 23 回 UNSCETDG 及び第 5 回 UNSCEGHS：平成 15 年 6 月 30 日～7 月 9 日
派遣者：　八十川欣勇

(2) IMO 第 9 回 BLG 小委員会 ESPH 作業部会：平成 15 年 9 月 1 日～5 日
派遣者：　濵田高志

(3) IMO 第 8 回 DSC 小委員会：平成 15 年 9 月 22 日～26 日
派遣者：　落合眞和
濵田高志

(4) IMO･DSC 小委員会 E&T グループ：平成 15 年 9 月 29 日～10 月 3 日
派遣者：　濵田高志

(5) UNSCETDG 少量危険物作業部会：平成 15 年 10 月 22 日～24 日
派遣者：　八十川欣勇

(6) 第 24 回 UNSCETDG 及び第 6 回 UNSCEGHS：平成 15 年 12 月 3 日～13 日
派遣者：　八十川欣勇
三宅庸雅

第 2 章　国際海事機関　危険物、固体貨物及びコンテナ小委員会

2.1　第 8 回 DSC 小委員会への対応

危険物等海上運送国際基準検討委員会及び関連部会において第 8 回 DSC 小委員会提案文書概要（付録 1.1）を作成し、これに基づき審議検討を行った。その検討結果を同付録 1.1 に示す。また、委員会及び関連部会が準備し、DSC 小委員会に提出された日本提案を付録 3 に示す。

2.2　DSC 小委員会等審議概要

2.2.1　第 8 回 DSC 小委員会報告

(1)　会合の概要

①　平成15年9月22日～26日　ロンドンIMO本部

②　参加国又は機関

アルジェリア、アルゼンチン、豪、バハマ、バングラディッシュ、ベルギー、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コートジボアール、キューバ、北朝鮮、デンマーク、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、仏、独、ギリシャ、イラン、イスラエル、イタリア、日本、ラトビア、レバノン、リベリア、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モロッコ、蘭、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、ロシア、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ベネゼエラ、香港、OAS、ICS、ISO、IUMI、ICFTU、BIMCO、IACS、ICHCA、CEFIC、OCIMF、IICL、IFSMA、IRU、DGAC、INTERCARGO、IBTA及びVOHMA

③　議長等

議　長：Mrs. Olga Pestel Lefevre (仏)

副議長： Capt. J. Pablo Heusser （チリ）

事務局：Mr. Min Kyung-Rea & Mr. I. Rahim

④　日本からの出席者（敬称略、順不同）

植村　忠之	在連合王国大使館一等書記官
松本　友宏	国土交通省海事局
太田　　進	海上技術安全研究所
小島　隆志	海上技術安全研究所
赤塚　宏一	日本船主協会（ロンドン）
落合　眞和	日本船主協会
八住　俊秀	日本鉱業協会
梶田　智弘	日本造船研究協会
濵田　高志	日本海事検定協会

(2)　議 題

①　議題の採択

②　他のIMO機関の決定

③　国連勧告との調和を含むIMDGコード及び追補の改正

④　固体ばら積み貨物の性状評価を含むBCコードの見直し

⑤　貨物固定マニュアル

⑥ 海難及び事故報告並びにその分析
⑦ ターミナル代表者のための固体ばら積み貨物荷役マニュアルの策定
⑧ コンテナの重大構造欠損に関するガイダンス
⑨ 海上保安強化の対策
⑩ ばら積み貨物船の船舶／ターミナル間のインターフェースの改善
⑪ ばら積み貨物船の隔倉積み禁止
⑫ DSC 9の作業計画及び議題
⑬ 2004年議長及び副議長の選出
⑭ その他の議題
⑮ 海上安全委員会への報告

(3) 審議結果一覧

表 2.2.1 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 1.1 に示す。

(4) 審議の概要

審議の概要を付録 1.2 に示す。

表 2.2.1 DSC 8 審議結果一覧表（1/3）

（平成15年9月22日～26日、ロンドン）

議題	文書番号	提案国等	文書標題	対応	審議結果
1	8/1	事務局	暫定議題	－	－
	8/1/1	事務局	暫定議題の注釈	－	－
2	8/2	事務局	SOLA条約締約国会議、MSC、MEPC、FAL及び関連小委員会の決定	－	－
	8/2/Add.1	事務局	MSC 77の結果	適宜	各関連議題にて検討
	8/2/Add.2	事務局	MSC 77の結果	適宜	各関連議題にて検討
	8/2/1	事務局	C90の結果	適宜	各関連議題にて検討
	8/2/2	事務局	MEPC49の報告	適宜	各関連議題にて検討
3	8/3	E&T	ETグループの報告（IMDGコード第32回改正）	適宜	承認
	8/3/Add.1	E&T	ETグループの報告（IMDGコード第32回改正）	適宜	承認
	8/3/1	事務局	IMDGコードの改正（保安規定）	適宜	ノートされた。
	8/3/2	事務局	INDGコード改正案	適宜	合意
	8/3/3	ドイツ	IMDGコードの改正（ETグループによるドイツ提案の検討結果）	適宜	一部合意（E&T）
	8/3/4	ドイツ	MARPOL条約ANNEXⅢの見直し（海洋汚染物質に関する今後の規制）	適宜	継続審議
	8/3/5 and Corr.1	英国	IMOタイプポータブルタンクに関するMSCサーキュラー	支持	原則合意（E&T）
	8/3/6	オランダ	IMDGコードの改正（液体・固体エントリー）	適宜	原則合意（E&T）
	8/3/7	フランス	IMDGコードの改正（エアゾール UN1950）	支持	原則合意（E&T）
	8/3/8	フランス	IMDGコードの改正（緊急措置）	適宜	原則合意（E&T）
	8/3/9	フランス	IMDGコードの改正（PI P200）	適宜	原則合意（E&T）
	8/3/10	フランス及びベルギー	IMDGコードの改正（保安規定）	適宜	原則合意（E&T）

表 2.2.1　DSC 8 審議結果一覧表（2/3）

議題	文書番号	提案国等	文書標題	対応	審議結果
3	8/3/11	DSC議長	少量危険物規定に関する国連委員会非公式作業部会の検討結果	適宜	ノートされた。
	8/3/12	日本	IMDGコードの改正（保安規定の取り入れ）	－	原則合意（E&T）
	8/3/13	オランダ	IMDGコードの改正（UN1942、 UN2067及びUN3375とclass4.1物質の隔離）	支持	原則合意（E&T）
	8/3/14	英国	MARPOL条約ANNEXⅢの見直し	適宜	継続審議
	8/3/15	スペイン	IMDGコードの改正（PI P800）	適宜	原則合意（E&T）
	8/3/16	韓国	IMDGコードの改正（コンタクトポイントリストの改正）	適宜	合意（E&T）
	8/3/17	韓国	IMDGコードの改正（“maximum permissible load”の定義）	支持	原則合意（E&T）
	8/3/18	ノルウェー	IMDGコードの改正（UN3065 PGⅢ）	適宜	原則合意（E&T）
	8/3/19	ベルギー	IMDGコードの改正（フレキシブル中型容器の保護規定）	支持	原則合意（E&T）
	8/3/20	ベルギー	IMDGコードの改正（UN3360 FIBRES, VEGITABLE, DRY）	支持	原則合意（E&T）
	8/3/21	ベルギー	IMDGコードの改正（新バルクコンテナ規定）	適宜	原則合意（E&T）
	8/3/22	オランダ	MARPOL条約ANNEXⅢの見直し（GHSの実施）	適宜	継続審議
	8/3/23	ドイツ	IMDGコードの改正（UN1836及びUN1889）	支持	原則合意（E&T）
	8/3/24	ドイツ	IMDGコードの改正（熱源からの保護）	適宜	継続審議
	8/3/25	ドイツ	IMDGコードの改正（放射性物質の運送スケジュール）	反対	原則合意（E&T）
	8/3/26	ドイツ	IMDGコードの改正（UN2789及びUN2790とUN1848の比較）	適宜	原則合意（E&T）
	8/3/27	ドイツ	IMDGコードの改正（UN3090及びUN3091）	支持	原則合意（E&T）
	8/3/28	ドイツ	IMDGコードの改正（UN3363）	適宜	修正合意（E&T）
	8/3/29	ドイツ	IMDGコードの改正（塩化第一水銀）	支持	原則合意（E&T）
	8/3/30	米国	IMDGコードの改正（隔離グループ）	適宜	不採用（次回再検討）
	8/INF.2	ドイツ	MARPOL条約ANNEXⅢの見直し（海洋汚染物質に関する今後の規制）	適宜	継続審議
4	8/4	事務局	DSC7WGの報告	適宜	承認
	8/4/1	事務局	MSC 76の審議結果	適宜	ノートされた。
	8/4/2	フランス	硝酸アンモニア肥料のばら積み運送	適宜	DSCサーキュラー
	8/4/3	日本	BCコードの強制化	－	継続審議
	8/4/4	日本	BCコード案に対するコメント	－	継続審議
	8/4/5	フィンランド	チタン鉄鉱のばら積み運送	適宜	継続審議
	8/INF.4	オランダ	フェロシリコンの事故	適宜	ノートされた。
	8/INF.5	ノルウェー	フェロシリコンの事故	適宜	ノートされた。
5	8/5	事務局	貨物固定マニュアル	適宜	ノートされた。
	8/5/1	IACS	バラスト水管理に関する安全面（貨物関連）の問題について	支持	合意
	8/5/2	ロシア	非標準化貨物情報のフォーム	適宜	継続審議

表 2.2.1　DSC 8 審議結果一覧表（3/3）

議題	文書番号	提案国等	文書標題	対応	審議結果
6	8/6	事務局	海難及び事故の報告及び分析	適宜	ノートされた。
	8/6/1	ベルギー	CIPの検査結果	適宜	ノートされた。
	8/6/2	カナダ	CIPの検査結果	適宜	ノートされた。
	8/6/3	オランダ	CIPの検査結果	適宜	ノートされた。
	8/6/4	韓国	CIPの検査結果	適宜	ノートされた。
	8/6/5	ベルギー	CIPの検査結果	適宜	ノートされた。
	8/6/6	ドイツ	CIPの検査結果	適宜	ノートされた。
	8/INF.3	ドイツ	海難･事故報告及びその分析	適宜	DSC サーキュラー
7	8/7	事務局	ターミナル代表者のためのばら積み固体貨物荷役マニュアルの策定	適宜	継続審議（コレスポンデンスグループ）
	8/7/1	IBTA	ターミナル代表者のためのばら積み固体貨物荷役マニュアルの策定	適宜	継続審議（コレスポンデンスグループ）
8	8/8	事務局	コンテナの構造上の重大欠陥に関するガイダンス	適宜	ノートされた。
	8/8/1	ISO	ISO TC104の報告	支持	継続審議（コレスポンデンスグループ）
	8/8/2	スペイン	コレスポンデンスグループの報告	適宜	継続審議（コレスポンデンスグループ）
	8/8/3	ICS	コンテナの構造上の重大欠陥に関するガイダンス	適宜	継続審議（コレスポンデンスグループ）
	8/8/4	IICL	コンテナの構造上の重大欠陥に関するガイダンス	適宜	継続審議（コレスポンデンスグループ）
	8/8/5	英国	コレスポンデンスグループの報告へのコメント	支持	継続審議（コレスポンデンスグループ）
9	8/9及び 8/9/Add.1	事務局	海上保安強化のための措置	適宜	継続審議（コレスポンデンスグループ）
10	8/10	事務局	バルクキャリアーのための船舶／ターミナル インターフェイスの改善	適宜	MSC サーキュラー（議題削除）
11	8/11	事務局	バルクキャリアーの隔倉積み禁止	適宜	ノートされた。（議題削除）
	8/11/1	事務局	DE 46の審議結果	適宜	ノートされた。（議題削除）
12	8/12	事務局	DSC小委員会への付託事項	適宜	ノートされた。
13	―	―	2004年の議長及び副議長の選出	―	―
14	8/14	事務局	BLUコードの適用	適宜	作業項目として追加
	8/14/1	フランス及びカナダ	SOLAS Ⅱ-2/54規則及びⅡ-19規則への適合証書	適宜	作業項目として追加
	8/14/2	事務局	IMDGコードの実施に関するトレーニングコース	適宜	ノートされた。
15	―	―	海上安全委員会への報告	―	―

2.2.2 DSC 小委員会編集･技術作業部会報告

(1) 会合の概要

① 平成 15 年 9 月 29 日～10 月 3 日　ロンドン IMO 本部

② 参加国又は機関

バハマ、バングラディッシュ、ベルギー、デンマーク、フィンランド、仏、独、日本、モロッコ、蘭、ノルウェー、韓国、スウェーデン、スイス、英国、米国、CEFIC、ICS、IRU、VOHMA 及び WNTI

③ 議長等

議　長：Ms. Olga P. Lefevre（仏）

事務局：Mr. I. Rahim

④ 我が国からの出席者

濵田高志　　日本海事検定協会

(2) 主な議題:

① IMDG コード第 31 回改正内容の訂正

② IMDG コード第 32 回改正案

③ IMO タイプポータブルタンクの使用に関するサーキュラーの作成

(3) 審議の概要

審議の概要を付録 1.3 に示す。

2.2.3 第 9 回 BLG 小委員会 ESPH 作業部会報告

(1) 会合の概要

① 平成15年9月1日～5日　ロンドンIMO本部

② 参加国又は機関

ベルギー、独、フランス、日本、マレーシア、蘭、ノルウェー、パナマ、ロシア、スウェーデン、英、米、IAPH、ICS、CEFIC、INTERTANKO、DGAC及びIPTA

③ 議長等

議　長：Mrs. M.C. Tiemens-Idzinga（蘭）

事務局：Mr. J. Crayford

④ 日本からの出席者（敬称略、順不同）

岡村　敏　　日本造船研究協会

石綿　雅雄　　日本化学工業協会

吉田　千秋　　理工学振興会

濵田　高志　　日本海事検定協会

(2) 議 題

① 新規物質の評価

② 汚染分類決定のための基準の策定

③ 洗浄剤の評価

④ MEPC.2／Circ.8の見直し

⑤ 混合物の危険性評価方法

(3) 審議の概要

審議の概要を付録 1.4 に示す。

第 3 章　国連危険物輸送及び分類調和専門家委員会

3.1　第 23 回及び 24 回 UNSCETDG への対応

危険物等海上運送国際基準検討委員会及び危険物輸送 UN 対応部会において、それぞれ第 23 回及び 24 回 UNSCETDG 提案文書概要（付録 2.1 及び 2.4）を作成し、これに基づき審議検討を行った。その検討結果を同付録 2.1 及び 2.4 に示す。

3.2　第 5 回及び 6 回 UNSCEGHS への対応

危険物等海上運送国際基準検討委員会及び危険物輸送 UN 対応部会において、それぞれ第 5 回及び 6 回 UNSCEGHS 提案文書概要（付録 2.6 及び 2.8）を作成し、これに基づき審議検討を行った。その検討結果を同付録 2.6 及び 2.8 に示す。

3.3　UNSCETDG 等審議概要

3.3.1.1　第 23 回 UNSCETDG 審議概要

(1)　会合の概要

①　平成15年6月30日～7月4日　ジュネーブ国連欧州本部

②　参加国又は機関

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコ、フィンラド、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、スペイン、南アフリカ、スウェーデン、英国、米国、バハマ、ギリシャ、スイス、チュニジア、EC、IAEA、IMO、OTIF、UNEP/SBC、WHO、ABSA、AEGPL、AISE、CEFIC、CGA、CTIF、DGAC、EIGA、FIATA、IATA、ICCA、ICCR、ICDM、ICPP、IFDI、ISO、ITCA及びUIC

③　議長等

議　長：Mr. S. Benassai (イタリア)

副議長： Mr. F. Wybenga (米国)

④　日本からの出席者（敬称略、順不同）

梅村 浩司	日本舶用品検定協会
大井 征史	国土交通省海事局検査測度課
津金 秀樹	経済産業省原子力安全・保安院保安課
中島 紀昭	全日本火薬類保安協会
八十川 欣勇	国連危険物輸送専門家小委員会委員・日本海事検定協会
吉田 千秋	理工学振興会･東京工業大学

(2)　議 題

①　議題の採択

②　ガス輸送

③　爆発物､自己反応性物質及び有機過酸化物

(a)　煙火の分類

(b)　関連提案

④　容器(小型､中型及び大型)

(a)　国連容器要件の評価

(b) 性能試験（振動試験及び貫通試験）

(c) 関連提案（第4.1、6.1、6.3、6.5及び6.6章）

⑤ 少量危険物

⑥ 危険物のリスト、分類及び包装

(a) 次亜塩素酸カルシウム

(b) 関連提案（第２及び３部）

⑦ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)

(a) 水生環境有害性

(b) その他

⑧ IAEA 放射性物質安全輸送規則との調和

⑨ モデル規則改正関連提案

⑩ 事故報告手順

⑪ 緊急措置の標準化

⑫ モデル規則の策定原則指針

⑬ その他の事項

⑭ 報告書の承認

(3) 審議結果一覧

表 3.3.1 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 2.1 に示す。

(4) 審議の概要

審議の概要を付録 2.2 に示す。

表 3.3.1 UNSCETDG 23 審議結果一覧表（1/2）

（平成15年6月30日～7月4日、ジュネーブ）

議題	文書番号	提案国等	文書標題	対応	結果
1	03/1	事務局	文書リスト	資料	資料
2	02/7	AEGPL	小型ガス容器(UN2037)の品名等	賛成	不採択
	02/8	AEGPL	小型ガス容器(UN2037)の一般要件	適宜	取り下げ
	02/57	オーストリア	SP191の改正	適宜	新提案
	02/81	スウェーデン	P204案に対する意見	賛成	取り下げ
	03/4	EIGA	PI P200に対する改正提案	適宜	不採択
	03/12	EIGA	UN1010及びUN1012の品名改正	適宜	継続検討
	03/21	米国	MEGCs要件に関する改正提案	適宜	修正提案
	03/28	米国	ガス用圧力容器に関する提案	適宜	具体的提案
3a	03/14	オランダ	煙火の分類基準	適宜	W/G検討資料
	03/20	米国	煙火の無試験分類システム(DCS)	適宜	W/G検討資料
	03/25	CTIF	煙火の分類基準及び火薬類の表示	適宜	持ち越し
	C3/42/A2	事務局	煙火W/G報告書	資料	W/G検討資料
3b	03/13	スペイン	ANEのSP309の改正	適宜	修正提案
4a	03/16	オランダ	UN容器要件の評価	適宜	個別対応
4b	03/10	英国	モデル規則の容器試験(ISO 16104)の参照	適宜	新提案
	03/27	米国	IBCsの試験要件	適宜	*採択
4c	03/6	英国	医薬用エアゾール及び小型ガス容器	賛成	継続検討
	03/7	英国	廃棄/再利用エアゾールの包装方法	賛成	修正提案

表 3.3.1　UNSCETDG 23 審議結果一覧表（2/2）

（平成15年6月30日～7月4日、ジュネーブ）

議題	文書番号	提案国等	文　書　標　題	対 応	結　果
4c	03/8	英国	医療廃棄物のばら積み輸送	適 宜	*採択
	03/9	英国	ガス以外の物質のシリンダーによる輸送	賛 成	修正提案
6b	02/59	ドイツ	チオ乳酸(UN2936)の分類替え	適 宜	取り下げ
	03/5	フランス	UN2015(過酸化水素)のタンク基準の改正	適 宜	採択
	03/11	英国	UN3373(診断用標本)のSP319の改正	適 宜	採択
	03/17	ICCA	UN2662(ハイドロキノン)の分類	賛 成	*採択
	03/18	南アフリカ	危険物リストの含有率の表現	賛 成	持ち越し
	03/19	フランス	区分4.1 SRSの分類基準	賛 成	持ち越し
	03/22	米国	吸入毒性物質の要件	賛 成	趣旨採択
	03/23	米国	UN1230(メタノール)の新SP	反 対	取り下げ
	03/26	オーストリア	鋼及びアルミへの固体物質の腐食性	適 宜	新提案
7b	03/15	オランダ	対応すべき問題及び作業構成(GHS関連)	適 宜	個別対応
8	03/2	IAEA	IAEA輸送規則(2003年版)小改訂	適 宜	資料
	03/3	IAEA	IAEA輸送規則(2003年版)改訂案	適 宜	資料
	03/24	事務局	IAEA規則改正に伴なう国連勧告改正案	適 宜	資料

3.3.1.2　UNSCETDG 少量危険物作業部会審議概要

(1)　会合の概要

①　平成15年10月22日～24日　カナダ運輸省

③　参加国又は機関

オーストラリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イラン、イタリー、日本、オランダ、英国、米国、ICAO DGP、IMO、IAEA、IATA、IECC、危険物荷主協会(米国)、カナダ化学品製造者協会、CCSPA、カナダ塗料工業会、COSTHA、欧州塗料、CEPE及び欧州エアゾール連盟

③　日本からの出席者（敬称略）

八十川 欣勇　　国連危険物輸送専門家小委員会委員・日本海事検定協会

(3)　審議事項

少量危険物に関する輸送モード規則間の調和を図るための検討

(2)　審議の概要

審議の概要を付録2.3に示す。

3.3.2　第 24 回 UNSCETDG 審議概要

(1)　会合の概要

①　平成15年12月3日～13日　ジュネーブ国連欧州本部

②　参加国又は機関

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、チェコ、フィンラド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ポーランド、 ポルトガル、ロシア、スペイン、南アフリカ、スウェーデン、英国、米国、アルジェリア、ブルガリア、ギリシャ、ルーマニア、スイス、EC、IAEA、ICAO、IMO、OTIF、WHO、ABSA、AISE、CTIF、DGAC、EBRA、FEA、FIATA、IATA、ICCA、ICCR、ICDM、

IECC、ICPP、IFDI、ISO、VOHMA、SEFEL及びUIC

③　議長等

議　長：Mr. S. Benassai (イタリア)

副議長： Mr. F. Wybenga (米国)

④　日本からの出席者（敬称略、順不同）

津金　秀樹　　経済産業省原子力安全・保安院保安課

中島　紀昭　　全日本火薬類保安協会

三宅　庸雅　　日本海事検定協会

八十川　欣勇　　国連危険物輸送専門家小委員会委員・日本海事検定協会

吉田　千秋　　理工学振興会･東京工業大学

(2)　議 題

①　議題の採択

②　ガス輸送

③　爆発物､自己反応性物質及び有機過酸化物

(a)　煙火の分類

(b)　硝安エマルジョン

(c)　関連提案

④　容器(小型､中型及び大型)

(a)　国連容器要件の評価

(b)　性能試験（振動試験及び貫通試験）

(c)　関連提案（第4.1、6.1、6.3、6.5及び6.6章）

⑤　少量危険物

⑥　危険物のリスト､分類及び包装

(a)　次亜塩素酸カルシウム

(b)　関連提案（第２及び３部）

⑦　化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)

(a)　水生環境有害性

(b)　健康有害性

(c)　物理化学的危険性

⑧　IAEA 放射性物質安全輸送規則との調和

⑨　モデル規則改正関連提案

⑩　事故報告手順

⑪　緊急措置の標準化

⑫　モデル規則の策定原則指針

⑬　その他の事項

⑭　報告書の承認

(3)　審議結果一覧

表 3.3.2 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 2.4 に示す。

(4)　審議の概要

審議の概要を付録 2.5 に示す。

表 3.3.2　UNSCETDG 24 審議結果一覧表

(平成15年12月3日～13日、ジュネーブ)

議題	文書番号	提案国等	文　書　標　題	対 応	備　考･結　果
1	03/30	事務局	文書リスト	資 料	資料
	03/46	事務局	会合期日変更(議事予定表)	資 料	資料
2	03/42	米国	SP190及びSP191の改正	適 宜	取下げ
	03/43	米国	MEGCsの要件に関する改正	適 宜	次回持越し
	03/51	FEA	エアゾールに対する温水槽試験の代替	適 宜	次回新提案
3a	C3/46/A1	報告書	煙火W/G報告書	適 宜	W/G検討資料
3b	03/31	スペイン	ANEの定義	適 宜	W/G検討資料
3c	03/19	フランス	区分4.1 SRSの分類基準	賛 成	次回新提案
	03/33	ノールウェイ	区分5.2の新標札	適 宜	次回新提案
4a	03/37	英国	ISO 16104(容器試験)の参照	適 宜	取下げ
	03/57	オランダ	UN容器要件の評価	適 宜	次回具体的提案
4b	03/44	スペイン	貫通試験に関する提案	適 宜	新提案(仏)
4c	03/9	英国	ガス以外の物質のシリンダーによる輸送	賛 成	取下げ
	03/32	スペイン	UN2809(水銀)の包装基準	適 宜	採択
	03/35	英国	廃棄/再利用エアゾールの包装方法	適 宜	不採択
	03/36	英国	医薬用エアゾール及び小型ガス容器	適 宜	*採択
	03/38	英国	4.1.1.8項の圧力安全装置	適 宜	*採択
	03/39	英国	容器規定に関する各種提案	適 宜	*採択
	03/56	豪州	複合IBCｓの積重ね要件	適 宜	取下げ
	C3/46/51	報告書	医療廃棄物のばら積み輸送	適 宜	採択
5	24/INF8	カナダ	LQWG報告書	適 宜	次回正式提案
6a	03/34	米国	次亜塩素酸カルシウム	賛 成	採択
6b	03/18	南アフリカ	危険物リストの含有率の表現	賛 成	*採択
	03/29	南アフリカ	ﾄﾘｸﾛﾛｲｿｼｱﾇﾙ酸の分類	適 宜	情報要請
	03/47	ｵｰｽﾄﾘｱ	鋼及びアルミへの固体物質の腐食性	適 宜	採択
7a	03/58	オランダ	水生環境有害	適 宜	趣旨採択
7b				適 宜	
7c	03/54	米国	引火性液体の分類基準の調和	適 宜	不採択
8					
9	03/48	米国	吸入毒性物質(TIH)の要件	適 宜	不採択
	03/49	米国	輸送書類(追加品名)要件	適 宜	取り下げ
	03/52	米国	輸送書類の記載順序	適 宜	*採択
	03/55	米国	表示要件(天地無用表示)	適 宜	*採択
10	03/50	事務局	事故報告作成手順	資 料	資料
11					
12					
13	03/40	FIATA	国連モデル規則と輸送モード規則との差異	適 宜	資料
	03/41	事務局	EBRAのSCERDGへの参加要請	適 宜	採択
	03/45	事務局	ECOSOC決議(2003/64)	情 報	情報

3.3.3　第 5 回 UNSCEGHS 審議概要

(1)　会合の概要

①　平成15年7月7日～9日　ジュネーブ国連欧州本部

②　参加国又は機関

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、チェコ、フィン

ラド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン、英国、米国、ブルガリア、セネガル、スイス、ザンビア、UNITAR、ILO、EC、OECD、AISE、CEFIC、EIGA、FIPCM、DGAC、ICCA、ISO及びSDA

③　日本からの出席者（敬称略、順不同）

菅　陽二	経済産業省製造産業局
城内　博	日本大学大学院理工学研究科
関口　秀俊	東京工業大学
津金　秀樹	経済産業省原子力安全・保安院保安課
中島　紀昭	全日本火薬類保安協会
行木　美弥	環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課
樋口　政純	厚生労働者省医薬局審査管理課
藤原　修三	産業技術総合研究所
八十川　欣勇	国連危険物輸送専門家小委員会委員・日本海事検定協会
吉田　千秋	理工学振興会･東京工業大学

(2)　議 題

①　議題の採択
②　会期外通信作業部会報告
③　他の国際機関との協力
④　化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)の改正提案
⑤　GHSの実施
⑥　管理能力強化
⑦　その他の事項
⑧　報告書の承認

(3)　審議結果一覧

表 3.3.3 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 2.6 に示す。

(4)　審議の概要

審議の概要を付録 2.7 に示す。

表 3.3.3　UNSCEGHS 5 審議結果一覧表

(平成15年7月7日～9日、ジュネーブ)

文書番号	議題	提案国等	文　書　標　題	対 応	結　果
03/1	4	EIGA	毒性ガス混合物の分類	適 宜	継続
03/2	3	OECD	陸生環境有害に関するOECD報告	適 宜	報告
03/3	3	UNEP	オゾン破壊物質の分類及び表示	適 宜	報告
03/4	3	BC.Sec	バーゼル条約上の廃棄物の分類と有害特性	適 宜	報告
03/5	4	フランス	自己反応性物質の分類	賛 成	取り下げ

3.3.4　第 6 回 UNSCEGHS 審議概要

(1)　会合の概要

①　平成15年12月10日～12日　ジュネーブ国連欧州本部
②　参加国又は機関

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、チェコ、フィン

ラド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国、米国、ロシア、セルビア・モンテネグロ、UNEP、UNITAR、ILO、WHO、CEC、OECD、AISE、CEFIC、EIGA、FIPCM、DGAC、ICCA、ISO、IPIECA及びSDA

③　日本からの出席者（敬称略、順不同）

菅　陽二　　経済産業省製造産業局
城内　博　　日本大学大学院理工学研究科
津金　秀樹　　経済産業省原子力安全・保安院保安課
中島　紀昭　　全日本火薬類保安協会
行木　美弥　　環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課
樋口　政純　　厚生労働者省医薬局審査管理課
藤原　修三　　産業技術総合研究所
三宅　庸雅　　日本海事検定協会
八十川　欣勇　　国連危険物輸送専門家小委員会委員・日本海事検定協会
吉田　千秋　　理工学振興会･東京工業大学

(2)　議 題

①　議題の採択
②　GHSの改正提案
③　会期外通信作業部会報告
④　危険物輸送勧告との調和
⑤　他の国際機関との協力
⑥　GHSの実施
⑦　キャパシティ・ビルディング
⑧　その他の事項
⑨　報告書の承認

(3)　審議結果一覧

表 3.3.4 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 2.8 に示す。

(4)　審議の概要

審議の概要を付録 2.9 に示す。

表 3.3.4　UNSCEGHS 6 審議結果一覧表

（平成15年12月10日～12日、ジュネーブ）

文書番号	議題	提案国等	文　書　標　題	対 応	結　果
03/6	2	フランス他	オゾン破壊物質の分類及び表示	適 宜	継続
03/7	2	EIGA	毒性ガス混合物の分類	適 宜	継続
03/8	5	米国他	バーゼル条約上の廃棄物の分類と有害特性	適 宜	趣旨採択
03/9	2	OECD	水反応毒性物質等の分類	適 宜	継続
03/10	8	事務局	ECOSOC決議（2003/64）	情 報	報告

お わ り に

海上運送される危険物や特殊貨物は極めて種類が多く運送に係る要件も多岐にわたっている。従って、多くの技術分野の専門家集団により、海上運送に関する検討がなされ安全策を講じている。日本の代表として IMO 及び UN 等の国際会議に参加している団員は、多くの技術分野の専門家集団により検討された的確な結論を基に立脚された意見を述べ討議に参加している。すなわち、国際会議での議論の前に、日本において専門家集団による十分な情報交換、議論、分析、検討、そして結論付けがおこなわれていなければならない。このような、組織化された専門集団による検討がなければ、国際会議での日本の議論は、表面的で形式的な空疎なものになりかねない。

先進工業国であり、工業製品の種類も多い日本の取り扱う貨物は、当然多様でありなものとなる。そのため、上記専門家集団の活躍が極めて重要であり、その活動は単に国内問題に留まらず世界の海事の安全に繋がるといってよい。

日本における専門家集団に対応している本委員会では、IMO 及び UN 委員会に提出される諸問題を検討するだけでなく、独自に調査課題を設定して、その解決策を探求し、地道で総合的な活動を行うことにより危険物や特殊貨物の安全運送の確保に寄与している。

なお、本委員会では、来年度以降も引き続き IMO 及び UN への各国の提案文書を詳細に検討し、各種安全基準の改善に努める予定である。

本報告書の作成にあたり、ご協力いただいた関係各位に厚く謝意を表するとともに、本報告書が海上運送の安全の一助となれば幸である。

付録１　DSC 小委員会等審議概要

付録1.1　第8回DSC小委員会提案文書概要

(2003年9月22日～26日；ロンドンＩＭＯ本部)

文書番号	表　題	提　案　内　容	対応	結果
8/1 (事務局)	暫定議題	一覧表参照	—	—
8/1/1 （事務局）	暫定議題の注釈	○ 暫定議題の注釈 各議題の検討すべき内容の概要説明 ○ WG及びDGの予定： WG1　Review of the BC Code（議題4） WG2　Development of a manual on loading and unloading of solid bulk cargoes for terminal representatives（議題7） WG3　Review of MARPOL73/78 ANNEX III（議題3） DG1　Guidelines on serious structural deficiencies in containers（議題8） [DG2　Measures to enhance maritime security（議題9）] ○ DSC8 Timetable：	—	—
8/2 （事務局）	SOLA条約締約国会議、MSC、MEPC、FAL及び関連小委員会の決定	Related documents: MEPC 48/21, FAL 30/20, FP 47/16, DE 46/32, MSC 76/23, SOLAS/CONF. 5/32, SOLAS/CONF. 5/34 and DSC 8/1 【提案のポイント】 議題2関連： ○ MSC 76は陸上関係者によりIMDGコードの実施に関する作業項目をDSCの作業計画から削除した。 ○ MSC 76の指示に従いFP 47は部分風雨密ハッチカバーを有するコンテナ船に関するガイドライン案を準備した。同ガイドラインはMSC 77にて審議される。 ○ MSC 76はDEに対し新造の単一船倉一般貨物船への浸水アラームの設置要件案を検討するよう指示した。これに関連してMSCはDSCにDEより照会があった時点でアラーム設置に関する作業面からのアドバイスを行うよう指示した。 ○ 議長会議の結果を報告したものである。委員会及び小委員会の作業ガイドライン、機関の長期作業計画、小委員会のリストラクチャリング等の検討が行われており、今後も議長会議にて検討が続けられる。 ○ MSC 76はDSC 8にBLUコードの適用範囲を拡大する提案（MSC 76/13/1）の検討を行うよう指示した。（DSC 8/14参照） 議題3関連： ○ MSC 76はIMDGコードの規定の免除に関するサーキュラー案を作成しMSC 77に提出するようE&Tグループに指示した。（DSC 8/3参照） ○ MEPC 48及びMSC 76はDSCの作業項目"MARPOL条約 ANNEX IIIの実施"の議題名を"MARPOL 条約ANNEX IIIの見直し"へ変更することを承認した。 議題4関連： ○ MSC 76はバルクキャリアワーキンググループの助言に従いDSCにBCコードの強制化に関する検討を行うよう指示した。（DSC 8/4/1参照）	適宜（各議題文書対応参照）	各議題文書結果参照

		議題 5 関連： ○ MEPC 48 はバラスト水の管理に関する国際条約案を作成した。本案は会期外会合及び MEPC 49 にて更に検討され 2004 年初頭に開催される外交会議にて採択される予定である。（DSC 8/5 参照） ○ MSC 76 は ILO、UN ECE 及び WCO と協力し IMO モデルコース 3.18 を考慮したセミナー／ワークショップ開催の可能性を検討するよう事務局に指示した。（DSC8/5 参照） 議題 6 関連： ○ MSC 76 は、事故に至らない危険物に関連する事象の報告は DSC が検討を行い、事故の報告は FSI が検討を行うことに合意した。しかしながら、危険物が関連している事故報告は DSC も検討を行うこととする。（DSC 8/6 参照） 議題 7 関連： ○ MSC 76 は DSC にターミナル代表者のためのばら積み固体貨物荷役マニュアルの策定作業を続けるよう指示した。これに関連して FAL 30 は SPI ワーキンググループの作業計画からターミナル代表者のための荷役マニュアルの策定の関する議題を削除することとした。（DSC 8/7 参照） 議題 9 関連： ○ SOLAS 条約締約国会議にて海上保安に関する SOLAS 条約改正及び ISPS コードが採択された。（DSC 8/9 参照） 議題 10 関連： ○ MSC 76 は DSC に BLU コードの規定の適用を促すサーキュラーを作成するよう指示した。（DSC 8/10 参照） 議題 11 関連： ○ MSC 76 は DE 及び DSC に対し、ばら積み船の隔倉積み禁止に関する検討を行うよう指示した。（DSC 8/11 及び 8/11/1 参照） 議題 12 関連： ○ MEPC 48 及び MSC 76 は DSC の作業計画及び DSC 8 の暫定議題を承認した。それらは ANNEX として添付されている。		
8/2/Add.1 （事務局）	MSC 77 の結果	Related documents: DSC 7/15, DSC 8/2 and MSC 77/26 【提案のポイント】 DSC 7 の報告書のうち MSC 76 で対応済である事項以外についての MSC 77 の検討結果である。 ○ MSC 77 は、EmS は改正されたばかりであり、それを使用した上で改正等の必要があれば DSC 8 に提案を行うようにとする DSC 7 の決定を承認した。（議題 3 関連） ○ MSC 77 は、事務局が改正された MFAG の内容に関し WHO のコメントを要請したが、まだ返答がないということをノートした。（議題 3 関連） ○ MSC 77 は BC コードの見直しに関する議題の目標終了予定を 2004 年に延長することを承認した。（議題 4 関連） ○ MSC 77 は貨物固定マニュアル（バラスト水管理）の検討に関し IACS の研究結果及びバラスト管理規定案の策定を待って検討を行うとする DSC 7 の決定を承認した。（議題 5	適宜（各議題文書対応参照）	各議題文書結果参照

		関連) ○ MSC 77 はコンテナの欠陥の関するコレポングループの設立を承認した。(議題 8 関連) ○ MSC 77 は保安強化のための措置に関し、SOLAS 条約締約国会議等の結果を待って検討を行うとする DSC 7 の決定を承認した。これに関連して海上保安に関する IMO の作業計画が ANNEX として添付されている。(議題 9 関連) ○ MSC 77 は E&T グループが作成した IMDG コードの規定の免除に関するサーキュラー案を MSC/Circ.1075 として承認した。(議題 3 関連) ○ MSC 77 は DE 46 が隔倉積みの禁止に関する基本案原則合意したことに同意し、その修正案を作成しすると共に更に検討を行うよう DE 47 に同案を付託した。(議題 11 関連) ○ MSC 77 は FP 47 が作成した部分風雨密ハッチカバーを有するコンテナ船に関するガイドライン案を MSC/Circ.1087 として承認した。		
8/2/Add.2 (事務局)	MSC 77 の結果	Related documents: MSC 77/26 【提案のポイント】 MSC 77 は固定式消火設備の承認に関するガイドラインの統一解釈に関する MSC/Circ.1082 を承認した。これに関し、MSC は今後は既存のガイドラインに問題点等があればガイドラインそのものを改正し、ガイドラインの統一解釈を作成するようなことは避けるべきであると合意した。	適宜(各議題文書対応参照)	各議題文書結果参照
8/2/1 (事務局)	C90 の結果	Related documents: MSC 77/26 and C 90/WP.2/Add.5 【提案のポイント】 ○ C 90 は、翻訳作業の負担を減らすという観点から議長会議にて提案された次に掲げる技術系委員会及び小委員会のレポート処理方法の検討を行った: 「金曜日に提出される小委員会のドラフトレポートは承認のため"議論の要約"、"ANNEXES"及び"委員会の承認等を必要とする事項"のみを含むものとし、最終レポートは小委員会の閉会ご議長と事務局が準備し、次回会合にて最終承認を受ける。」 ○ C 90 は、この手法の評価を行うためトライアルとして 1 乃至 2 の小委員会(最終的に SLF 46 及び DSC 8 に決定)で実施することに合意した。 ○ C 90 は事務局長に対しその他の手法及びそれに関連する費用等について調査し次回理事会に報告するよう指示した。	適宜(各議題文書対応参照)	各議題文書結果参照
8/3 及び 8/3/Add.1 (E&T)	E&T グループの報告	Related documents: DSC 7/3/2 等 【提案のポイント】 2003 年 3 月 17~21 日に開催された E&T グループの作業報告。DSC 7 の決定及び 2002 年 12 月に採択された国連勧告第 13 回改訂を基に作成した IMDG コード第 32 回改正案である。同改正案中の主な改正点等は次の通りある: 1 くん蒸中の貨物輸送ユニットに class 9 の危険物が収納されていない場合には当該ユニットに class 9 のプラカードを貼付する必要はなく、その旨がコードの本文および特別要件 SP 910 に規定された。(DSC 7/3/15) 2 隔離グループ及び隔離規定の改正が行われ、隔離規定の変更が行われるとともに新隔離	適宜(保安規定及び class 9(環境有害物質)関連事項は関連文書の対応を参照)	承認された。(保安規定及び class 9(環境有害物質)関連事項は関連文書の対応を参照)

		グループ「アルカリ類」が追加された。(DSC 6/3/15 及び DSC 7/3/3) 3 class 1.4 を除き、火薬類はコンテナ船の最も外側の row に積載してはならないとする規定が追加された。(DSC 7/3/11) 4 N.O.S.エントリーに関し、当該物質が何れかの隔離グループに該当する場合には、荷送人はその旨を運送書類に記載しなければならないとする規定が追加された。これに関連して、すべての物質がいずれかの隔離グループに該当するわけではなく、書類中に隔離グループに関する記載がない場合もあるとの注も追加された。(DSC 7/3/24) 5 620 kg/m^3 以上の密度を持ったサイザル麻の非開放型貨物輸送ユニットによる運送はコードの適用を受けないとする要件が SP 299 に追加されるとともに、400 kg/m^3 以上の密度を持つフラックスもコードの適用を受けないとする特別要件が追加された。(DSC 7/3/6) 6 第 29 回改正までは採り入れられていたが、現行 IMDG コードには採り入れられていなかったポータブルタンクの船上での注排出の禁止に関する規定が追加された。(DSC 7/3/8) 7 救命機器類に関し、100 ml 以下の炭酸ガスボンベを内蔵しているが他の危険物を内蔵していない救命機器類は、一定の包装形態を条件としてコードの適用を受けないとする除外規定が追加された。(DSC 7/3/27) 8 現在 2 種に分かれているエアゾール（UN 1950）のエントリーを 1 つに統合することが合意された。(DSC 7/3/29) 9 国連勧告では過塩素酸カルシウム(UN 1748、UN 2208 及び UN 2880)の輸送に袋（小型容器）及び IBC を使用することが認められているが DSC 5 の決定に従い海上運送ではその使用は禁止されることとなった。 10 7.9 節に主管庁裁量による免除規定が導入された。 11 Security に関する規定（国連勧告 13 回改訂第 1.4 節）は DSC 8 の決定を待つこととして、[ ]に入れられたまま改正案に含められている。（文書 DSC 8/3/1 参照） 12 また、class 9 物質（特に環境有害物質）の分類に関する規定（国連勧告 13 回改訂第 2.9 節）も今後の検討によることとされ、[ ]に入れられたまま改正案に含められている。		
8/3/1 (事務局)	IMDG コードの改正（第 1.4 節保安規定)	Related documents: DSC 8/3 and DSC 8/3/Add.1 【提案のポイント】 2003 年 3 月に開催された E&T グループの要請に基づき、IMDG コード第 32 回改正案に含まれている保安規定（第 1.4 節）と他の IMO 保安関連規定 (SOLAS 第 XI-2 章及び ISPS コード) との関係について調査し、その結果を報告しているものである。IMDG コード案中に規定は他の運送モードに関連する規定も含まれており、その融通性について最終的結論は出せないとしながらも、次の点を指摘している： 1 双方の規定とも"保安計画（security plan）"という文言を使用しているが、同一のものではなく混乱を招きかねない。 2 同様に IMDG コード案では"security training"という文言が使われているが、ISPS コードでは"Training, drills and exercises security"という文言が使用されている。 3 一般要件として ISPS コードの遵守に関する規定を 1.4 章に取り入れ、（closed CTUs に関する WCO の検討も踏まえ）その他危険物運送にかかる特別追加要件を取り入れることが妥当かもしれない。	DSC 8/3/12 への対応参照	ノートされた。

		4　現状の規定案ではその他問題はなさそうであるが、今後船員に対する教育訓練関連規定を取り入れる場合にはSTCW条約も考慮する必要がある。		
8/3/2 （事務局）	IMDGコード改正案	Related documents: DSC 8/3 and DSC 8/3/Add.1 【提案のポイント】 E&Tグループが準備した改正案をまとめたものである。内容についてはDSC 8/3及びDSC 8/3/Add.1参照のこと。	適宜（DSC 8/3及び8/3/Add.1への対応参照）	DSC 8/3及び8/3/Add.1の結果参照
8/3/3 （ドイツ）	IMDGコードの改正（ETグループによるドイツ提案の検討結果）	Related documents: DSC 8/3 and DSC 8/3/Add.1 【提案のポイント】 ○　ドイツは3月に開催されたETグループにいくつかの改正提案（編集上の又はエラーによる）を行った。本提案は、上記提案のうち同グループにて実質的な改正案であり、小委員会での検討が必要であるとされたものである。それらは下記の通りである： 1　新規エントリーUN 3377～3380のカラム15 (EmS)、16 (Stowage and segregation)及び17 (Properties and observations) の改正案を本文書のANNEXに添付する。 2　容器包装要件P002中の特別要件PP78とP406中のPP78はその内容が違うのでP002中のPP78の番号を変更する。 3　中型容器の容器包装要件IBC 08中のB2他の要件中のB2とはその内容が違うのでIBC 08中のB2の番号を変更すると共に、同B2中の適用物質リストからUN 1439が漏れているためそれを追加する。 4　IMDGコード6.5.2.2.2項中の"provisions"という表現を国連勧告にあわせ"requirements"に修正する。 5　IMDGコード7.1.7.1.1項（closed cargo transport unitの定義）中の"substantial"という表現を削除する。 6　火薬類の積載方法に関するIMDGコード7.1.7.1.7.1項は甲板上及び甲板下積載双方に適用されるので同項中の"under deck"という記述を削除する。 7　IMDGコード第7章中では引火性液体に関する特別規定の引火点基準として"23℃以下"が規定されている。これはclass 3の基準と相違するものであるのでclass 3の基準とあわせ"23℃未満"に改正する。（7.1.9.2項、7.1.9.6項、7.4.4.1.1項、7.4.5.8項、7.4.5.11項及び7.4.5.13項）	適宜（提案4については該当パラに"provisions"の表現無し。提案5については3月のE&Tグループで対応済。）	一部合意（提案1及び6は合意。提案2及び5は検討済み。提案3及び4は不採用。提案7は今後再検討。）
8/3/4 （ドイツ）	MARPOL条約ANNEX IIIの見直し（海洋汚染物質に関する今後の規制）	Related documents: MEPC 48/14, MEPC 48/10/1, MEPC 49/11/3, DSC 7/3/10, DSC 7/INF.8, DSC 7/3/19及びDSC 8/INF.2 【提案のポイント】 GHSの基づく環境有害物質（水生環境）の基準が国連勧告に導入された。これを受け、MEPCはMARPOL条約及びGHS基準を検討して新たな海洋汚染物質のクライテリアを策定するようDSCに指示した。ドイツは国内にて専門家作業部会を設立しこの問題の検討を行い9の結論に至った。本文書はDSCでの議論に貢献するため同部会の議論をまとめたものである。 ○　9の論点 1　Identification and labelling	適宜（当面の策としてはListing方式を支持。MARPOL ANNEX IIIの改正が必要である。）	継続審議となった。

		IMDG コード(MARPOL 条約)では海洋への排出リスクを最小限とするような積載方法をとること、排出があった場合にその報告を行うこと、排出があった場合の沿岸国による特別措置の行使（severe marine pollutants）等の目的から、海洋汚染物質にはその旨を示すマークを貼付することになっている。一方最終的に決定されてはいないが、国連勧告は通常に危険品ラベル以外特別のマークを貼付することを要求してはいない。もし IMDG コードの規定を国連勧告とあわせるのであれば MARPOL 条約を改正する必要がある。この件に関してドイツは海洋汚染物質の特定のための表示等は必要であると考える。 2 Severe Marine Pollutant 海洋汚染物質か否かを決定する混合物の計算及び排出があった場合の沿岸国による特別措置の行使等の目的から IMDG コードでは Severe marine pollutant とされる物質の品名に"PP"を付けて区別している。国連勧告に規定された計算を基に Severe marine pollutant を決定する手法を導入することは可能であるが、同勧告の基準と IMDG コード(MARPOL 条約)の基準とには相違がある。また国連勧告の手法を取り入れた場合には OPRC/HNS 条約の改正が必要となるであろう。Severe Marine Pollutant を区別するための"PP"を削除した場合の影響について検討する必要がある。 3 Listing versus self-classification GHS は self-classification を原則とするが、IMDG コードでは self-classification は限られた場合にのみ限定されている。国連勧告でも self-classification が原則である。危険物輸送に関する欧州規則においても原則国連勧告と同様であるが、いくつかの国ではガイダンスリストが利用されている。どちらの方法を導入すべきか或いはそれらのコンビネーションをとるべきか検討する必要がある。 4 Role and function of GESAMP GESAMP は科学的専門家からなるアドバイザリーグループであり、その今後の活動は予算的問題および ANNEX III の改正後の classification system に影響される。GESAMP は、既存のすべての個品危険物を再評価することは不可能であるが self-classification system による見解の相違があった場合にアドバイスを行うことは出来るであろうと考えている。改正 ANNEX III においても Listing 方式を採用するならば GESAMP の活動予算及び構成人員等の検討をする必要がある。 5 Mixture calculation GHS との整合を図るのであれば、IMDG コード中の簡単な混合物の計算法(10%又は1%ルール)を改正する必要がある。その場合には水棲生物への毒性に関するより詳細なデータが必要である。ドイツは複雑にはなるが新しい計算方法を導入する必要があると考える。 6 Scientific classification criteria 国連勧告第 2.9 章に規定された GHS の評価基準は現在 MARPOL 条約が規定している環境評価基準すべてをカバーしているわけではない。どの基準を取り入れるべきか検討する必要がある。ドイツは GHS 及び MARPOL を考慮して新しい評価基準(ANNEX)を提案すると共に、国連委員会にこの案を提示することを提案する。 7 Graphics: label-mark-placard		

		GHS ラベルを取り入れるのであれば Marine Pollutant Mark を改正する必要がある。ドイツは GHS が作成したラベルの使用を支持する。 8 Waste GHS ラベルを廃棄物についても導入した場合には、積載方法及び緊急措置等の海洋汚染物質に関する要件も廃棄物の運送に適用されることとなる。この件に関して国連委員会での検討が必要である。 9 Limited quantities 少量危険物規定については影響は無いと考えられる。 ○ Class 9 と海洋汚染物質は別の危険性分類として扱う必要があり、IMDG コード第 2.9 章は class 9 の物質のうち環境有害物質を除いたもののみを規定し、環境有害物質は第 2.10 章に規定すべきである。		
8/INF.2 （ドイツ）	MARPOL 条約 ANNEX III の見直し（海洋汚染物質に関する今後の規制）	Related documents: MEPC 48/14, DSC 7/3/10, DSC 7/INF.8 及び DSC 8/3/4 【提案のポイント】 海洋汚染物質に関連するいくつかの基準（MARPOL 条約 ANNEXIII、GESAMP、GHS 等）を紹介しているものである。	適宜	継続審議となった。
8/3/5 （英国）	IMO タイプポータブルタンクに関する MSC サーキュラー	Related documents: DSC 8/3, paragraph 25 【提案のポイント】 ○ 第 30 回改正内容を含む新 IMDG コードは 2002 年 1 月 1 日実施されたが、その中で第 29 回改正内容の旧規定に基づくポータブルタンクの使用が 2010 年 1 月 1 日まで認められている。しかしながら、タンク基準が新 IMDG コードで省かれている。 ○ IMO タイプポータブルタンクは、2003 年 1 月 1 日まで第 29 回改正の IMDG コード規定に従って製造でき、引き続き旧規定による検査に合格すれば 2010 年 1 月 1 日まで使用できる。従って、旧規定が必要である。 ○ 本文書は MSC サーキュラー「2003 年 1 月 1 日以前に認定・承認された危険物及び海洋汚染物質を運送するポータブルタンク及び道路タンク車に係わる移行規定の適用に関するガイドライン」のドラフトが添付されている。（内容は、IMDG コード 29 改正第 13 章を基に作成されている。）	支持	原則合意された。（詳細については E&T グループにて検討。）
8/3/6 （オランダ）	IMDG コードの改正（液体・固体エントリー）	Related documents: ST/SG/AC.10/29/Add.1 【提案のポイント】 物理的性状の違い（固体、液体、混合物、溶液）により国連番号が新たに割り当てられた物質または変更された物質がある。これらの変更に伴う IMDG コードの改正案（エントリーの追加・削除等）を提案している。	適宜	原則合意された。（詳細については E&T グループにて検討。）
8/3/7 （フランス）	IMDG コードの改正(エアゾール UN 1950)	Related documents: IMDG コード Amendments 31-02 and DSC 8/3, annex 11 【提案のポイント】 ○ エアゾール（UN 1950）の特別要件 63 の改正提案である。 ○ 特別要件 63 はエアゾールの分類及び副次危険についての規定であるが、少量危険物の形	支持	原則合意された。（詳細については E&T グループにて検討。）

		態以外で運送される場合の標札及び副標札の貼付に関する規定が曖昧である。 ○ よって特別要件 63 に次の文言を追加することを提案する： "Except with regard to consignments transported in limited quantities (see chapter 3.4), packages containing aerosols shall bear labels for the primary risk and for the subsidiary risk(s), if any"		
8/3/8 （フランス）	IMDG コードの改正（緊急措置）	Related documents: IMDG コード Amendments 31-02 and EmS Guide 【提案のポイント】 ○ DG リスト中の EmS ガイドのリファレンス（第 15 欄）及び EmS ガイドの改正提案である。 ○ DG リスト中のガイドのリファレンスが間違っているものがあり、それらを訂正する必要がある。（UN 2921、UN 3205 及び UN 3206） ○ 現行 EmS ガイドでは、各スケジュールに対応する危険物の国連番号がインデックスとして巻末に納められていると同時に、各スケジュールにもそれら国連番号が記載されている。改正の手間等を考え各スケジュールから国連番号を削除するべきである。 ○ インデックス中に IMDG コードの非適用危険物があげられており削除する必要がある。（UN2068、UN2069、UN2070、UN2072 及び UN3353）。	適宜	原則合意された。（詳細については E&T グループにて検討。）
8/3/9 （フランス）	IMDG コードの改正（パッキングインストラクション P200）	Related documents: IMDG コード Amendments 31-02 【提案のポイント】 ○ LC50 の値が 200 ppm 以下の毒物に適用されるパッキングインストラクション P200(k) の規定は現実的ではなく改正する必要がある。 ○ 現在国連危険物輸送専門家委員会でも同要件の見直しが行われており、検討結果に沿った改正を行う必要がある。	適宜	原則合意された。（詳細については E&T グループにて検討。）
8/3/10 （フランス及びベルギー）	IMDG コードの改正（保安規定）	Related documents: DSC 8/3, DSC 8/3/Add.1, DSC 8/3/1, SOLAS chapter XI-2 and ISPS Code 【提案のポイント】 ○ 文書 DSC 8/3/1 を検討の上、新第 1.4 章案を共同提案している。 ○ ドラフトは次の 4 つの原則に従って作成されている： 1 どの項目が船舶関係者（ships, companies, port facilities）に適用され、どの項目がその他の（陸上）関係者に適用されるかはっきり示す。 2 船舶関係者に適用される項目については SOLAS 第 XI-2 章及び ISPS コードを参照することとする。IMDG コードに関連して何らかの船舶関係者に対して保安規定を追加する必要があれば ISPS コードの改正を行う。 3 国連勧告との整合を保つため他の関係者に適用される部分も IMDG コードに規定するが、それらは強制要件としない。 4 IMDG コードに船舶の同定に関する規定並びに当局、船社、荷送人及び荷受人の協力体制に関する規定を導入するべきではない。 ○ このドラフトは DSC 8 にて合意されたとしても最終的なものではなく、今後、他モードでの保安規定の実施状況等を考慮の上、更に見直しを行う必要がある。	DSC 8/3/12 への対応参照	DSC 8/3/12 の結果参照

8/3/11 （DSC 議長）	少量危険物規程に関する国連委員会非公式作業部会の検討結果	Related documents: ST/SG/AC.10/C.3/44, ST/SG/AC.10/C.3/2003/CRP.1/Add.4 【提案のポイント】 ○ 2003 年 6 月に開催された少量危険物規程に関する国連委員会非公式作業部会の検討結果である。 ○ 非公式作業部会は次の事項の検討を指示されている： • 少量危険物の制限量（一輸送物当たり及び一輸送単位当たり） • 少量危険物規定の各運送モード間の整合（分類、容器・包装基準、輸送物のサイズ、運送書類、表示等） • 用語の見直し（Limited Quantities、Consumer Commodities 等） またこれらの事項を検討する上で次の点も考慮するよう指示されている • 流通と安全のバランス • 業界及び公衆への影響 • 費用対効果 • 規定の実施 ○ 具体的検討結果は ANNEX として添付されている。 ○ DSC は海上運送の立場から本報告の検討を行うことが要請されている。DSC の検討結果は 2003 年 10 月に開催される次回非公式作業部会にて検討される。	適宜	ノートされた。
8/3/12 （日本）	IMDG コードの改正(保安規定の取り入れ)	Related documents: DSC 8/3, DSC 8/3/Add.1, DSC 8/3/1, SOLAS chapter XI-2 and ISPS Code 【提案のポイント】 ○ 我が国が提出した新第 1.4 章案である。 ○ 新第 1.4 章は、船舶関係者のみならず SOLAS 条約の適用範囲外であるその他の多くの陸上関係者にも適用されることとなり、国によっては規則を実施する上で困難が生じる場合がある。このことから新 1.4 章は第 1.3 章と同様強制要件とせず、勧告として IMDG コードの取り入れ、各国の実情に応じて規定を実施するよう促すことを提案している。	支持（提案の主旨である保安要件の強制化を避けること。具体的はコードの改正方法については、適宜。）	原則合意された。（DSC 8/3/10 を基に詳細については E&T グループにて検討）
8/3/13 （オランダ）	IMDG コードの改正（UN 1942, UN 2067 及び UN 3375 と class 4.1 物質の隔離）	Related documents: None 【提案のポイント】 ○ UN 1942（硝酸アンモニウム）、UN 2067（硝酸アンモニウム肥料）及び UN 3375（硝酸アンモニウムエマルジョン）と class 4.1 物質の隔離に関する改正案である。 ○ 隔離表によれば class 5.1 物質と class 4.1 物質は"away from"であり、コンテナに収納した場合には隣同士に積載することが出来る。硝酸アンモニウム等には隔離の特別要件 "Separated from 可燃物（特に液体）..."が規定されている。 ○ 隔離表では、class 5.1 物質は燃焼の危険性を有する class 2.1, 3, 4.2, 4.3 の物質（副次危険も含む）とは"Separated from"である。 ○ このことから、特別要件を"Separated from class 4.1、可燃物（特に液体）..."と修正する。 ○ これに関連して"Combustible materials（可燃物）"の定義について検討が必要かもしれない。	支持	原則合意された。（詳細については E&T グループにて検討。）
8/3/14 （英国）	MARPOL 条約 ANNEX III の見直し	Related documents: MEPC 47/10/3, DSC 7/3/20, DSC 7/3/19 and DSC 7/3/28	適宜（DSC 8/3/4 への対応参照）	DSC 8/3/4 の結果参照

		【提案のポイント】 ○ IMDG コード第 2.10 章（海洋汚染物質）の改正提案である。 ○ 国連委員会が準備した第 2.9 章案は 32 回改正にそのまま取り入れ、それに伴い第 2.10 章（海洋汚染物質の判定基準）を修正する。 ○ MARPOL 条約 ANNEX III に関しては今後検討する。 ○ 現在、「海洋汚染物質として疑わしい物質は海洋汚染物質として運送することが出来、その場合 GESAMP にそのデータを提出しなければならない」となっている 2.10.2.6 項の規定を、「疑わしいものは海洋汚染物質として運送しなければならない」と改正し、GESAMP へのデータの提出義務をなくす。 ○ 現在既に海洋汚染物質として明示されているものについてはそのまま残すこととし、疑問がある場合は当局を通じ荷送人が責任を持ってデータを提出しその都度検討を行う。 ○ 海洋汚染物質のマークは現行と同様とする。		
8/3/15 （スペイン）	IMDG コードの改正（パッキングインストラクション P800）	Related documents: IMDG コード Amendments 29 【提案のポイント】 ○ Mercury (UN 2809) に適用されるパッキングインストラクション P800(2)の改正提案である。 ○ P800(2)は内容積 2.5 リットルを超えない金属製フラスコ又はビンの使用を規定しているが、IMDG コード 29 回改正までは最大内容積は規定されていなかった。 ○ 水銀は通常 34.5kg を一単位として市場で取引されていおり、同重量にするためには水銀 2.5367 リットルが必要である（比重：13.6g/ml）。過去数世紀に亘る水銀の運送の経緯から、容器への充てん率を 85%とした場合、最大内容積を 3 リットルとすることが適当である。 ○ よって P800(2)の最大内容積を 2.5 リットルから 3 リットルの改正することを提案する。	支持（しかし国連勧告との整合を考えまず国連専門家委員会に提案すべきである。）	原則合意された。（詳細については E&T グループにて検討。）
8/3/16 （韓国）	IMDG コードの改正（コンタクトポイントリストの改正）	Related documents: IMDG Code Amendments 31-02 【提案のポイント】 IMDG コード第 7.9 章（主管庁のコンタクトポイントリスト）の改正提案である。	適宜	合意された。（詳細については E&T グループにて検討。）
8/3/17 （韓国）	IMDG コードの改正（"maximum Permissible load"の定義）	Related documents: IMDG Code Amendments 31-02, paragraph 6.5.4.5.2 【提案のポイント】 ○ 中型容器の吊り上げ試験に関する第 6.5.4.5.2 項の改正提案である。 ○ 同項中"maximum permissible load"という用語が使用されている。IMDG コード 29 回改正までは同用語に関連する定義があったが、現行コードではその定義が規定されていないため"gross"なのか"net"なのか曖昧である。 ○ この用語は第 6.5.4.5.2 項の最終センテンスにのみ使用されており、他の試験項目中ではすべて"maximum permissible gross mass"という用語が用いられている。 ○ よって同項最終センテンスを次の通り改正することを提案する： "Flexible IBCs shall be filled to six times their maximum permissible load gross mass, the	支持	原則合意された。（詳細については E&T グループにて検討。）

		load being evenly distributed." 注：IMDG コード 29 回改正では次に示す定義が規定されている： "Maximum permissible gross mass means the mass of the body, and its service equipment and structural equipment and the maximum permissible load."		
8/3/18 （ノルウェー）	IMDG コードの改正（UN 3065 PGIII）	Related documents: IMDG Code Amendments 30-00 and Model Regulations 12th revised version 【提案のポイント】 ○ UN 3065, ALCOHOLIC BEVERAGES with more than 24% but not more than 70% alcohol by volume, PG III, Stowage Cat. A の特別要件 247 第 5 項の改正提案である。 ○ 特別要件 247： 製造工程中の一部のものとして輸送されるアルコールの含有率が 24 容量%を超え 70 容量%以下のアルコール飲料であって、つぎの条件に従う場合には、6.1 章の規定に適合しない容量が 500l 以下の木樽により輸送することができる。 .1 木樽は、充填前に確認及びたが締めを行うこと。 .2 液体の膨張に対して十分な空間スペース(3%以上)を残すこと。 .3 木樽は、栓口を上部に向けて輸送すること。 .4 木樽は、改正「安全なコンテナに関する国際条約(CSC1972)」の要件に適合するコンテナに収納して輸送すること。各木樽は、輸送中その移動を防止するため専用架台に収め、かつ、適する方法により歯止めすること。 .5 船舶運送する場合には、当該コンテナは開放された貨物区画に積載すること。 ○ UN 3065 PG II（引火点 23℃未満）は SOLAS 第 II-2 章第 19 規則の防火規定（通風要件、防爆要件及びビルジシステム）を満足している閉囲された貨物区域に積載することが出来る。 ○ UN 3065 PG II及び引火点23℃未満の引火性液体の積載要件並びにノルウェーにおける過去の「Linje Aquavit」の運送実績から、SOLASII-2/19 規則の防火要件を満足した区画であれば引火点 23℃以上の UN 3065 を積載・運送しても安全であると考え、第 5 項を下記の通り改正する： "When carried onboard ships, the containers should (31 Amendments では shall) be placed in open cargo spaces or in closed cargo spaces complying with the requirements given for class packing group I and II in SOLAS Ch II/2 R.19" ○ この提案が承認された場合には、国連危険物輸送専門家委員会にその旨提案する必要がある。	適宜	原則合意された。（詳細については E&T グループにて検討。）
8/3/19 （ベルギー）	IMDG コードの改正(フレキシブル中型容器の保護規定)	Related documents: IMDG Code Amendments 31-02 【提案のポイント】 ○ IMDG コード第 4.1.2.4 項（フレキシブル中型容器の一般保護規定）の改正提案である。 ○ 同項はフレキシブル中型容器は非開放型貨物輸送ユニットで運送しなければならないと規定している。（IBCs of type 31HZ2 shall be filled to at least 80% of the volume of the outer casing and shall be transported in closed cargo transport units.）一方、フレキシブル中型容器で固体物質（PGII）を運送する場合の特別要件 B2 は同容器は非開放型貨物輸送ユニット又は一定の高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車で運送しなければならな	支持	原則合意された。（詳細については E&T グループにて検討。）

		いとしている。これらの規則は矛盾している。 ○ 過去、IMDG コードはフレキシブル中型容器での液体危険物の運送を禁止していたが、非開放型貨物輸送ユニットでの運送を条件として同容器の使用を認めた経緯がある。 ○ このことから第 4.1.2.4 項の規定を液体を運送する場合にのみ適用することとし、同項を "IBCs of type 31HZ2 transporting liquids shall..."と改正する。		
8/3/20 （ベルギー）	IMDG コードの改正（UN 3360 FIBRES, VEGITABLE, DRY）	Related documents: DSC 7/3/23 and DSC 8/3, annex 10 【提案のポイント】 ○ E&T グループが準備した特別要件 29 改正案の改正提案である。 ○ E&T グループは DSC 7 にて原則合意された特定の物質に対する表示及び標札に関するフランス提案(DSC 7/3/23)に基づき SP29（コプラ、綿花、魚粉、シードケーキ等に適用）の改正案を準備した。 ○ 特別要件 29 の改正案はベイル状の貨物に対しても非開放型貨物輸送ユニットに収納されていない場合には（標札に代えて）class 番号、正式品名及び国連番号の表示を要求している。 ○ これは運送実態に反しており、ベイル状の当該貨物は非開放型貨物輸送ユニットに収納されていない場合でも正式品名及び国連番号の表示要件は免除されるべきであり、その旨の改正を提案する。	支持	原則合意された。（詳細については E&T グループにて検討。）
8/3/21 （ベルギー）	IMDG コードの改正(新バルクコンテナ規定)	Related documents: DSC 8/3/Add.1 【提案のポイント】 ○ 新バルクコンテナ規定案に関する改正提案である。 ○ 国連危険物輸送専門家委員会はコンテナによる危険物のばら積み運送に関する規定を策定した。IMDG コードは既に同様の規定（バルクパッケージング）を含んでいるが、各輸送モード間での整合を取るため UN 委員会が策定した規定は第 32 回改正（DSC 8/3/2）として IMDG コードに取り入れられることとなる。 ○ しかしながら、UN 規定を取り入れることによって現行 IMDG コードのバルクパッケージング規定よりも安全性の点で後退することがあってはならない。 ○ IMDG コードでは開放型貨物ユニットの使用を認めてはいないが、UN 規定ではその使用が認められている。 ○ 海上運送では、現行規則通り非開放型貨物ユニットの使用のみが認められるべきであり、32 回改正案をその旨に沿って改正することを提案する。	適宜	原則合意された。（詳細については E&T グループにて検討。）
8/3/22 （オランダ）	MARPOL 条約 ANNEX III の見直し（GHS の実施）	Related documents: DSC 8/3/4, DSC 8/INF.2, DSC 8/3 及び DSC 8/3/Add.1 【提案のポイント】 ○ MARPOL 条約 ANNEX III の見直し、特にドイツ提案（DSC 8/3/5）に対するコメントである。 ○ GSH に基づいた環境有害物質（水生環境）の基準が国連勧告に導入された。IMDG コードも国連勧告に沿った形で海洋汚染物質の判定基準を変更すべきであり、その基となっている ANNEX III の改正も行うべきである。	DSC 8/3/4 への対応参照	DSC 8/3/4 に結果参照

		○ DSC 8/3/4 に関するコメントは次の通りである： 1 Identification and labelling 海洋汚染物質の特定のための表示等は必要であると考える。 2 Severe Marine Pollutant Severe Marine Pollutant の区別は必要である。また、その判定基準は GHS に基づくべきである。 3 Listing versus self-classification GHS は self-classification を原則とするが、この問題は国連危険物輸送専門家委員会でも検討中あり、各運送モード間での整合を図るため、委員会での検討結果に沿った形とするべきである。 4 Role and function of GESAMP この問題はどちらの classification system を取り入れるかによって大きく左右される。self-classification system が導入された場合には、classification に関する紛争仲裁機関のような機能が期待出来る。 5 Mixture calculation たとえ複雑であっても、GHS に基づく新しい計算方法を導入することに賛成である。 6 Scientific classification criteria GHS の評価法は個品危険物を対象に策定されたものであり、この基準に基づき評価することで十分である。 7 Graphics: label-mark-placard Marine Pollutant Mark を改正し GHS ラベルを取り入れるべきである。 8 Waste 廃棄物のエントリーは区別し、違う国連番号とすべきである。 9 Limited quantities Severe Marine Pollutant の区別を削除する場合には、内装の許容容量・許容質量の改正が必要となる。		
8/3/23 （ドイツ）	IMDG コードの改正（UN 1836 及び UN 1889）	Related documents: None 【提案のポイント】 ○ 塩化チオニル（UN 1836 THIONYL CHLORIDE）とシアン化臭素（UN 1889 CYANOGEN BROMIDE）の隔離要件（DG リスト 第 16 欄）の改正提案である。 ○ 酸類とシアン化物は反応を起こし極めて有毒なシアン化水素ガスを発生する場合があり、隔離の特別要件として"separated/away from"が規定されている。 ○ 上記 2 物質はそれぞれ隔離グループの酸類及びシアン化物のリストに挙げられているが、隔離の特別要件が規定されていないため、特別要件を追加することを提案する ○ また同様のケースが多数ある。	支持	原則合意された。（詳細については E&T グループにて検討。）
8/3/24 （ドイツ）	IMDG コードの改正（熱源からの保護）	Related documents: None 【提案のポイント】 ○ 熱源からの保護に関する規定の改正提案である。 ○ IMDG コード第 7 章では熱源からの保護に関して様々な表現が使用されている。（例 sources of heat, radiant heat, all possible sources of heat, direct sunlight, strong sunlight, protect from sources of heat, away from sources of heat 等）これら表現の差は混乱のもとであり統一	適宜	継続審議となった。

		すべきである。 ○ 甲板上積載の場合"shaded from radiant heat"は"away from sources of heat"と"protection from direct sunlight"双方を含むと考える。 ○ 第7.1.1.13項及び第7.1.1.14項を次のように改正する： 7.1.1.13 Where it is necessary to prevent pressure built-up, decomposition or polymerization of a substance, the package shall be stowed shaded from radiant heat, which includes protection from strong sunlight. 7.1.1.14 Where it is indicated in the DG List that the substances shall be stowed shaded from radiant heat, stowage under deck shall be away from sources of heat, which includes protection from strong sunlight. [Protection from direct sunlight can be achieved by superimposition or any other suitable means.] ○ 第7.1.9.3項、第7.1.9.4項、第7.1.10.1.1項及び第7.1.10.2.1項並びに危険物リストの該当箇所も上記改正に沿って修正する。		
8/3/25 （ドイツ）	IMDGコードの改正(放射性物質の運送スケジュール)	Related documents: None 【提案のポイント】 放射性物質の運送に関するすべての規定はIMDGコードの第3章以外の部分でカバーされている。現行コードではそれらの規定を第3.5章に運送スケジュールとして重複する形でまとめている。第3.5章は非強制部分であり、不必要であるため第3.5章そのものの削除を提案する。	反対	原則合意された。（詳細についてはE&Tグループにて検討。）
8/3/26 （ドイツ）	IMDGコードの改正（UN 2789及びUN 2790とUN 1848の比較)	Related documents: DSC 8/3 【提案のポイント】 ○ DGリスト中、プロピオン酸（UN 1848, class 8, 副次危険無し）の第17欄（Properties and observations）には"Colourless, flammable liquid with a pungent odour"と記述されている。ゆえに23℃以上61℃以下の引火点を持つプロピオン酸をこのエントリーのもとで運送する場合がままある。 ○ このような誤った解釈を避けるため次に示す改正を提案する： 1 第17欄中の記述から"flammable"を削除し、新たに"Propionic acid having a flashpoint between 23 degree C and 61 degree C c.c. is a substance belonging to UN 2920"を追加する。または 2 特別要件928に"Substances and mixtures meeting the criteria for class 3 shall be labelled with a "FLAMMABLE" subsidiary risk label"を追加する。または 3 酢酸（UN 2789及びUN 2790）と同様に引火性の有無によってエントリーを区別する。この場合、国連委員会に判断を仰ぐ必要がある。	適宜	原則合意された。（詳細についてはE&Tグループにて検討。）
8/3/27 （ドイツ）	IMDGコードの改正（UN 3090及びUN 3091）	Related documents: None 【提案のポイント】 ○ IMDGコード31回改正の特別要件188及び230はリチウム電池は国連勧告テストマニュアル38.3章に従ったものでなければならないと規定している。これにより2002年12月31日以前に製造されたリチウム電池（UN 3090及びUN 3091）は運送出来ないこととなる。 ○ このことからICAO DGPは2002年12月31日以前に製造された電池の運送が出来るよう	支持	原則合意された。（詳細についてはE&Tグループにて検討。）

		新しい特別要件を策定した。 ○ IMDG コードにも ICAO TI と同様、下記の新特別要件の追加を提案する： "Lithium cells and batteries that were manufactured before 1 January 2003 that have not been tested in accordance with the testing requirements in chapter 38.3 of the UN Manual of Test and Criteria may be transported if all the other applicable requirements of this Code are met."		
8/3/28 （ドイツ）	IMDG コードの改正（UN 3363）	Related documents: None 【提案のポイント】 ○ 機械又は装置類（UN 3363）の例示をより多くあげるため DG リストの第 17 欄(properties and observations)の記述を次のように改正する： "Types of articles transported under this entry include medical equipment. Laboratory and clinical diagnostic system, scientific instruments and engine parts such as pumps and combustion engines that contain only limited quantities of dangerous goods."	適宜	修正合意された。（詳細については E&T グループにて検討。）
8/3/29 （ドイツ）	IMDG コードの改正(塩化第一水銀)	Related documents: None 【提案のポイント】 ○ 水銀化合物（UN 2024 及び UN 2025）に適用される特別要件 66 は「塩化第一水銀及び辰砂には、本コードの規定を適用しない」と規定している。一方、コードのインデックスでは塩化第一水銀は Severe Marine Pollutant であり UN 3077 に分類されるとされている。 ○ このことから特別要件 66 を削除し、新たに次の特別要件を追加し UN 2024 及び UN 2025 に割り当てる： "Cinnabar is not subject to the provisions of the IMDG Code."	支持	原則合意された。（詳細については E&T グループにて検討。）
8/3/30 （米国）	IMDG コードの改正(隔離グループ)	Related documents: DSC 8/3 【提案のポイント】 ○ 隔離要件（クラス 8 物質）に関する改正提案である。 ○ コード第 7.2.1.7.3 項及び第 7.2.1.7.4 項は隔離グループにあげられていない危険物及び非危険物でもそれらと同様の化学的性質を持つ物質もあり、荷送人は責任を持って隔離要件を満足するような措置を執らなければならないと規定している。 ○ 一方、第 7.2.1.11 項は他の隔離規定にかかわらず荷送人の責任において危険な反応を示さないと判断出来る場合には同じクラスの危険物は隔離を要しないと規定している。 ○ 一般的には第 16 欄の隔離の特別要件及び隔離グループの規定により、class 8 の酸類と塩基類はその強度にかかわらず相互の隔離を要求されることとなる。これによりフィルムの現像液のように酸と塩基を混合して使用する物質などの危険な反応を起こさない物質にも隔離要件が課せられることとなる。 ○ このことから隔離要件が課される物質同士（共に class 8 の場合のみ）でも荷送人が責任をもって危険な反応を起こさないと判断した場合には隔離を要しないとする規定を導入すべきであると考え、次に示す新規定を提案する： "5.4.1.5.12 Certain class 8 acid and alkali substances When acid and alkali substances of class 8 are transported together in accordance with 7.2.1.7.5, the following statement shall be included in the transport document: "Transport in accordance with paragraph 7.2.1.7.5 of the IMDG Code.17""	適宜	合意されず、米国が次回会合に再度提案を行うこととなった。

		"7.2.1.7.5 Notwithstanding the provisions of 7.2.1.7.1 to 7.2.1.7.4, substances of hazard class 8 and packing group II or III that would otherwise be required to be segregated from one another due to the provisions pertaining to segregation groups as identified by an entry in column (16) of the dangerous goods list indicating "Away from" or "Separated from" acids" or ""Away from" or "Separated from" alkalis", may be packaged or stowed together provided the substances do not react dangerously with each other and cause: .1 combustion and/or evolution of considerable heat; .2 evolution of flammable, toxic or asphyxiant gases; .3 the formation of corrosive substances; or .4 the formation of unstable substances. 7.2.1.7.6 Where a shipment is offered in accordance with 7.2.1.7.5, the following statement shall be included in the transport document: "Transport in accordance with paragraph 7.2.1.7.5 of the IMDG Code." (see 5.4.1.5.12)."		
8/4 (事務局)	DSC 7 WG の報告	Related documents: DSC 6/5/3, DSC 6/5/4, DSC 6/5/5, DSC 7/4, DSC 7/4/2, DSC 7/4/3, DSC 7/INF.5 及び DSC 7/15 【提案のポイント】 DSC 7 における WG の報告である。主なポイントは以下の通りである： ○ 日本からの提案(DSC 7/4/3)を検討し、次の修正を加えた MSC/Circ.671 の改正案を準備した(annex 1)。同改正案は今回 DSC 8 で更に検討される。： 1 タイトルを"List of solid bulk cargoes for which a fixed gas fire-extinguishing system may be exempt"に改正する。 2 副題中、SOLASII-2 章第 53 規則の引用を SOLASII-2 章第 10 規則に改正する。 3 "Coal"の範囲を"Coal BC No:010"及び"Brown Coal Briquettes BC No:002"に広げる。 4 エントリーSulphur (Lump or coarse grained powder)を Sulphur (lump and coarse grained powder)に改正する等。 ○ イルメナイトサンド／クレイの運送に関するフィンランドの提案(DSC 6/5/4 及び DSC 7/INF.5)を検討し MSC サーキュラー案を準備した（annex 2）。これに関連してグループは現行当該物質エントリーとの混乱を防ぐため新エントリーを次回会合(DSC 8)に準備するようフィンランドに要請した。 ○ フェロシリコンの通風要件に関する日本提案(DSC 6/5/5)の検討を行った。グループの大多数は、フェロシリコンの運送中には連続機械通風を行わなければならないが、通風行為が船舶又は貨物に重大な危険性を及ぼし、また通風の中断による爆発等のリスクが無い場合に限っては通風を中断することが出来ると合意した。これに対し日本は、過去の事故原因がはっきりしておらず、連続通風要件がフェロシリコン運送の安全性向上に結びつくか定かではないとして同要件に反対し、各国に対して過去の事故に関する情報を提出するよう要請した。 ○ EmS ガイドの取り入れ、統一した用語の使用等を考慮して個別スケジュールの見直しを行った。(annex 3) ○ 時間の都合上、液状化物質判別試験に関する日本提案(DSC 6/5/3 及び DSC 4/5/5)の検討は	適宜	承認された。

		行わなかった。		
8/4/1 (事務局)	MSC 76 の審議結果	Related documents: MSC 76/WP.16 及び MSC 76/23 【提案のポイント】 MSC 76 中に開催されたバルクキャリアセーフティーWG での検討結果に基づき MSC は DSC に BC コードの強制化の是非について検討を行うよう指示している。	適宜	ノートされた。
8/4/2 (フランス)	硝酸アンモニウム肥料のばら積み運送	Related documents: DSC 8/4 【提案のポイント】 ○ 2002 年 9 月フランスブルターニュ地方で硝酸アンモニウム肥料（class 9, UN 2071）の積載作業中のシンガポール船籍貨物船"DENEB"当該貨物の分解反応による発煙事故が発生した。被害は河川の汚濁のみであった。 ○ 調査報告によれば、事故は荷役中点灯されていたライトの熱が原因で分解反応が起こったとされている。BC コードには緊急時にはハッチを開放することと記述されているにもかかわらず、船長は事件発生後直ちに当該船倉ハッチの閉鎖を指示した。 ○ 同様の原因による事故は 1993 年 10 月にも発生しており、また、2002 年 3 月にアントワープで起きた事故の際にも緊急措置としてハッチが閉鎖された。 ○ これらのことからフランスは、貨物情報の重要性、BC コード等の関係規則の遵守、乗組員の教育の重要性等について船主、船舶運航者、傭船者等の注意喚起を促す DSC サーキュラーの作成を提案している。また、IMDG コードの特別要件を考慮して BC コードの個別スケジュール（硝酸アンモニウム肥料 UN 2067 及び UN 2071）の見直しも提案している（ANNEX）。	適宜	DSC サーキュラーが策定された。
8/4/3 （日本）	BC コードの強制化	Related documents: DSC 8/4/1 等 【提案のポイント】 ○ BC コードの強制化については、これまでにも審議がなされ、その結果、要件の一部は既に SOLAS 条約第 VI 章に取り入れられているので、その旨を各国に理解してもらうため、BC 小委員会及び DSC 小委員会における審議の経緯を説明している（ANNEX）。 ○ BC コードの全面強制化には反対との意見を述べる。	支持（BC コードの全面強制化は反対。部分強制化が提案された場合については、適宜。）	継続審議となった。
8/4/4 （日本）	BC コード案に対するコメント	Related documents: DSC 8/4, DSC 7/4, DSC 6/5/1, DSC 7/4/2 and MSC 77/26 para. 9.4 【提案のポイント】 ○ 提案文書では、DSC 8/4 に基づき、各貨物の HOLD CLEANLINESS に関する要件を比較した結果を示し、以下の点を指摘している。 今次会合で BC コード案を全体を作成した上で、 .1 貨物のエントリーの各要件について、全貨物を通して、要件を横通しして確認する必要がある。 .2 「経済的事由（for commercial reasons）」による要件を明確にする。 ○ これらの作業を我が国が実施*する予定であることを述べる。 ○ 併せて、危険物及び固体化学物質（Materials Hazardous only in Bulk: MHB）の名称の記述	支持（提案の主旨を説明の上、DSC 9 における最終化を目指して適宜。）	継続審議となった。

		を IMDG Code に合わせることを提案する。 ○ 小委員会には、以下を要請する。 .1 要件の確認の必要性を認識すること（貨物横通しによる要件の examination） .2 "for commercial reasons"との文言を適宜入れることを承認すること .3 貨物の名称の表記方法を検討すること .4 DSC 9 での審議に向けて、今次会合において BC Code の全文を作成するよう WG に指示すること。 注： BC Code 案の分析・検討作業は、海上技術安全研究所及び日本船主協会が実施する予定であり、分析結果は、日本海事検定協会危険物等海上運送国際基準検討委員会特殊貨物部会で審議する予定である。		
8/4/5 （フィンランド）	チタン鉄鉱のばら積み運送	Related documents: DSC 6/5/4, DSC 7/INF.5 【提案のポイント】 ○ "ILMENITE CLAY"（液状化物質）のエントリー（ANNEX）を提案している。 注： 現行 BC コードでは"ILMENITE SAND"が付録 C に、"ILUMENITE"が付録 A に収録されている。また、改正案（DSC 6/5/1）では、"ILMENITE SAND"は group C とされている上、粒径に関する記述も提案された"ILMENITE CLAY"のエントリーと同じであり、鉱物精鉱のエントリーにも"ILMENITE SAND"がある。	適宜（ILUMENITE 及び ILUMENITE SAND との整合に留意する必要がある。）	継続審議となった。
8/INF.4 （オランダ）	フェロシリコンの事故	Related documents: BC 30/5/5, DSC 7/15 【提案のポイント】 ○ DSC 7 においてフェロシリコンの通風要件に関連して、我が国が各国に提案を求めたフェロシリコンの事故例として、BC 30/5/5 を挙げ、その概要を紹介している。 ○ フェロシリコンが水と接触すると、一日以内に水素による爆発性雰囲気を形成する可能性があるとの実験結果に言及している。	適宜	ノートされた。
8/INF.5 （ノルウェー）	フェロシリコンの事故	Related documents: DSC 8/4 【提案のポイント】 ○ DSC 7 においてフェロシリコンの通風要件に関連して、我が国が各国に提案を求めたフェロシリコンの事故例（コンテナ・一般貨物船）を紹介している。 ○ 連続通風の必要性を強調している。	適宜	ノートされた。
8/5 （事務局）	貨物固定マニュアル	Related documents: MSC 75/22/9, DSC 7/5/1, DSC 7/15 及び MSC 76/23 【提案のポイント】 バラスト水管理に関する安全面の問題について ○ MSC 75 は DSC 6 に対しバラスト水管理に関する安全面の問題について検討を行うよう指示したが十分な情報がないため DSC 7 にその検討を先送りした。DSC 7 はバラスト水管理に関する国際条約案の具体的内容が不明であること及び IACS が本件に関し調査研究を行っていることから DSC 8 にその検討を先送りした。 ○ MEPC 48 はバラスト水の管理に関する国際条約案を作成した。本案は会期外会合及び	適宜	ノートされた。

		MEPC 49 にて更に検討され 2004 年初頭に開催される外交会議にて採択される予定である。 貨物固定マニュアル及び貨物情報 ○ DSC 7 は貨物輸送ユニット内における貨物の固定が正しくなされていることを如何に検証するかに関する情報及び検証がなされていない場合の対策を「貨物固定マニュアルの作成のためのガイドライン」のなかに含めるノルウェー及びスウェーデンの共同提案（DSC 7/5/1）の検討を行った。 ○ DSC 7 は改正を行うことは問題の解決にはならないとし、問題の解決法として次にあげる 4 つの方法が考えられると合意した： 1 関係者のトレーニングの強化 2 IMO/ILO/UN ECE コンテナ収納ガイドラインの規定の適切な実施 3 他の運送モードとの協力 4 船積み前のコンテナ検査 ○ MSC 76 は DSC 7 の検討結果を踏まえ ILO、UN ECE 及び WCO と協力し IMO モデルコース 3.18 を考慮したセミナー／ワークショップ開催の可能性を検討するよう事務局に指示した。事務局長が上記機関の責任者と連絡を取っており、先方からの返答待ちである。		
8/5/1 （IACS）	バラスト水管理に関する安全面（貨物関連）の問題について	Related documents: DSC 7/15, MEPC 41/9/2 and MSC/Circ. 664 【提案のポイント】 ○ 小委員会の要請により洋上バラスト水交換に伴う貨物固定に関連する危険性増加について検討を行った。 ○ 検討の結果から、洋上バラスト水交換に伴う GM の変化によって発生する程度の加速度等は貨物固定マニュアル作成時に適切に考慮されており、更に検討を進める必要はないと考える。	支持	合意された。
8/5/2 （ロシア）	非標準化貨物情報フォーム	Related documents: MSC/Circ. 664, MSC/Circ. 745, resolution A.714(17), as amended, resolution A862(20), appendix 5, BC 32/INF.4 【提案のポイント】 ○ 非標準化貨物（CTU 内の貨物を除く。）を安全に固縛するには、それらの積付方法及び固縛強度を検討するために個々の貨物の形態及び特性等に関する情報を入手する必要がある。そのために荷送人がこれらの貨物情報を提供するよう、貨物情報の標準書式及び積付・固定指針について、検討が要請されている。計算方法の詳細は、次回 MSC に提案されるとのこと。 ○ 非標準化貨物用の情報フォーム[From for Non-standardized Cargo Information]及びその記載要領（ガイドライン）を添付する。。	適宜（情報収集）	継続審議となった。
8/6 （事務局）	海難及び事故の報告及び分析	Related documents: DSC 6/15, DSC 7/15, MSC 76/23 and MSC/Circ.859 【提案のポイント】 ○ 事故報告 MSC 76 は、事故に至らない危険物に関連する事象の報告は DSC が検討を行い、事故の	適宜	ノートされた。

		報告は FSI が検討を行うことに合意した。しかしながら、危険物が関連している事故報告は DSC も検討を行うこととする。 ○ Container Inspection Programmes (CIP) DSC 7 は各国（特に未だ CIP を実施していない国）に対し MSC/Circ.859 に従って CIP を実施し、その結果を報告するよう要請した。		
8/6/1 （ベルギー）	CIP の検査結果	Related documents: MSC/Circ.859 【提案のポイント】 2001 年に実施した CIP の結果報告である。	適宜	ノートされた。
8/6/2 （カナダ）	CIP の検査結果	Related documents: MSC/Circ.859 【提案のポイント】 2001 年及び 2002 年に実施した CIP の結果報告である。	適宜	ノートされた。
8/6/3 （オランダ）	CIP の検査結果	Related documents: MSC/Circ.859 【提案のポイント】 2001 年及び 2002 年に実施した CIP の結果報告である。	適宜	ノートされた。
8/6/4 （韓国）	CIP の検査結果	Related documents: MSC/Circ.859 【提案のポイント】 2003 年上半期に実施した CIP の結果報告である。	適宜	ノートされた。
8/6/5 （ベルギー）	CIP の検査結果	Related documents: MSC/Circ.859 【提案のポイント】 2002 年に実施した CIP の結果報告である。	適宜	ノートされた。
8/6/6 （ドイツ）	CIP の検査結果	Related documents: MSC/Circ.859 【提案のポイント】 2002 年にハンブルグ港で実施した CIP の結果報告である。	適宜	ノートされた。
8/INF.3 （ドイツ）	海難・事故報告及びその分析	Related documents: None 【提案のポイント】 東南アジアからのコンテナ詰め輸入ライター（UN 1057）についてコンテナ内のガス濃度測定を実施した。その結果多くのガス漏れを検知した。これらはガス放出バルブの固定不良、上下を逆さまにした積載、ライターそのものの不良が原因である。このことからドイツ当局はライターのコンテナ運送に関する注意通達を出状した（annex 1）。	適宜	DSC サーキュラーが策定された。
8/7 （事務局）	ターミナル代表者のためのばら積み固体貨物荷役マニュアルの策定	Related documents: DSC 7/9/1, DSC 7/15, MSC 76/23 and FAL 30/20 【提案のポイント】 ○ DSC 7 はマニュアル案（DSC 7/9/1）を検討したが、 1 マニュアルの大部分は BLU コードでカバーされている 2 BLU コードは非常に使いやすい	適宜	コレスポンデンスグループが設立され、継続審議となった。

		3　陸上関係者に対し、IMO の権限は限定されている 4　関連業界は既に同種のガイダンスを利用している 5　本マニュアル案は有用ではない との理由からマニュアルの策定疑問を示す意見が多数あり、策定をを続けるかどうか MSC のアドバイスを求めることとした。 ○ MSC 76 は DSC 7 及びバルクキャリアセーフティーWG での検討結果を考慮し DSC にターミナル代表者のためのばら積み固体貨物荷役マニュアルの策定作業を続けるよう指示した。これに関連して FAL 30 は SPI ワーキンググループの作業計画からターミナル代表者のための荷役マニュアルの策定の関する議題を削除することとした。（DSC 8/10 参照）		
8/7/1 （IBTA）	ターミナル代表者のためのばら積み固体貨物荷役マニュアルの策定	Related documents: DSC 6/10, DSC 7/9/1, MSC 76/13/2, MSC 76/23 and DSC 8/7 【提案のポイント】 ○ The International Bulk Terminal Association (IBTA)は、船舶及びその乗組員のみならずターミナル関係者の安全にとっても統一的な指針を作成することは重要であると考えており、BIMCO、IACS 等の協力を得て広く国際的な使用を目的とした"Guidelines for the Harmonization of Essential Procedures to Enhance safety and Efficiency at the Port/Shore Interface"を作成中である。 ○ 同ガイドラインのドラフトを DSC 8 の期間中には提出する予定であり、ターミナル代表者のためのばら積み固体貨物荷役マニュアルの策定に関し参考資料とすることが出来るであろう。 ○ 同ガイドラインはターミナル代表者の役割と責任を基本として策定されており、その構成は次の通りである： • Guiding principles • Suitability of Ships and Terminals (Role and responsibilities of the Terminal Representatives in relation to other parties) • Information exchange – Procedures between shore and ship prior to ship's arrival and throughout duration of stay • Information requirements – Shore and Ship • Cargo Operation – Preparation and Implementation with emphasis on the importance of ensuring the Master's instructions are followed • Appendices addressing 　• Hull structure 　• Guidelines to avoid listing, twisting, stressing or damage to the vessel (loading and Unloading) 　• General safety and operational issue affecting both ship and shore personnel at the ship/shore interface 　• Guidelines to correct procedures for repairing typical damages resulting from the transfer cargo 　• Aids to training	適宜	コレスポンデンスグループが設立され、継続審議となった。
8/8 （事務局）	コンテナの構造上の重大欠陥に関するガイダンス	Related documents: MSC 75/7/2, MSC 75/7/3, DSC 7/10/1 and DSC 7/15 【提案のポイント】	適宜	ノートされた。

		DSC 7 はコンテナの構造上の重大欠陥に関するガイダンス案を検討するためスペインをリーダーとするコレスポンデンスグループを設立した。グループの報告は今回会合に提出される。（DSC 8/8/2 参照）		
8/8/1 （ISO）	ISO TC 104 の報告	Related documents: MSC 75/7/2, MSC 75/7/3, DSC 6/15, DSC 7/10/1 and DSC 7/15 【提案のポイント】 コンテナの構造上の強度保全に関し、参考となる指針が無いとの MSC および DSC での議論をうけ、ISO Technical Committee 104 はコンテナの構造上の重大欠陥に関する ISO Technical Report (TR) 15070 の改正案を策定した。同改正案はコンテナの重要強度部材と安全性に影響がない範囲内のそれらへの損傷程度を特定している。改正 TR は現在出版準備中であり、ANNEX に添付した改正案が TR に取り込まれることとなる。	支持（DSC 8/8/5 への対応参照）	DSC 8/8/5 の結果参照
8/8/2 （スペイン）	コレスポンデンスグループの報告	Related documents: DSC 6/14/Rev.1, DSC 6/14/1, DSC 6/7/6, MSC 75/7/2, MSC 75/7/3, DSC 7/10 and DSC 7/10/1 【提案のポイント】 グループが作成したガイドライン案が提示されている。同案は更に検討する必要がある。（グループは強度部材として検査の対象とする部位については概ね合意しているものの、その許容される損傷程度（数値）については更に検討が必要であるとしてガイドライン案中ではカッコ書きされたままである。<u>またグループは本ガイドライン案はあくまでも PSC の運用上（CSC 条約第 VI 条）利用されるものであって、コンテナの保守点検のために各国が実施している ACEP の基準（CSC 条約第 IV 条）として使用するものではないと合意している。</u>）	DSC 8/8/5 への対応参照（左欄下線部が重要）	DSC 8/8/5 の結果参照
8/8/3 （ICS）	コンテナの構造上の重大欠陥に関するガイダンス	Related documents: DSC 6/14/Rev.1, DSC 6/14/1, DSC 6/7/6, MSC 75/7/2, MSC 75/7/3, DSC 7/10, DSC 7/10/1 and DSC 8/8/2 【提案のポイント】 コレスポンデンスグループが作成したガイダンス案は複雑である。また業界団体が作成した基準（UCIRC、IICL 等）が適切に機能していると考えている。この作業の本来の目的は CSC 条約 Article VI に基づき検査を行う検査官がガイダンスとして利用できるものを作成することであり、極力簡潔で使いやすいものにするべきである。	適宜（DSC 8/8/5 への対応参照）	DSC 8/8/5 の結果参照
8/8/4 （IICL）	コンテナの構造上の重大欠陥に関するガイダンス	Related documents: DSC 6/14/Rev.1, DSC 6/14/1, DSC 6/7/6, MSC 75/7/2, MSC 75/7/3, DSC 7/10, DSC 7/10/1 and DSC 8/8/2 【提案のポイント】 IICL は本件の検討が始まった頃から適当な対応をとるため、スペインが実施したコンテナの検査結果に関する情報を提供するよう要請してきた。しかし未だ情報が提供されていない。今後の検討を進める上でも違反、事故等の情報は重要でありスペインに対し重ねて関連情報を提供するよう要請する。	適宜（DSC 8/8/5 への対応参照）	DSC 8/8/5 の結果参照
8/8/5 （英国）	コレスポンデンスグループの報告に対するコメント	Related documents: DSC 8/8, DSC 8/8/1, DSC 8/8/2 and MSC 75/7/2 【提案のポイント】 産業界が策定した保守点検に関係するガイドラインはうまく機能しているが、これらのガイドラインに規定された基準は直接安全にかかわるものではない。CSC 条約第 VI 条の規定を	支持	コレスポンデンスグループが設立され、DSC 8/8/1 及び

		実施する上での使いやすさを考え、コレスポンデンスグループが作成したガイダンス案を基に作成した非常にシンプルな形のガイドライン案を提案し、コンテナの損傷許容範囲としてはISOが作成した数値を用いることを提案している。		8/8/5 を基本文書として継続審議されることとなった。
8/9 及び Add.1 (事務局)	海上保安強化のための措置	Related documents: A.924(22), MSC 75/24, MSC 76/23, MSC/Circ.675, MSC/Circ.787, Model course 3.18, SOLAS/CONF.5/32, SOLAS/CONF 5/34 【提案のポイント】 ○ MSC 75 は総会決議 A.924(22)及び海上運送に係るテロ対策の検討結果から DSC に対し、 1 Recommendations on the safe transport of dangerous cargoes and related activities in port areas (MSC/Circ.675) 2 IMO/ILO/UN ECE Guidelines for packing of CTUs (MSC/Circ.787) 3 IMO Model course 3.18: Safe packing of cargo transport units の見直しを行うよう指示した。 ○ DSC 7 は DG を設置して本件に関する検討を行ったが、ISPS コード案がまだ検討中であること、WCO 及び ILO の関連する作業が終了していないことなどから次回会合 (DSC 8) で詳細な検討を行うこととした。これに関し小委員会は各国及び関連機関に対いし上記 3 文書に関する提案を DSC 8 に行うよう要請した。 ○ 2002 年 12 月に開催された SOLAS 条約締約国会議は海上保安に関する SOLAS 条約改正 (新第 XI-2 章) 及び ISPS コードを採択した。	適宜 (情報収集)	コレスポンデンスグループが設立され、継続審議となった。
8/10 (事務局)	バルクキャリアーのための船舶／ターミナル インターフェイスの改善	Related documents: MSC 76/23, paragraphs 5.50, 5.51 and 20.12.1 【提案のポイント】 ○ MSC 76 での検討経緯及び結果である。 ○ リスクコントロールオプションに関して、世界中のいくつかの港ではターミナルオペレータに対する独自のトレーニングプログラムを策定し実施してところもあり、それらを整合させることが大事である。BLU コードの強制化も有効な手段かもしれない。一方、現在 DSC が策定作業中のターミナル代表者のためのばら積み固体貨物荷役マニュアルの中でリスクコントロールオプションに言及することも一つの方法である。 ○ 上記議論の結果、MSC は DSC に対し関係者に BLU コードの適用を促す MSC サーキュラーを策定すると共に、リスクコントロールオプションを考慮の上ターミナル代表者のためのマニュアルの策定を行うよう指示している。	適宜	MSC サーキュラー案が作成さら、議題が小委員会の作業計画から削除された。
8/11 (事務局)	バルクキャリアーの隔倉積み禁止	Related documents: MSC 76/WP16and MSC 76/23 section 5 and paragraph 20.12.2 【提案のポイント】 MSC 76 はバルクキャリアセーフティーWG での検討結果に基づき DE 及び DSC に対しばら積み船の隔倉積み禁止に関する検討を行うよう指示している。	適宜	ノートされ、議題が小委員会の作業計画から削除された。
8/11/1 (事務局)	DE 46 の審議結果	Related documents: DSC 8/11 and DE 46/32 【提案のポイント】 ○ DE 46 でのばら積み船の隔倉積み禁止に関する検討結果である。	適宜	ノートされ、本作業項目が小委員会の作業計画から削除

		○ 隔倉積み禁止に関する規定案として 3 つのオプションを提案しているが、次の示す第 3 案が適当であるとしている： • 1999 年 6 月 30 日以前に建造された船舶：船齢 10 年に達した時点以降隔倉積み禁止。しかし SOLAS regulation XII/5 及び IACS UR S12 Rev.2.1 の規定に適合する場合はその限りではない。 • 1999 年 7 月 1 日以降ダブルサイドスキン要件の発効日前日（2007 年?）以前に建造された船舶：SOLAS regulation XII/5 及び IACS UR S12 Rev.2.1 の規定にに適合しない場合隔倉積み禁止。 • ダブルサイドスキン要件の発効日以降に建造された船舶：隔倉積み禁止規定無し。		された。
8/12 （事務局）	DSC 小委員会への付託事項	Related documents: MSC 64/19/2 and MSC 76/23 section 19 【提案のポイント】 MSC 76 は議長会議での検討結果に基づき各小委員会に対しそれぞれの Terms of reference の見直しを行うよう指示している。	適宜	ノートされた。
8/14 （事務局）	BLU コードの適用	Related documents: MSC 76/23 and MSC 76/13/1 【提案のポイント】 ○ MSC 76 は BLU コードの適用範囲を穀類にも広げることを検討すべきであるとする ISFMA 及び BIMCO の共同提案（MSC 76/13/1）を検討するよう DSC に指示している。 ○ MSC 76/13/1 の概要は次の通りである： 穀類の運送は穀類コードでカバーされるため BLU コードの適用範囲外にある。しかし穀類コードは運送中のスタビリティー保持のみを目的としており、堪航性、荷役に起因する危険性等については何ら規定がない。このことから ISFMA 及び BIMCO は BLU コードの適用範囲を穀類にも広げることに関する検討を行うことを提案する。	適宜	本件に関する新議題が小委員会の作業計画に追加された。
8/14/1 （フランス及びカナダ）	SOLAS II-2/54 規則及び II-19 規則への適合証書	Related documents: SOLAS II-2/19, MSC/Circ.1027 and MSC.134(76) 【提案のポイント】 ○ SOLAS 条約旧 II-2 章第 54 規則に対応する DOC の書式を現行 II-2 章第 19 規則に対応するものに置き換えたこと、及び、SOLAS 条約第 II-2 章第 19 規則の表の注記で class 5.2 の危険物は甲板下積載できない旨を示したにもかかわらず、甲板下への class 5.2 の危険物の積載禁止を明記していない DOC があるとの問題を指摘している。 ○ FP 小委員会でも検討すべきとしつつ、 ・ SOLAS 条約旧 II-2 章第 54 規則に基づく危険物運送適合証書を再発行する際にも標準書式として MSC/Circ.1027 を用いることを提案している。 ・ Class 5.2 は甲板下積載できない旨、適合書証にも明記することを求める旨、SOLAS 条約第 II-2 章第 19 規則等を改正することを提案している。	適宜（class 5.2 の甲板下積載は、部分風雨密ハッチカバーコンテナ船指針（MSC/Circ.1087）についても検討する必要有り。）	本件に関する新議題が小委員会の作業計画に追加された。
8/14/2 （事務局）	IMDG コードの実施に関するトレーニングコース	Related documents: None 【提案のポイント】 2002 年及び 2003 年に実施された IMDG コードの実施に関する IMO の技術協力プログラムを紹介している。	適宜	ノートされた。

付録 1.2　第 8 回 DSC 小委員会審議概要

1　会合の概要

(1) 平成 15 年 9 月 22 日～26 日（ロンドン IMO 本部）

(2) 参加国又は機関

アルジェリア、アルゼンチン、豪、バハマ、バングラディッシュ、ベルギー、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コートジボアール、キューバ、北朝鮮、デンマーク、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、仏、独、ギリシャ、イラン、イスラエル、イタリア、日本、ラトビア、レバノン、リベリア、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モロッコ、蘭、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、ロシア、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ベネゼエラ、香港、OAS、ICS、ISO、IUMI、ICFTU、BIMCO、IACS、ICHCA、CEFIC、OCIMF、IICL、IFSMA、IRU、DGAC、INTERCARGO、IBTA 及び VOHMA

(3) 議長等

議　長：Ms. Olga P. Lefevre（仏）

副議長：Capt. J. Pablo Heusser （チリ）

日本からの参加者：　植村忠之（在英日本大使館）

（敬称略）　松本友宏（国土交通省海事局）

太田進（独立行政法人海上技術安全研究所）

小島隆志（独立行政法人海上技術安全研究所）

梶田智弘（(社)日本造船研究協会）

赤塚宏一（(社)日本船主協会（ロンドン））

落合眞和（(社)日本船主協会）

八住俊秀（日本鉱業協会）

濵田高志（(社)日本海事検定協会）

2　審議概況

(1) **議題の採択（議題 1 関連）**

今次会合の議題については、特段の議論無く、原案どおり採択された。

(2) IMO **の他の機関の決定（議題 2 関連）**

事務局から本小委員会に関連する MEPC48、MSC76、SOLAS/CONF.5、FAL30、FP47、DE46、MSC77、C90 及び MEPC49 の決定が報告された。このうち、C90 の決定は、WG の審議時間を十分なものにするため、SLF46 及び DSC8 については試行的に従来のレポートに代えて Summery of decision として取り纏めることとなったというものである。

(3) **国連勧告との調和を含む** IMDG **コード及び追補の改正（議題 3 関連）**

本年 3 月に開催された Editorial and Technical Group（E&T グループ）において取りまとめられた IMDG コードの第 32 回改正案及び各国から提案されたペーパーに基づき議論が行われた。

①保安要件関係（DSC8/3/1、DSC8/3/10、DSC8/3/12 関係）

国連勧告に盛り込まれた保安要件を新 1.4 節として IMDG コードに取り入れることについて、既に船舶関係者に対しては SOLAS 第 XI-2 章および ISPS コードが強制となっているため船舶関係

者についてはそれら強制要件を引用することとし、他の関係者（陸上）については保安要件を強制要件とすべきではないとするベルギー及びフランスからの提案、及び危険物の運送には SOLAS 条約の適用範囲を超えると思われる荷送人、荷受人などさまざまなセクションが関わるため強制要件とすべきではないとする日本からの提案が検討された。また本件に関連して英国が提出したフランス・ベルギー提案を基にした第 1.4 節を全面的に強制化する改正案(DSC 8/J/9-1)の検討も行われた。

ノルウェーが英国案を支持し、バハマが教育訓練の規定を除いて全面的に強制化するべきであるとの主張を行う一方、独、デンマーク、オランダ、フィンランド、イタリア、韓国、ベルギー、スペイン、シンガポールは、SOALS 条約にて強制化されている規定以上の要件を強制化するべきではないとの立場を表明した。また米国は全面強制化することは問題ないが当面は非強制とすべきであると主張した。

審議の結果、小委員会は SOLAS 条約に基づく強制要件以外は強制化しないことと合意し、次週開催される E&T グループに対しフランス・ベルギー案を基に改正案を準備するよう指示した。

②GHS 及び海洋汚染物質（DSC8/3/4、DSC8/INF.2、DSC8/3/14、DSC8/3/22 関係）

(ｲ)プレナリーでの議論

上記提案文書に基づき、国連勧告に化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）にて策定された環境有害性物質の判定基準が取り入れられたことに伴い、IMDG コードおよび MARPOL 条約附属書 III の海洋汚染物質の判定基準にどのように取り入れるかの議論が行われた。

この中で英国、バハマ、シンガポール等はインターモーダルトランスポートを考慮し、GHS 基準をそのまま取り入れるべきであるとし、ベルギーは GHS の基準は現在の MARPOL 条約における海洋汚染物質の判定基準すべてをカバーしてはおらず、そのまま取り入れることには反対であるとの意見を表明した。さらに、海洋汚染物質の指定をリスティング方式とすべきかセルフクラシフィケーション方式とすべきか、IMDG コードの改正と合わせて MARPOL 条約附属書 III の改正を何時どの様に行うべきか等について意見が交わされたが合意はできず、GHS の取り入れ方法および MARPOL 条約附属書 III の改正に関するタイムテーブル等に関しワーキンググループ（WG）を設置し検討を行うこととなった。

(ﾛ)WG での議論

(a)UN TDG/GHS 基準

現在の MARPOL 条約附属書 III の海洋汚染物質判定基準と GHS の環境(水生)有害物質基準の比較を行い、GHS 基準は概ね附属書 III の基準をカバーしているが仮に物質の再評価を行った場合には若干の変更（新たな物質の追加又は削除）があるだろうことが合意された。

(b)リスティング方式 VS セルフクラシフィケーション方式

英国及びオランダは他の危険物と同様に海洋汚染物質の評価もセルフクラシフィケーション方式とし、荷送人の負担を軽減するために法的拘束力を持たないガイダンスリスト（INDEX）を作成するべきであるとの意見を表明したが、独、米、イタリア及び日本はセルフクラシフィケーション方式には原則合意できるが、法的拘束力を持ったリスト（DG リスト第 4 欄）を残すべきであると主張し、合意に至らなかった。

(c)“ severe marine pollutant ”

“ severe marine pollutant ”の区別を削除した場合の影響が検討された。少量危険物として運送される場合の内装許容容量が変更になるが海洋環境保護の観点から大きな影響はないとして、“ severe marine pollutant ”の区別を削除することが原則合意された。これに関連して、公法条約（Intervention Convention）との関連を検討することが必要であることが確認

された。

(d)IMO ポジションペーパー

MARPOL 条約附属書 III の見直しに関する IMO の立場を明確にする文書が作成された。同文書の中で、IMO は基本的には GHS 基準を MARPOL 条約附属書 III の基準として取り入れることに同意するが、クラス 1～8 の危険物に該当する物質が同時に環境有害物質の基準に合致することもあり、これらの物質を同定する方法がないことが問題であると指摘がなされた。同文書の内容は何らかの形で 12 月に開催される国連危険物輸送専門家小委員会に紹介されることとなった。

(e)IMDG コード第 2.9 章及び第 2.10 章の改正

現状では国連勧告 13 訂版の環境有害物質に関する第 2.9 章の規定を IMDG コードに取り入れることは不可能であり、現行 IMDG コードの第 2.9 章及び第 2.10 章の改正は行わないことが合意された。

(f)タイムテーブル

IMDG コードの海洋汚染物質に関する規定の改正は、MARPOL 条約附属書 III の改正と同時に行わなければならないことが確認され、今後の改正手続きに関する暫定タイムテーブルが作成された。

(ハ)プレナリーでの議論（ワーキンググループの報告書）

WG の報告書が報告された。解決しなければならない問題が多くあり、本件は次回 DSC9 において引き続き検討することとなった。

なお、国連勧告 13 訂版第 2.9 章中 GMMOs および GMOs に関する規定のみは IMDG コード第 32 回改正に取り入れられることとなった。

③個別の提案について

(イ)E&T グループからの第 32 回改正提案（DSC8/3 、DSC8/3/Add.1、DSC8/3/2 関係）

E&T グループで検討された第 32 回改正案については原則合意された。また、ベルギーからベイル状で運送される UN3360（乾燥した繊維、植物）についても正式品名等の表示に関する特別要件 29 を適用除外とする提案（DSC8/3/20）がなされ、了承された。その他の事項については提案のとおり承認された。

(ロ)IMO タイプポータブルタンクに関するサーキュラーについて（DSC8/3/5 関係）

イギリスから IMO タイプポータブルタンクの検査に関する基準の提案がなされ、同提案は原則合意され DSC サーキュラーとして回章されることとなった。

(ハ)放射性物質等の運送についての規定の重複について（DSC8/3/25）

ドイツから、放射性物質等の運送要件である IMDG コード 3.5 節（非強制）は他の部分でカバーされており削除すべきである旨の提案がなされ、了承された。IAEA の規定の参照を記載するかどうかについては E&T グループで検討することとされた。

(ニ)危険な反応を起こさない物質の隔離要件の適用除外について（DSC8/3/30）

米国から、腐しょく性物質である酸と塩基の隔離要件については、危険な反応が起きない濃度のものにも要件が課せられているため、荷送人が責任をもって危険な反応が起きないと判断した場合は、隔離規定を除外できる規定を取り入れる提案がなされたが、同提案は合意されず米国が次回 DSC9 に再度提案を行うこととなった。

(ホ)その他の提案

その他、以下の事項について原則了承された。

（a）性状の違いからエントリーが分かれた物質の IMDG コードの改正（DSC8/3/6、オランダ）

（b）少量危険物以外の形態での運送の場合の標札に関する規定の明確化（DSC8/3/7、フランス）

（c）IMDG コードの EmS ガイドの改正（DSC8/3/8、フランス）
（d）毒物の運送に使用する高圧容器の規定の改正（DSC8/3/9、フランス）
（e）硝酸アンモニウムと可燃性物質の隔離規定の修正（DSC8/3/13、オランダ）
（f）水銀の容器及び包装に関する改正（DSC8/3/15、スペイン）
（g）アルコール飲料の運送要件の緩和（DSC8/3/18、ノルウェー）
（h）フレキシブル中型容器の特別要件の改正（DSC8/3/19、ベルギー）
（i）バルクコンテナの場合の開放型貨物輸送ユニットの使用禁止（DSC8/3/21、ベルギー）
（j）酸化チオニルとシアン化臭素の隔離要件の改正（DSC8/3/23、ドイツ）
（k）リチウム電池の特別要件の追加（DSC8/3/27、ドイツ）
（l）塩化第一水銀の特別要件の追加（DSC8/3/29、ドイツ）

(4) **固体ばら積み貨物の性状評価を含む** BC code **の見直し（議題** 4**）**

①BC Code の強制化

(ｲ)プレナリー（WG 前）

ロシア、オランダ、ノルウェー、イタリア、スウェーデン、オーストラリア、ポーランド等の提案は強制化に賛成であった。特にベルギーは、強制化実施に困難が伴っても実施すべきとの意見であった。米国、デンマーク、スペイン、中国、イギリス、バハマ、ICS は強制化には慎重な姿勢を示した。

審議の結果、強制化すべき項目や問題点についての審議は WG に委ねられた。

(ﾛ)WG での審議

WG は、フランスの Capt. J. D. Troyat を議長として、開催され、ワーキングペーパーに基づき審議がなされ、WG のレポートは DSC 9 に提出されることとされた。主な審議結果は以下のとおり。

WG においては、如何なる条件下であれば強制化が可能かについて検討されたが、BC Code のどの箇所を強制化すべきか、といった点については、MSC からの指示が Feasibility の検討であったことから、詳細には検討されなかった。但し、米国より液状化物質、MHB 及び危険物についてのみ強制化すれば良いとの意見を述べられた。

強制化すべき部分については、今後、強制化の作業が指示された場合において、詳細に審議する必要がある旨が認識された。そのため、現時点では部分的に強制化すべきとの考え方は明確になってはいない。

(ﾊ)プレナリーにおける審議（WG 後）

本件は、WG の報告（DSC 8/WP.3）に基づいて審議され、特段のコメントもなく了承された。BC Code の強制化に関するプレナリーの報告（DSC 8/WP.1 paragraph 4）において、小委員会が BC Code を強制化することに合意した旨の記述があったため、日本はこれを以下のとおり修正するよう意見を述べたところ、了承された。

4.12　The Sub-Committee in considering the above submissions on the mandatory status of the BC Code ~~agreed, in principle, to make it mandatory~~ **noted that the majority of the Sub-Committee was of the opinion that the Code or parts of it should be made mandatory while some delegations pointed put the difficulties to do so** and instructed the working group to advise the Sub-Committee on the feasibility of making the BC Code mandatory.

今回会合における決定は MSC に送られ、MSC の指示があれば、BC Code の強制化に向けて、BC Code の強制化すべき箇所を検討し、長期的には SOLAS 条約等の見直しと併せて BC Code の総見直しが行われることとなる。

②BC Code の見直し

(ｲ)プレナリーにおける審議（WG 設置前）

前回 WG の報告（DSC 8/4）について審議した結果、以下のとおりとされた。

(a) MSC/Circ.671 の案において、硝酸アンモニウム肥料のうち、既に IMDG Code から削除されている 3 物質（UN 2068, 2069, 2070）を消去することで合意し、WG に送られた。イルメナイトクレイについては、DSC 8/4/5 に基づき、個別スケジュールを作成することとされ、WG に送られた。

(b) フェロシリコンについて、事故例が示されていることから（DSC 8/INF.4 & DSC 8/INF.5）、日本は、通風要件について特段の反対はしなかった。しかしながら、フェロシリコン等各種貨物のスケジュールに含まれる「機械式表層通風」については、BC Code 3.5 節に必ずしも明記されているわけではなく、そのため、明確化を求め、検討は WG に委ねることとされた。

(c) 硝酸アンモニウム肥料等に関する提案（DSC 8/4/2, フランス提案）について、韓国・ノルウェー・ベルギー・ドイツが支持し、また、一部不整合のある旨が指摘された。

(d) BC Code の適用を促す DSC/Circ.の作成及び硝酸アンモニウム肥料の個別スケジュールの審議は、WG に委ねられた。日本の提案（DSC 8/4/4）について、バハマ、オランダの支持があった。また、「商業上の理由」との文言を追加することについては、IRU、バハマが支持したが、オーストラリアが「安全性に係わらない要件は削除すべき」との意見を表明し、これに複数の国から支持があり、安全性に係わらない要件は削除することで合意された。その後、審議は WG に委ねられた。

(ﾛ)WG における審議

WG において、BC Code の適用を促す DSC/Circ.の案が作成された。また、グループ C の貨物について会期間に各国が検討した結果を含めて事務局が用意した DSC 8/4 に含まれない貨物のスケジュール案（DSC 8/J/25）に基づき、貨物の個別スケジュール案が、主として検討を要する事項（鍵括弧入りの事項）について審議された。その際、各種要件の内容については、時間の都合上審議しないことを原則としたため、WG で作成された BC Code 案には多くの問題点が残されている。

(a) SEED CAKE のスケジュールでは、CO_2 消火パイプの延長に関する規定について審議されたが、これを削除することは合意済みであることを日本が指摘し、削除された。

(b) イルメナイトクレイ／イルメナイトサンドについては、成分内容量で分類可能とのオランダ提案があった。カナダは、成分量で現在検討中であり、その評価結果により化学的危険性のある物質（グループ B）に分類できると指摘した。しかしながら、危険の度合を評価する方法については、検討事項として残された。イルメナイトクレイは液状化物質、イルメナイトサンドは非液状化物質とされ、かつ、鉱物精鉱（Mineral Concentrates）の欄からイルメナイトが削除された。

(c) 機械式表層通風については、通風トランクを有し、船倉底部から給気できる装置がある船舶の場合に、表層から給気すべきことを要求するものであって、特別な設備を要求するものはない旨が確認された。

(ﾊ)プレナリーにおける審議（WG 報告後）

本件については、WG 議長より、口頭で報告がなされたが、特段の議論は無かった。また、DSC/Circ.案（Provisions of the BC Code: DSC 8/WP.3/ANNEX）については、一部修正の上、了承された。

(ﾆ)今後の検討課題

今般 WG で作成した BC Code 案には以下の問題点や留意事項があると考えられる。

(a) 一般的に、貨物のスケジュール案（DSC 8/4 及び DSC 8/J/25）においては、表現の統一に

こだわりすぎるあまり、不適切な要件になっている部分が多い。また、安全以外の理由による注意事項も多く残っている。

(b) 貨物のスケジュール案においては、貨物の個別の積付・隔離要件と BC Code の隔離要件との間で不整合を生じている

(c) 放射性物質 UN 2912 については、IMDG Code との整合性をるために、詳細な内容の検討が必要であるので、次回 DSC 9 までに見直すことで合意された。

(d) Pitch Prill BC No:50 の積付・隔離要件において、Class 4.1 に倣うとあるが、Class 5.1 の可能性もある。

(e) Woodchips 及び Wood Pulp Pellets の取り扱いでは、水分量が 15%を基準として固定式消火設備の免除の可否が決まるが、この点について、スウェーデンより、この考え方が妥当ではないことを示す実験結果があるとの報告がなされ、次回会合に提案文書を出すよう要請された。

(f) 現行 BC Code では、副次危険性についての記述が欠落しており、副次危険性を明記することが望ましい。

(g) 硝酸アンモニウム肥料等について、ドイツからフランス提案の改正案が WG で席上配布された。検討の結果、現時点ではこの貨物のスケジュールは特に審議せず、ドイツの提案を再考することとされ、また、米国もそれに基づいて DSC 9 への提案を行いたい旨が表明された。さらにオランダも検討に協力する意志を表明した。日本も、事前に提案文書案を送付されたい旨を米国に申し入れた。

今後の予定としては、事務局より WG メンバーに BC Code 案が送付された後、WG メンバーで Editorial な修正を行い、WG の報告書（DSC 9 の提案文書）を作成することとなった。なお、WG の報告書は次年度（Bulky Document の締切に近い時期）に提出されることになる予想される。

③MSC/Circ.671 の見直し

(ｲ)プレナリーにおける審議

固定式ガス消火設備が有効で無い貨物のリスト（MSC/Circ.671 Table 2）の案において、硝酸アンモニウム肥料のうち、既に IMDG Code から削除されている 3 物質（UN 2068, 2069, 2070）を消去することとされ、WG に送られた。

(ﾛ)WG における審議

固定式ガス消火設備が有効で無い貨物のリストは、固定式ガス消火設備を免除できる貨物のリスト（MSC/Circ.671 Table 1）と併せて、次回、修正を検討することとされた。

(ﾊ)プレナリーにおける審議（WG 報告後）

次回検討するとの WG の意見が、特段のコメントもなく了承された。

④液状化物質の判別法

我が国が提案した液状化物質の判別法については、IMO の承認に基づく試験法とするには時期尚早と判断された。一方、試験法の有効性を示すための試料（液状化物質か否かが不明確な固体ばら積み貨物）は限られており、研究の継続は必ずしも容易ではないため、日本は研究の継続を表明せず、作業項目から削除された。

(5) 貨物固定マニュアル（議題 5 関連）

①バラスト水管理の安全面の問題について(DSC8/5 パラグラフ 1～3、DSC8/5/1)

IACS よりバラスト水交換に伴う貨物固定に関連する危険性増加について、既に貨物固定マニュアル作成時に適切に考慮されていることから危険性増加がないことが報告がなされ、審議の結果、更なる検討を進める必要がないことが合意された。

②貨物固定マニュアル及び貨物情報(DSC8/5 パラグラフ 4～8、DSC8/5/2)

露から非標準化貨物(CTU 内の貨物を除く。)の貨物情報の標準書式等の検討の提案がなされ、審議の結果、小委員会の作業計画に入れることが合意された。

(6) **海難及び事故の報告及び解析（議題 6 関連）**

①海難及び事故の報告（DSC8/INF.3）

ドイツからライターを収納したコンテナについて検査を実施したところ、ライターから漏れたガスの濃度が危険な濃度に達している場合があり、注意通達を出したとの報告があった。これを受けて、小委員会は注意喚起をする DSC/Circ.を出すことなった。

②コンテナインスペクションプログラム（DSC8/6/Add.1、DSC8/6/1～6/6）

2001 年から 2002 年にかけて実施されたコンテナインスペクションの集計結果及び各国のコンテナインスペクションの実施結果が報告された。ICHCA からの提案により、IMO メンバー国にコンテナインスペクションの実施状況の調査を行うことが合意され、次回 DSC9 において検討することとなった。また、コンテナインスペクションの実施を促すことがノートされた。

(7) **ターミナル代表者のための固体ばら積み貨物荷役マニュアルの策定（議題 7 関連）**

事務局提出文書（DSC8/7）および IBTA 文書（DSC8/7/1）の説明のあと、WG を設け MSC の指示に基づきマニュアル案の策定を継続することとなった。

WG では、あらためてマニュアル作成の意義、BLU コードとの関連などについて議論がなされたが、前回会合のコレスポンディンググループの報告書 DSC7/9/1 を基本文書とする他、IBTA の Guidelines for Terminal representatives at the Ship/Shore Interface 素案及び ICHCA のパンフレットを参照して マニュアル案を作成する事となった。しかしながら、今次会合では作業が終了しないのは明白であり、引き続きコレスポンディンググループで審議する必要があるとの認識からコレスポンディンググループの付託事項案も作成すると共に、作業完了目標を 2004 年とするよう要請された。

プレナリーにおいて、ワーキンググループによるコレスポンディンググループの付託事項などの要請事項が合意されたが、キプロスはマニュアル案について、

①既に合意された事項は盛り込む事

②簡潔かつユーザーフレンドリーなものにする事

③範囲を広げすぎない事

④本船とターミナルのバランスを崩さない事

を指摘した。議長はこれらの点についてはコレスポンディンググループで検討するよう要請した。

(8) **コンテナの重大構造欠損に関するガイダンス（議題 8 関連）**

①プレナリーでの審議（DG 設置前）

ISO 提案（DSC8/8/1)、コレスポンデンスグループの報告（DSC8/8/2)、ICS 提案（DSC8/8/3)、IICL 提案（DSC8/8/4)、及び英国提案（DSC8/8/5）が紹介された。ICS より、今まで統一されたガイダンスを基にコンテナの構造欠損を検査していないにもかかわらず、重大事故が発生していないことを理由に本ガイダンスの必要性を MSC で再検討してはどうかとの提案があり、デンマークがこれを支持した。しかしながら、ノルウェー、ベルギー、加、イスラエル、スペインがガイドラインの必要性を支持し、議長より DG にてガイダンスの内容を検討するよう指示がなされた。

②DG での審議

DG では、コレスポンデンスグループのリーダーであるスペインより、コレスポンデンスグループの報告（DSC8/8/2）にあるガイダンス案を基に内容を検討する提案がなされた。しかし、英、

ノルウェーよりコレスポンデンスグループの報告（DSC8/8/2）のガイダンス案は、内容が複雑でユーザーフレンドリーでないという理由から、ISO 提案（DSC8/8/1）、英国提案（DSC8/8/5）を基にガイドライン案を検討すべきとの提案がなされ、米、ベルギーがこれを支持し、ISO、英国提案を基にガイドライン案の策定が検討された。その結果、ISO 提案の欠損の基準、英国提案のガイドラインの概要を融合する形でガイドライン案が策定された。また、欠損の基準値などを更に検討するためにコレスポンデンスグループの結成が検討され、プレナリーで承認を得ることとなった。

③プレナリーでの審議（DG 後）

DG の議長より、DG で策定されたガイダンス案の報告、及び次回の DSC9 までの間に詳細を検討するコレスポンデンスグループを設置する必要性の報告があり、承認され DSC9 で最終化が図られることとなった。

(9) 海上保安強化の対策（議題 9 関連）

①)経緯

海上保安強化については、MSC から前回会合（DSC 7）において、以下の 3 文書について検討することが指示された。

(ｲ) Recommendations on the safe transport of dangerous cargoes and related activities in port areas (MSC/Circ.675)

(ﾛ) IMO/ILO/UN ECE Guidelines for packing of CTUs (MSC/Circ.787)

(ﾊ) IMO Model course 3.18: Safe packing of cargo transport units

しかしながら、時期尚早であるとの判断から、前回会合においては審議されなかった。

今次会合において、各国からの提案文書はなく、事務局からの経過報告（DSC8/9, DSC8/9/Add.1）が提出された。本件については、DG を設置するか否かが検討事項とされた。

②プレナリーにおける審議（DG 設置前）

特段の審議は無く、検討は DG に委ねられた。米国は、上記 3 文書のうち IMO Model course 3.18 以外について、保安要件の取り入れに関する案を用意しており、DG において検討することとされた。

③DG における検討

DG において、コレスポンデンスグループの TOR が作成された。

保安要件の取り入れについては、Recommendations on the safe transport of dangerous cargoes and related activities in port areas (MSC/Circ.675) を取り上げ、米国の案に基づき検討された。この中で日本が、同勧告で繰り返し用いられる port area と ISPS Code でいうところの port facility の定義の違いについて指摘したところ、同指針と ISPS Code との整合を図ることは容易ではないことが認識され、今後の課題とされた。また、特に「危険な貨物（high consequence dangerous cargoes)」（個品危険物については、IMDG Code 1.4 節に案がある。）を如何に定義するかが問題とされた。

④プレナリーにおける審議（DG 報告後）

特段の意見もなくコレスポンデンスグループの設置が承認された。

なお、これらの文書の改正においては、各種の定義を整理し、ISPS Code が実施されている旨を付け加えるとともに、多くの関係者に保安に関する認識（Security Awareness）を向上させること（教育・訓練を含む）に関する規定の取り入れが図られると考えられる。

(10) ばら積み貨物船の船舶／ターミナル間のインターフェースの改善（議題 10 関連）

本件は議題 7 に関連することより、議題 7 の WG にて BLU コードの適用を促す MSC サーキュラー案を策定することとされた。WG では事務局作成のサーキュラー案を基に審議がなされ、エディ

トリアルな修正及びターミナル代表者のみならずターミナル自体も対象とするサーキュラー案が策定された。

プレナリーにおいて、このサーキュラー案は合意され MSC に送付することとし、本小委員会の作業項目から削除することとなった。

(11) **ばら積み貨物船の隔倉積み禁止（議題 11 関連）**

事務局による提出文書（DSC8/11、8/11/1）の説明に続き、各国のコメントが求められ、シンガポール、バングラディシュ、ロシア及び日本がオプション III を支持した。しかし、豪はパナマックス以下の船型は多港積み／多港揚げのケースが多くこれらのバルク・キャリアーに対して一律に隔倉積みを禁止する事は運航上に大きな影響を及ぼす可能性があり、実際的ではないこと及びこれらの船型に対しては、コンディションサーヴェーを実施したうえで隔倉積みの可否を決めるべきであることを主張した。

しかしながら、議長は本小委員会の意向がオプション III を望ましいとすることは明白であり、これを MSC に報告することとし、豪の主張は本小委員会のレポートに添付することが提案され合意された。これにより、本小委員会での作業は完了し、作業項目から削除することとなった。

(12) **作業計画及び** DSC9 **の議題（議題** 12 **関連）**

議長から提出された作業計画案及び DSC9 の議題について、特段大きな変更無く承認された。

(13) 2004 **年の議長及び副議長の選出（議題** 13 **関連）**

議長には Mrs. Orga Pestel Lefevre 氏（仏）が、副議長には Captain J. Pablo Heusser 氏（チリ）がそれぞれ再選された。

(14) **その他の議題（議題** 14 **関連）**

①BLU コードの適用関係

BLU コードの適用範囲を穀類にも広げることを検討すべきとの ISFMA 及び BIMCO の共同提案(MSC76/13/1)を検討する提案（DSC8/14)の審議がなされ、小委員会の作業計画に新しい事項として盛り込まれることが合意された。

②SOLAS II-2/54 規則及び II-19 規則への適合証書関連

フランス及びカナダの共同提案である SOLAS 条約第 II-2 章第 19 規則等を改正する提案（DSC8/14/1)が審議され、日本より提案の改正にあわせ MSC/Circ.1087 を改正する必要性があることを指摘したところ、小委員会の作業計画に新しい事項として盛り込まれることで合意された。

③IMDG コードの実施に関するトレーニングコース関連

IMDG コードの実施に関する IMO の技術協力プログラムが紹介された。

以　上

付録 1.3　　DSC 小委員会 E&T ｸﾞﾙｰﾌﾟ審議概要

(1)　会合の概要

①　平成 15 年 9 月 29 日～10 月 3 日（ロンドン IMO 本部）

②　参加国又は機関

バハマ、バングラディッシュ、ベルギー、デンマーク、フィンランド、仏、独、日本、モロッコ、蘭、ノルウェー、韓国、スウェーデン、スイス、英国、米国、CEFIC、ICS、IRU、VOHMA 及び WNTI

③　議長等

議　長： Ms. Olga P. Lefevre（仏）

事務局： Mr. I. Rahim

日本からの出席者： 濵田高志（(社)日本海事検定協会）

④　主な議題:

(ｲ)　IMDG コード第 31 回改正内容の訂正

(ﾛ)　IMDG コード第 32 回改正案

(ﾊ)　IMO タイプポータブルタンクの使用に関するサーキュラーの作成

(2)　作業概況

①　IMDG コード第 31 回改正内容の訂正

本年 3 月に開催された E&T グループが作成した「Errata and Corrigenda」案の見直しを行い最終案を作成した。「Errata and Corrigenda」最終版は近日中に発行されると共に IMO ホームページに掲載される予定である。

②　IMDG コード第 32 回改正関連事項

(ｲ)　フランス及びベルギーからの提案文書（DSC 8/3/10）を基にセキュリティーに関する 1.4 節案（保安規定）を作成した。同案に関し英国は ISPS コードの適用を受けない関係者に対してもセキュリティーに関する教育訓練の必要があるとして新 1.4.1.3、1.4.1.4 及び 1.4.1.5 項を改正案に含めることを提案した。これに関し、日本、ベルギー、オランダ、デンマーク等は、ISPS コード以上の規定は課さないとする小委員会の決定に従い同提案を改正案に含めるべきではないとの意見を述べたが、英国、米国、バハマは含めるべきであると主張した。最終的には、同提案を括弧書きの上、強制要件ではなく勧告として改正案に含める事とし、その検討を MSC に委ねることとした。

(ﾛ) クラス 9 に関し GMMOs 及び GMOs に関する規定のみを含めた第 2.9 章の改正案を作成した。

(ﾊ) 現在、品名に液体・固体・溶液等が付され同一の国連番号が与えられている物質のうち、新たに追加されたエントリーと比較して重複している品名の削除を行った。

(ﾆ) 放射性物質等の運送要件スケジュールに関し IMDG コード第 3.5 章を削除し、第 1.1.3.1.1 に IAEA の ST1 改正版に規定された運送スケジュールに関する説明を追加した。なお DG リスト第 17 欄には IAEA の運送スケジュール番号が引用されることとなる。 (DSC 8/3/25)

(ﾎ) 少量危険物以外の形態で運送されるエアゾールの標札に関する規定を明確にするため、特別要件 SP63 の修正を行った。 (DSC 8/3/7)

(ﾍ) 硝酸アンモニウムの隔離要件に関し、現行特別要件に加え“ Separated from class 4.1 ”の要件を追加した。(DSC 8/3/13)

(ﾄ) シーテッドバルクコンテナ（BK1）の使用に関し、海上運送ではその使用を禁止する旨の文言を新 4.3 及び 6.9 章に追加すると共に、記号“ BK1 ”を DG リストから削除した。（DSC 8/3/21）

(ﾁ) 2003 年 12 月 31 日以前に製造されてリチウム電池の運送に関する特別要件 SP957 を新たに追加した。同リチウム電池は経過措置として 10 年間（2013 年 12 月 31 日まで）は運送することが出来ることとなる。なお 10 年間という経過措置期間については国連危険物輸送専門家委員会等の議論を考慮の上今後見直しが行われこととなる。（DSC 8/3/27）

③ IMO タイプポータブルタンクの使用に関するサーキュラーの作成

現行 IMDG コードでは IMO タイプポータブルタンクに関する規定が曖昧であり、同タンクの使用に関する規定をはっきりさせるため IMO タイプポータブルタンクの使用に関するガイダンスを作成した。同ガイダンスは DSC サーキュラーとして近日中に発行される予定である。

④ その他

第 32 回 IMDG コード改正案は来年 5 月に開催される MSC78 にて SOLAS 条約改正手続きに従って採択されることとなる。

以 上

付録 1.4　第 9 回 BLG 小委員会 ESPH 作業部会審議概要

(1)　会合の概要

①　平成 15 年 9 月 1 日～5 日（ロンドン IMO 本部）

②　参加国又は機関

ベルギー、独、フランス、日本、マレーシア、蘭、ノルウェー、パナマ、ロシア、スウェーデン、英、米、IAPH、ICS、CEFIC、INTERTANKO、DGAC 及び IPTA

③　議長等

議　長： Mrs. M.C.Tiemens-Idzinga（蘭）

事務局： Mr. J. Crayford

日本からの出席者：

岡村　敏	日本造船研究協会
石綿　雅雄	日本化学工業協会
吉田　千秋	理工学振興会
濵田　高志	日本海事検定協会

④　主な議題:

(ｲ)　新規物質の評価

(ﾛ)　汚染分類決定のための基準の策定

(ﾊ)　洗浄剤の評価

(ﾆ)　MEPC.2／Circ.8 の見直し

(ﾎ)　混合物の危険性評価方法

(2)　作業概況

①　洗浄剤の評価

オランダ、ベルギーから提出された下記３物質が承認された。

P3-A 及び P3-X（Henkel 社）

AQUAQUICK 2000（VAN BEEK ECOPRODUCTS 社）

②　新規物質の評価

(ｲ)　*DME（日本）ESPH9/3*

日本より資料を含めて説明を行った。ノルウェー、イランは提案せず日本案に賛成し　た。同 WG により日本案はそのまま承認された。なお 2004 年には BLG が開催されないため IGC コード改正案は 2005 年以降に BLG にて検討された後、MSC に提出されることとなる。

(ﾛ)　*Dimethyl disulfide（フランス）ESPH9/3/1*

フランス提案に対し、電気機器に関するデータは一部不十分であるが汚染分類

はB　船型は３等の修正がなされて承認された。

(ハ)　*Isobuthyl methacrylate（フランス）ESPH9/3/2*

フランス提案に対し汚染分類はD、ハザードはS、計測器はC等の修正があった上で承認された。

(ニ)　*Alkylated phenol（米国）ESPH9/3/3*

米国提案に対し汚染分類はD、ハザードはS（経口毒性による）等の修正があり承認された。

③　植物油を貨物船のディープタンク等輸送する場合の緩和に関するガイドライン原案の作成

MEPC49で植物油を一般ドライカーゴ船のディープタンク、独立タンクで輸送する場合の緩和に関するResolutionのガイドラインを作成した。関係国が認めれば植物油用に設計されたタンクでの輸送が可能となるが植物油の残さの排出については規制される。

④　S及びPハザードをもつ混合物の計算方法

既存化学品の混合物の汚染分類の計算法についてオランダから各カラムを計算する方式提案があったが D３にリマークのあるものは１％でも汚染分類に影響するため議論となった。今後各国が検討し次回 ESPH で結論を出す。日本からもオランダ案の解釈をコメントしている。

⑤　仮査定物質リスト MEPC2.Circ8 の見直し

今回査定した新規物質についてCirc8に加えることが承認された。有効期限の切れる物質について一部データ提出の予定のものは期限が延長された。

⑥　特別な化学品グループの評価見直し

GESAMP ESPH 議長より植物油の汚染分類見直しに関し製造者からデータが出ていないので前回HPとするとのコメントがあった。なお植物油のデータに関しては英国が業界に働きかけることとなった。なおanimal and fish oil n.o.s, vegetable oil n.o.s,の品名は削除され個別品目でIBCコードにリストされる。 cashew nut shell oilも削除される。

⑦　汚染分類及び船型要件のクライテリア変更による MEPCCirc/265 の報告様式の見直し

報告書様式は２００５年までに改訂される。その他の IBC コード関連のものは議題９で検討された。

⑧　汚染分類及び船型要件のクライテリア変更に伴う IBC コードの見直し

ESPH9／WP1 についてエディトリアルな見直しを行った。なお構造材料に関する規定、化学廃液燃焼に関する規定の章はすでに削除されることが決まっている。修正された IBC コードは IMO 事務局が作成し、ESPH9 の報告書に添付される。

⑨　その他

(ｲ) 会議初日に IMO で火事が発生し 3 時間避難した。

(ﾛ) 今後も GESAMP/EHS グループは海洋環境、健康有害性等を評価し、ESPH グループは物理危険性の評価を加えて IBC コードを作成することが合意された。

⑩　次回会合

2004 年 9 月に開催される予定。なお 2004 年には BLG 小委員会は開催されない。

以　上

付録２　UNSCETDG 等審議概要

付録 2.1　第 23 回　危険物輸送小委員会個別提案概要

文書番号	表　　題	提　　案　　内　　容	対 応	備 考・結 果
前回からの持ち越し提案				
02/7 (AEGPL) (2)	小型ガス容器(UN2037)の品名等	モデル規則の小型ガス容器(UN2037)の品名には“release device”付きでないものとの限定がある。欧州においては同種の物品として弁付きのものがあり、RID/ADR ではこの弁付きのものもこの品名に含まれている。RID/ADR とモデル規則との差異を解消するために、UN2037 の品名を“Receptacles, small, containing gas(gas cartridges)without a release device, non-refillable, fitted or not with a valve”に改める。	賛　成	不採択
02/8 (AEGPL) (2)	小型ガス容器(UN2037)の一般要件	現行モデル規則の小型ガス容器(UN2037)の一般要件に関する規定は十分とは言えないので、6.2.4 項(小型ガス容器の一般要件)の改正を提案する。6.2.4.1 設計及び製造(容器は金属製であること、容器容量は 1000ml 以下、型式について使用前に水圧試験に合格すること、UN2037 の弁は確実に閉鎖し偶発的開放がないこと、内圧のみより閉鎖される弁は不可)。6.2.4.2 水圧試験要件。UN2037 に対する包装基準 P204 を加える(容器の一般要件、充填圧力、熱湯槽による気密試験、外装容器要件、輸送物の許容質量、輸送ユニットへの専用積載要件)。	適　宜	取り下げ
02/57 (オーストリア) (2)	SP191 の改正	UN2037(小型ガス容器)に対する SP191 の適用除外規定は、この物品の有する危険性を正しく反映していない。即ち、引火性危険については毒性よりも危険性が高い場合があり、これを非毒性のもののみを適用除外とすることに問題がある。一方、非毒性非引火性ガスの容量制限(50ml)については流通しているもの(10～120ml)の実態にそぐわない。SP191 の適用除外規定(第 2 文章)を“非毒性非引火性ガスのみを収納する容量 120ml 以下の容器は、この規則を適用しない。”に改正する。	適　宜	次回新提案
02/59 (ドイツ) (6b)	チオ乳酸(UN2936)の分類替え	チオ乳酸(UN2936)は、現在区分 6.1、PGⅡとされているが、この物質の世界的製造会社によれば区分 6.1 には該当しないとしている。しかし、この物質の化粧品での使用における人の経験からは、人の皮膚に対する腐蝕危険があることを示している。このことから本物質は区分 6.1 からクラス 8 に移すべきであると考える。本物質の腐蝕性試験は実施されておらず、ドイツでは動物愛語法により実験できていないが、PGⅡすべきである。危険物リストを次のように改正する。 区分 6.1⇨クラス 8、　L/Q:500ｇ⇨1 ﾘｯﾄﾙ　PI:P002/IBC08⇨P001/IBC02　PSP:B2、B4⇨「－」 Portable tank : No change	適　宜	取り下げ
02/81 (スウェーデン) (2)	P204 案に対する意見	AEGPL は 21SCETDG に小型ガス容器(UN2037)の一般規定の改正案(02/8)を提案し、本提案は持ち越された。AEGPL 提案中の P204(3)(c)に規定する気密試験に関する文言には、その解釈を誤解される恐れがある。気密試験は全てのガス容器に適用されるべきことはモデル規則 6.2.4.1 の規定からも明白であり、AEGPL 提案の基になっている ADR の様式替え前の規定には明確に規定されていた。P204(3)(c)の文言“they shall satisfy a tightness(leakproofness) test”を“each of them shall successfully undergo a tightness(leakproofness) test”(この表現は 6.2.4.1 と同じである。)に修正する。	賛　成	取り下げ
C3/42/add.2 (21SCETDG 報告書) (3a)	煙火 W/G 報告書	2001 年 10 月 The Hague の会期外煙火 W/G 報告書を基に 21SCETDG の会期中に開催された煙火 W/G の報告書である。本報告書の DCS 表は採択されず、煙火の DCS については次期 2 年間(2003－2004)の作業計画に含められた。	資　料	W/G 検討資料

今回提案				
03/1 (事務局) (1)	文書リスト	事務局が用意した今回会合の予定議題の対応する文書リストである。	資料	資料
03/2 (IAEA) (8)	IAEA 輸送規則(2003年版)小改訂	IAEA輸送規則(TS-R-1)の改訂2005年版用)の内、小改訂(minor change：編集上や誤植に係る改正)については改訂会合(2002年9月)において承認された。IAEA輸送規則はモデル規則にも採り入れられているにで、その改訂内容の詳細を新旧対照表により紹介している。この改正は、2005年版がIAEA理事会で承認された段階で国連モデル規則関連規定の改正が検討される。	適宜	資料
03/3 (IAEA) (8)	IAEA 輸送規則(2003年版)改訂案	改訂会合(2002年9月)において承認されたIAEA輸送規則(TS-R-1)の小改訂以外の改正(2005年版用)は、技術諮問委員会において120日間の各国等からの意見提出することが承認された。この120日間に提案された各国等の意見を基に2003年11月に開催される改訂会合で検討して承認の上、次回技術諮問委員会(2004年2月) その承認が検討される。この改正は、2005年版がIAEA理事会で承認された段階で小改訂と同じく2005年版改訂がIAEA理事会で承認された段階で国連モデル規則関連規定の改正としてSCETDGに提案される予定である。。	適宜	資料
03/4 (EIGA) (2)	PI P200に対する改正提案	ガス包装基準(PI P200)の特別包装規定(SPP)について、①ガスW/Gの本来の改訂趣旨に基づく修正、②安全水準を損なうことなくより実務的規定とするための変更提案、及び③安全水準の向上及びより実務的規定の策定を目的とした提案である。(1) SPP k：(a) Pressure receptacles ⇒Cylinders and individual cylinders in a bundle (b) (ii) have⇒Individual cylinders not complying with this requirement shall be transported in (2) SPP n：Pressure receptacles ⇒Cylinders and individual cylinders in a bundle (3) SPP z：toxic substances⇒_Unless otherwise specified in the tables of this packing instruction, toxic substances (4) SPP d：bearing the 'H' mark⇒ resistant to hydrogen embrittlement (5) SPP k：(a) 85 litres⇒85 litres and each assembly of individual cylinders in a bundle shall be limited to a maximum water capacity of 150 litres. (b) Each cylinder⇒ Each cylinder or each assembly of cylinders (c) Each valve shall have a taper threaded connection directly to the pressure receptacle and⇒ Valves and other items of equipment which are directly connected to cylinders, individual cylinders in a bundle and pressure drums shall be taper threaded and shall (6) SPP q：(a) The valves⇒ Valve outlets (b) When these pressure receptacles are manifolded in a bundle, each of the pressure receptacles shall be fitted with an individual valve that shall be closed during transport, and the manifold outlet valve shall be fitted with a gas-tight plug or cap.を削除。	適宜	*採択
03/5 (フランス) (6b)	UN2015(過酸化水素)のタンク基準の改正	UN2015(過酸化水素)にはT10ンタンク基準によらなければならないとされているが、これは6.7.2.8.3に規定によっている。この規定ができるまではUN2015のタンクには破裂板と弁が並列に配置されており(6.7.2.8.1ではこれらの並列配置が禁止されている)、その安全輸送に問題はなかった。従って、危険物リストのUN2015(過酸化水素)に対する第10欄(Portable tank instruction)のT10をT9に改正する。	適宜	採択

03/6 (英国) (4c)	医薬用エアゾール及び小型ガス容器	最近、50ml を超える容量の医薬用のエアゾール(UN1950)及び小型ガス容器(UN2037)が製造され始め、これらは当然モデル規則の 6.2.4.1 の水槽試験に適合しなければならない。これらは医療用として Good Manufacturing Practice (GMP)システム(ISO9002 や WHO 指針に規定されている)に基づき製造しなければならない。GMP は医薬品の製造における汚染防止を目的としているので、6.2.4.1 の温水槽試験の実施による汚染が問題となる。これらを考慮して UN1950 及び UN2037 について次の趣旨を提案する。 (1) 新 SP3XX「国の医療主管庁の監督の下で、WHO が定める GMP の原則に則り製造され、かつ、製造者手順にあるヘリウムガス検知等の適切な漏洩試験を実施した医薬品及び非引火性ガスを含有するエアゾール及び小型ガス容器は 6.2.4.1 の温水槽試験によらないことができる。」を加える。(2) 新 6.2.4.3 として(1)と同趣旨の規定を設ける。(1)又は(2)のいずれかの採択を求める。	賛　成	継続検討
03/7 (英国) (4c)	廃棄/再利用エアゾールの包装方法	製造されるエアゾールは 90%がヘアースプレイ等の日用品である。これらで外観の損傷や期限切れのため商品としての最終検査に不合格とさる数は数百万個に達し、廃棄や再利用のために輸送される。これらエアゾールは専用外装容器(写真添付)で輸送されている。この容器は現行 P003 に定める許容容量を超えているが、モデル規則はエアゾール等には IBC s 及び大型容器の使用を認めていない。この容器は若干の通気要件を考慮すれば安全上の問題はないと考える。エアゾール(UN1950)について次の改正を提案する。 (1) 危険物リスト第 8 欄に“LP02”を加える。(2) 新 SPP L2「UN1950 に用いる大型容器は圧力上昇を防止するため適切に通気されなければならない。噴射剤以外の毒性内容物を含有するエアゾールはこの包装基準により輸送してはならない。」を LP02 に加える。(3) 危険物リスト第 9 欄に“L2”を加える。	賛　成	次回修正提案
03/8 (英国) (4c)	医療廃棄物のばら積み輸送	22SCETDG に英国が提案した医療廃棄物 N.O.S.(UN3291)のばら積み輸送に関する提案は採決の結果、賛否同数で不採択となった。本提案はその時の議論を踏まえ前回提案を修正した規定案である。英国ではプラスチック袋入り医療廃棄物のコンテナや自動車による輸送を長年にわたり安全に行っている。医療廃棄物の国際輸送は考えられないのでこの種規定は不要であるとの意見もあるが、バーゼル条約でもその越境移動が規定されているのでこれら要件のモデル規則への採り入れのために次の改正を提案する。 (1) 4.3.2 の標題に区分 6.2 を加える。 (2) 4.3.2.5 として次の趣旨の UN3291 のばら積み輸送規定を設け、その後の項番号をずらせる。 ①非開放型コンテナ(BK2)(硬質の天井、側壁、端壁及び床を有する構造のもの)にかぎる。②非開放型コンテナ及びその開口部は不漏性のものであること。③ UN3291 の貨物は性能試験に適合し、かつ、承認された密封不漏性プラスチック袋(PGⅡ、UN 表示)にいれて非開放型コンテナに収納する。プラスチック袋の許容量は 30kg 以下とする。30kg を超える単一物品は主管庁の承認によりプラスチック袋を用いないことができる。④ P621、IBC620 又は LP621 に規定する硬質容器を使用できる。⑤ 液体を含有する UN3291 は、含有する液体を完全に吸収できる量の吸収材と共にプラスチック袋に入れること。⑥ 硬質容器及びプラスチック袋入りの UN3291 を同一コンテナに収納する場合には輸送中にそれらが損傷しないように適切に隔離すること。⑦プラスチック袋入りのものは詰め込み収納しないこと。⑧医療廃棄物が漏れ出したコンテナは完全に清掃等がなされない限り再利用は不可とする。	適　宜	＊採択

03/9 (英国) (4c)	ガス以外の物質のシリンダーによる輸送	第 11 版モデル規則ではシリンダーの使用については P200 に主管庁の承認が必要であると規定されていたが、第 12 版モデル規則における P200(ガスの包装基準)及び 6.2 章(ガスの構造要件)の改正により、ガス以外の物質に対する包装基準の P200 参照が該当しなくなった。ガス以外の物質へのシリンダーの使用に関する規定について次の改正を提案する。 (1) 4.1.3.6 の第 1 文章中"packing instructions P200" を "of Section 4.1.6 and Chapter 6.2"に替える。 (2) PI P400(1)、P401(1)及び P402(1) の第 1 文章中"packing instructions P200" を "of Section 4.1.6 and Chapter 6.2"に替える。 (3) PI P601(4)及び P602(4) の第 1 文章中"packing instructions P200" を "of Section 4.1.6 and Chapter 6.2"に替える。 (4) PI P800(1)中"packing instructions P200" を "of Section 4.1.6 and Chapter 6.2"に替える。 (5) PI P802(5)中"packing instructions P200" を "of Section 4.1.6 and Chapter 6.2"に替える。	賛 成	次回修正提案
03/10 (英国) (4b)	モデル規則の容器試験(ISO 16104)の参照	1995 年以来 CEN は 6.1.5 章に基づく容器性能試験基準策定のための W/G(後に CEN/ISO 合同 W/G)を設置している。UN 容器性能試験の実施においては時々国によりその結果が異なることがある。W/G は試験方法の曖昧さを排除し、試験機関間においてより整合する詳細な試験方法を策定した。ISO 16104(危険物輸送用容器試験法)は、6.1.5 章の規定(6.1.5.1.3、6.1.5.1.6、6.1.5.1.8 及び 6.1.5.1.9 を除く。これらは試験手順の規定ではない。)を採り入れた基準であり、ISO 承認済である。ISO 基準のモデル規則への参照はそれが該当する場合には小委員会の実務として増えつつあるので、この ISO を参照基準としてモデル規則に採り入れることを提案する。 (1) 現行6.1.5.1以下の規定(6.1.5.1.3、6.1.5.1.6、6.1.5.1.8及び6.1.5.1.9を除く。)を削除し、新6.1.5.1として容器試験は ISO 16104 に定める手順によるべき趣旨の規定を設ける。 (2) 6.1.5.1.3、6.1.5.1.6、6.1.5.1.8 及び 6.1.5.1.9 はそれぞれ該当する項として規定する。 (3) 関連する第 4 章の規定を改正する。	適 宜	次回新提案
03/11 (英国) (6b)	UN3373(診断用標本)の SP319 の改正	小委員会は前期 2 年間で感染性病原物質に対する SP319 を採択した。SP319 の最後の文章の "Infectious substances "は "substances" に対してのみ適用されるものであり、その適用に誤解を招くので、SP319 の最後の文章を次のように改正することを提案する。 "Infectious substances packed and packages marked....."を"substances packed and packages marked....." に替える。	適 宜	採択
03/12 (EIGA) (2)	UN1010 及び UN1012 の品名改正	P200 第 2 表には UN1010 には 3 エントリーが、UN1012 には 4 エントリーがリストアップされている。これらはその物理的性状、異性体及び混合物を考慮して規定されている。これらエントリーの品名に特定名称を加えることにより物質を確定できるように次のような品名の改正を提案する。この品名は既に RID/ADR において長年問題なく使用されている。 UN1010 BUTADIENES, STABILIZED(1,2-butadiene)⇒ 1,2-BUTADIENE, STABILIZED BUTADIENES, STABILIZED (1,3-butadiene) ⇒ 1,3-BUTADIENE, STABILIZED BUTADIENES, STABILIZED(mixtures of 1,3-butadiene and hydrocarbons) ⇒MIXTURES OF 1,3 BUTADIENES AND HYDROCARBONS, STABILIZED UN1012 BUTYLENE (butylenes mixture) or⇒ BUTYLENES MIXTURES or BUTYLENE (1-butylene) or⇒1-BUTYLENE or BUTYLENE (cis-2-butylene) or⇒CIS-2-BUTYLENE or BUTYLENE (trans-2 butylene) ⇒TRANS-2 BUTYLENE	適 宜	継続検討

03/13 (スペイン) (3b)	ANE の SP309 の改正	22SCETDG にわが国は ANE に対する試験シリーズ 8(a、b 及び c)の試験結果例を提案したが、SP309 の定義に外れる ANE であるとの理由で同意が得られなかった。わが国の ANE は試験結果から標準 ANE より鈍感であることが判明している。SP309 の定義は通常の ANE をカバーするためには十分ではないので、SP309 により広い範囲の ANE をカバーするために次の成分を加えることを提案する。 "The mixture for suspensions and gels typically has the following composition: 60-85% ammonium nitrate; 0-12% perchlorate; 0-17% water soluble amine nitrate salts; 5-30% water; 2-15% fuel; 0.5-4% thickening agent; 0-10% soluble flame suppressants; and trace additives."	適　宜	次回修正提案
03/14 (オランダ) (3a)	煙火の分類基準	煙火の無試験分類(DCS)については前期 2 年間に 2 回の W/G での検討結果について 21SCETDG(2002 年 7 月)において検討したが、ロケットとローマンキャンドルの分類について合意が得られず、その検討が次期 2 年間に持ち越された。わが国の意見はロケットとローマンキャンドルの問題を早急に解決し、可及的速やかに DSC 表を策定することである。W/G 及び SCETDG の検討を踏まえて、前回 W/G 報告書(ST/SG/AC.10/C.3/42/Add.2.)の DCS 表を完成するための検討及び同報告書 DCS 表で Pending([]付きのもの)となっている事項について追加情報基に検討することを提案する。	適　宜	W/G 検討資料
03/15 (オランダ) (7b)	GHS に対応すべき問題及び作業組織	2002 年のヨハネスブルグにおける持続的開発に関する世界サミット(WSSD)は、GHS の 2008 年の完全実施の観点から可及的速やかな履行を各国に促した。SCETDG は GHS の履行に伴なう危険物輸送勧告の改正が要請されている。しかし、GHS の採り入作業をどのようにするかについては未だ検討されていない。本文書は、GHS について SCETDG が対応すべき問題及びその作業組織について検討を開始することを提案している。 (1) 対応すべき問題　① GHS のどの部分が輸送に関連し、それをどのように勧告に採り入れるか(急性毒性、SDS、混合物の基準等) ②　関連部分にどのように採り入れるか(TDG と GHS の Class、新分類基準の採り入れ等) ③ 関連する改正は何か(新 TDG Class、UN No.、危険性順位等) (2) 作業組織 ① 終了目標期日(SCETDG はこの検討にどれだけの期間が必要か、2 年次か 4 年次かそれにより輸送モード規則の発効が異なる。2 年次:2007/1/1、4 年次:2009/1/1)、② SCETDG での処理方法 ① 原則的決定はメンバーからの提案による検討 ② TDG/GHS の差異については事務局作成資料による検討	適　宜	個別対応
03/16 (オランダ) (4a)	UN 容器要件の評価	わが国はモデル規則に定める容器要件の評価に関する研究を TNO に依頼し、その結果報告書を 22SCETDG に INF.6 として提出した。この報告書は、UN 容器要件の実務的履行について容器製造者、梱包業者、荷送人等及び認定容器試験機関からの意見や TNO での経験を基に UN 容器要件の評価をその内容としている。この報告書を基に次の事項について検討することを提案する。 (1) 容器に関する全般的な検討　① UN 容器要件は全輸送モードに対して安全輸送が担保されているか。② 実務面での問題の内容は何か。 ③ 世界的規模での要件の実施は。　(2) 現行容器規定の更新：容器要件の更新に関しては W/G を設けて検討(容器の構造、試験要件の見直し、実務経験を考慮してのこれら要件の見直し、編集上の見直し等)する。	適　宜	個別対応
03/17 (ICCA) (6b)	UN2662(ハイドロキノン)の分類	HYDROQUINONE(UN2662)は現在区分 6.1、PGⅢとされている。1949～2002 における本物質に関する毒性データによれば、その経口急性毒性 LD_{50} は 298～1295mg/kg を示している。最近実施した実験結果では＞375 mg/kg が得られている。この値はモデル規則の基準(200 mg/kg)及び GHS 勧告の区分 3(300 mg/kg)以上である。本物質をモデル規則の危険物リストから削除すべきである。	賛　成	＊採択
03/18 (南ア) (6b)	危険物リストの含有率の表現	モデル規則 1.2.2.4(a)によれば、混合物の含有率は質量%とすることが規定されている。一方、殆どの混合物のエントリーには質量%を明示しているが、必ずしも統一されていない。規定の統一及び利用者の便のため、危険物リストの混合物の含有率には "by mass" を加える。	賛　成	持ち越し
03/19 (フランス) (6b)	区分 4.1 SRS の分類基準	2.4.2.3.1.1 は SRS の定義を規定しているが、SRS とならない物質として(a)－(e)を示している。このうち(b)は区分 5.1(酸化性物質)を掲げている。しかし区分 5.1 の物質であっても SRS 判定のためのフローに従えば SRS に該当する物質もあり、危険性の優先順位も SRS は区分 5.1 に優先している。従って、2.4.2.3.1.1(b)はこれの削除すべきである。	賛　成	持ち越し

03/20 (米国) (3a)	煙火の無試験分類システム(DCS)	前回までに煙火の無試験分類システム(DCS)に関する結論が得られなかったが、本件は広い範囲の煙火を含むDCSの策定が必要であるとの委員会での合意の下に今期2年間の作業計画に含むことが承認された。 (1) わが国はDCSを検討するに当たって考慮すべき次の点を指摘する。① 煙火の分類はモデル規則の定めに基づき行なければならないが、常に多数の煙火を試験するのは実務的ではないとの認識から、煙火の分類の代替方法としてのDCSは有用である。② 多くの煙火はその使用目的から薬量が少ない場合でも1.4Gの分類判定試験で燃焼飛散物の距離が15mを超えることがあり、その組成によっては1.1Gとなる。③ 提案するDCSは多くの国の実務経験に基づいており、1.4Gの分類基準は非常に保守的であり、1.3Gや1.1Gの分類基準はそれを用いる関係者がそれなりの教育を受けているので若干緩めとなっている。④ 本質的にDCSはその基準に合致すれば、試験で燃焼飛散物の距離が15mを超えても1.4Gとするものである。1.3G及び1.1Gの分類基準は長年に亘る経験が集められている。⑤ DCSの分類基準はその物理的寸法よりも薬量と組成に基づくべきである。寸法は検査官には便利な分類手段ではあるが安全性を判断する妥当な方法とはいえない.DCSの基準に合致しない煙火は常に試験シリーズ6の試験結果に基づいて分類できる。 ⑥ DCS案は最も一般的な煙火の種類を含んでいるが、これはたたき台である。 (2) 提案DCSは輸送、貯蔵及び使用における安全問題を考慮しており、モデル規則及びGHS勧告の双方に採り入れるべく策定した。 (3) 添付したDCS案はSCETDGにおける検討のために薬量及び組成に基づく分類基準を提案している。SCETDGで必要があれば会期外W/G開催について協力する。	適　宜	W/G検討資料
03/21 (米国) (2)	MEGCs 要件に関する改正提案	USにおけるMEGCs要件採り入れの検討において、圧力容器W/Gでの検討が必要とされる問題点を発見したので、若干のMEGCs要件の改正を提案する。 (1) 6.2.1.3.4第1文章の末尾に“(see, for example, CGA S-1.1-2002)”を加える。CGA S-1.1は圧力安全装置(PRD)として広く承認されている規格であり、例示規格として加える。(2) 6.7.5.4.1に規定するPRDは6.2.1.3.4の要件に適合するものである旨を規定するように改正する。PRDが主として分岐管に付けるのか、MEGCsを構成する容器についても必要なのかの検討が必要である。③ 6.7.5.5.1の冒頭に次の新規定を加える。“The relief capacity of a pressure relief device for each element of a MEGC shall be determined in accordance with the standard specified by the competent authority for the country of use consistent with 6.2.1.3.4.”殆どの場合PRDはMEGCsを構成する容器に付けられるのでその要件を明確にする。 ④ 現行6.7.5.6.1を“Each pressure relief device shall be marked in accordance with the standard specified by the competent authority for the country of use (see, for example, CGA S-1.1-2002).”に改正する。現行規定はポータブルタンクの表示に関するもので、MEGCsには適さない。	適　宜	次回修正提案

<table>
<tr>
<td>03/22
(米国)
(6b)</td>
<td>吸入毒性物質の要件</td>
<td>前回会合までの吸入毒性(TIH)物質に関する検討においては、危険情報要件としての標札及び標識についての合意が得られていない。22SCETDG は TIH 物質の危険情報を確立のため危険物リストに新しい TIH N.O.S. エントリー(UN3381～3390)を加えたが標札についての要件は改正されていない。応急処理者に対しては事故に遭遇した危険物の性状把握が重要であるので、特に当該毒物が TIH 物質である場合には経口や経皮毒性とは異なる危険性があることを応急処理者に周知する必要がある。現行の標札では TIH 物質とその他の毒物を識別することができない。TIH 物質の危険性は区分 2.3 の毒性ガスと同じであると考えられる。US は TIH 物質(毒性ガスを含む)の標札について現行標札の代替(強制要件ではない)として新しい標札を加えることを提案する。
(1) 5.2.2.2.2 の No. 2.3 及び No.6.1A にそれぞれ次の標札を加える。
 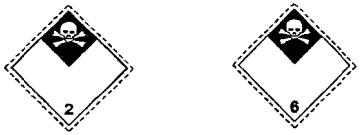

(2) PG I の TIH 物質の輸送書類には、品名により TIH 物質であることが判らない場合には"Toxic Inhalation Hazard"の文言を加えなければならない旨の規定を 5.4.1.4.1(e)として加える。
(3) 新標札が適用できる TIH 物質を特定するために危険物リスト第 6 欄に、「この物質は PG I の TIH 物質であり、No.6.1A の標札及び標識を用いることができ、5.4.1.4.1(e)の輸送書類要件に従う」趣旨の SP ZZZ を加える。本提案が採択されたら対象物質は US が準備する。</td>
<td>適 宜</td>
<td>趣旨採択</td>
</tr>
<tr>
<td>03/23
(米国)
(6b)</td>
<td>UN1230(メタノール)の新 SP</td>
<td>UN1230(メタノール)と UN1170(エタノール)の化学的及び危険性状は非常に類似している。メタノール濃度 50%以下の水溶液の引火点はエタノール濃度 50%以下の水溶液の引火点よりも高くなる。これらは何れも Class 3 とされているが、現行モデル規則ではその取り扱いが大きく異なっている。即ち、UN1170 は溶液が含まれ、SP 144(濃度 24%以下の水溶液は適用除外)があり、PG が II 又は III とされている。一方 UN1230 には溶液がなく、SP 144 は適用されず、PG が II のみである。現行規定は希釈された UN1230 については厳しすぎるのでこのエントリーを次のように改正する。
<table>
<tr><th>(1)</th><th>(2)</th><th>(3)</th><th>(4)</th><th>(5)</th><th>(6)</th><th>(7)</th><th>(8)</th><th>(9)</th><th>(10)</th><th>(11)</th></tr>
<tr><td>1230</td><td>Methanol or
Methanol Solution</td><td>3</td><td>6.1</td><td>II</td><td>279</td><td>1 L</td><td>P001
IBC02</td><td></td><td>T 7</td><td>TP 2</td></tr>
<tr><td>1230</td><td>Methanol or
MethanolSolution</td><td>3</td><td></td><td>III</td><td>144
223</td><td>5 L</td><td>P001
IBC03
LP01</td><td>PP2</td><td>T 2</td><td>TP 1</td></tr>
</table>
</td>
<td>反 対</td>
<td>取り下げ</td>
</tr>
<tr>
<td>03/24
(事務局)
(8)</td>
<td>IAEA 規則改正に伴なう国連勧告改正案</td>
<td>IAEA 輸送規則(TS-R-1)の 2005 年改訂案が IAEA 事務局から提案されている(03/2 及び 03/2)。この IAEA 輸送規則改訂に伴う国連勧告の関連 para. の改正を事務局が整理したものである。</td>
<td>適 宜</td>
<td>資 料</td>
</tr>
</table>

03/25 (CTIF) (3a)	煙火の分類基準及び火薬類の表示	21SCETDG は煙火の DCS について検討し、roman candles 及び rockets についての TNO 試験では 6(c)試験結果では 1.4G の基準(飛散距離 5～15m)以下のレベルのものはないことが指摘された。米国及び英国はこれら物品が本来飛散を目的としているので薬量 20ｇを実務的レベルとして分類することを提案している。CTIF はれらの物品がばら輸送される場合の消防隊員や公衆に及ぼす影響を考えれば、その分類は 6(c)試験結果に基づいてなされるべきであり、米英提案に同意できない。CTIF は煙火の分類は試験結果のみに基づくべきであると考えるのでオランダ提案を支持する。CTIF は区分 1.4、1.5 及び 1.6 の標札に「爆弾の爆発」の形象がないことに疑念を持っている。これらの爆発物を大量に輸送する場合の危険性を考えればこれらの標札にも「爆弾の爆発」の形象を表示すべきである。本件を今後の検討課題とするよう小委員会の注意を喚起する。	適　宜	資料
03/26 (オーストリア) (6b)	鋼及びアルミへの固体物質の腐食性	20SCETDG にわが国は金属腐食試験に関する提案を行い、その一部が金属試験法に取り入れられたが、未だ問題が残っている。固体腐食性物質(吸湿性固体、輸送中に液状化する固体等)の分類に関する規定がモデル規則、IMDG Code、ICAO TI、RID 及び ADR でそれぞれ異なる表現になっており、輸送モード間で分類に差異が出てくる。金属腐食性溶液は吸湿性物質のみとする趣旨を明確にするために 2.8.2 の最終文の “Substances” を “Liquids and hygroscopic solid substances” に改正する。この改正が支持されない場合には、次の点の明確化を要請する。① 全ての固体は水溶液にして試験する。② 吸湿性固体のみを水溶液にして試験する。③ 全ての固体は水で腐しょく性のガス/蒸気/煙霧状にして(どのようにするか)試験する。④ 吸湿性固体のみを水で腐しょく性のガス/蒸気/煙霧状にして(どのようにするか)試験する。⑤ 全ての固体又は吸湿性固体のみを水で腐しょく性のガス/蒸気/煙霧状にして(どのようにするか)試験する。	適　宜	次回新提案
03/27 (米国) (4b)	IBCs の試験要件	IBCs の落下試験の準備に関する規定(6.5.4.9.2)の適用をより明確にするため、① その充填量を最大許容総質量とし、6.5.4.1.3 と整合させるために比重 1.2 以上の液体を使用できるようにする、② 現行 6.5.4.1.3 は試験準備に関する規定であるから 6.5.4.9.2 に移す、③ フレキシブル IBCｓの充填要件は 13 版の 6.1.5.2.1(袋への充填規定)に整合させる、このため次の改正を提案する。 (1) 6.5.4.9.2 を 6.5.4.9.2.1 とし、6.5.4.9.2 の(a)、(c)及び(d)の充填量を最大許容総質量に改め、(b)の充填量を使用最大質量に改める。この項の“in accordance with the design type”は削除する。 (2) 6.5.4.1.3 を 6.5.4.9.2.2 とする。	適　宜	＊採択
03/28 (米国) (2)	ガス用圧力容器に関する提案	圧力容器の充填率に関する検討で米国はガスの充填率についての National Institute for Standardization and Technology(NIST)による研究を約束した。その研究結果並びに NIST 及び P200 の充填率比較表を作成し、添付した。	適　宜	次回具体的提案

付録 2.2　国連危険物輸送専門家小委員会第 23 回会合議事概要報告

１．会期、参加国、議題及び議長等

1.1　会期及び開催場所

会期　：　平成１５年６月３０日～７月４日

場所　：　国連欧州本部(Palais des Nations、ジュネーブ)

1.2　参加国等

1.2.1　国及び国際機関

(1) 委員国:オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、チェッコ、フィンラド、フランス、ドイツ、インド、イタリー、日本、メキシコ、オランダ、ノールウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、スペイン、南アフリカ、スウェーデン、英国及び米国(出席：23 カ国、欠席：アルゼンチン、ブラジル、イラン及びモロッコ)

(2) オブザーバー国：バハマ、ギリシャ、スイス及びチュニジア

(3) 国連専門機関及び政府間機関：EC、IAEA、IMO、OTIF、UNEP/SBC 及び WHO

非政府国際機関:ABSA、AEGPL、AISE、CEFIC、CGA、CTIF、DGAC、EIGA、FIATA、IATA、ICCA、ICCR、ICDM、ICPP、IFDI、ISO、ITCA 及び UIC

1.2.2　わが国からの参加者(敬称略・五十音順)

梅村 浩司(日本舶用品検定協会)

大井 征史(国土交通省海事局検査測度課)

津金 秀樹(経済産業省原子力安全・保安院保安課)

中島 紀昭(全日本火薬類保安協会)

八十川 欣勇(国連危険物輸送専門家小委員会委員・日本海事検定協会)

吉田 千秋(理工学振興会･東京工業大学)

1.3　議題の採択及び議長等の選出

1.3.1　議題の採択

第 23 回小委員会の予定議題(ST/SG/AC.10/C.3/45)は、期限後送付された Informal Paper を今回会合文書に含めることを承認して採択された。

1.3.2　議長等の選出

第 1 回 UNCETDG&GHS(2002 年 12 月)において今次 2 年間(2003～2004 年)の議長及び副議長として Mr. S. Benassai(イタリー）及び Mr. F. Wybenga(米国)が選出されており、この二人がそれぞれ議長及び副議長に就任した。

1.4　検討結果

1.4.1　今回会合における各提案に対する検討結果は、資料 UN2-3 の結果欄に示されている。

２．ガス輸送

本議題の内、主としてガス容器に関する事項については本会議と平行して開催された作業部会(W/G)において、その他の事項については本会議で検討された。

2.1　ガス容器

2.1.1　ガス包装基準(PI P200)の特別包装規定(SPP)の改正に関する EIGA 提案(03/4)は、その一部を修正して採択された。

2.1.2　MEGCs に関する米国提案(03/21)は、モデル規則の 12 版に基づいているとの指摘により、米国が次回に本提案を修正して提案することとなり、ガス容器への充填率に関する研究結果(米国:03/28)については米国がこの研究結果に基づく具体的提案を次回提出することを申し出た。

2.2　その他の事項

2.2.1　UN1010 及び UN1012 の品名変更に関する EIGA 提案(03/12)は、W/G 検討結果が本会議の同意を得られず、これら２つのエントリーの品名は現行のままとされたが、次回再度検討されることとなった。

2.2.2　前回からの持ち越し提案(AEGPL：02/7･02/8、オーストリア：02/57、スウェーデン：02/81)は、いずれも同意が得られず取り下げ又は次回に新たに提案することとなった。

３．爆発物、自己反応性物質及び有機過酸化物

3.1 煙火の分類

煙火の分類としての Default Classification System(DCS)については、前年次に合意が得られず今年次にその検討が継続された。本議題については本会議と平行して開催された爆発物作業部会(W/G)において検討された。

3.1.1　煙火 W/G は、21SCETDG への旧 W/G 報告書(C.3/42/Add.1)、オランダ及び米国の提案(03/14 及び 03/20)を資料として検討された。検討の基礎資料としては旧 W/G 報告書が用いられ、この報告書にある Default Table(DT)について、特に前回合意が検討された Roman Candle 及び Rocket を中心に検討された。

3.1.2　今回 W/G においても最終合意には至らず、Roman Candle の 1.3G、Rocket の等級、Rocket without stick(s) の等級、Mine の 1.3G と 1.4G、Firecracker の追加等については次回引き続き検討されることとなった。

3.1.3　煙火の DT 策定については基本的に合意されており、旧 W/G 報告書に含められたわが国提案の“Shell of shells”は現在時点では今回 W/G 報告書にも含められている。
本件に関しては、24SCETDG でも W/G を設けて検討されることとなった。

3.2　硝安エマルジョン等

3.2.1　硝安エマルジョン等(UN3375)に対する SP309 の改正に関するスペイン提案も煙火と同じ爆発物 W/G において検討されたが、温度サイクル等のデータ不足を理由に同意が得られず、スペインが次回修正案を提案することとなった。

４．容器(小型、中型及び大型)

4.1　国連容器要件の評価

蘭 TNO の研究報告に基づいてモデル規則の容器要件を見直す必要があるとする蘭提案

(03/16)に対しては、現行容器要件が危険物の安全輸送に寄与しており、これを全体的に見直す必要はないとの意見が多く、容器要件に問題がある場合には今までどおり個別に対応していくことが合意された。同提案にある本件に関する W/G の設置については、蘭からの問題点を整理した提案を待ち、それに基づいて本小委員会で W/G 設置の妥当性を検討することとなった。

4.2　性能試験(振動試験及び貫通試験)

4.2.1　国連容器試験基準を内容とする ISO 16104-2003 をモデル規則の容器試験規定に置き替えるする英国提案(03/10)については、試験実務の調和には寄与するものの、規則の発行責任を ISO に委ね、国連のモデル規則に対する策定管理を損なうことが懸念されるとの理由で多数の委員が原則的にこれに反対を表明した。事務局は ISO 基準に基づく UN ロゴ表示について国連要件が厳密に履行されていない場合には法的な問題があることを指摘した。英国は本提案を次回に持ち越すことを要請したが、議長は今回の小委員会の検討を踏まえて新たな提案を出すことを要請した。蘭は ISO 16104-2003 の問題点を次回提案することを申し出た。

4.2.2 IBCｓの落下試験準備に関する米国提案(03/27)は、一部修正の上採択された。

4.3　容器関連提案(第 4.1、6.1、6.3、6.5 及び 6.6 章)

4.3.1　医療用エアゾール等の試験に関する英国提案(03/6)については、WHO の GMP が必ずしもモデル規則の要件の適合を保証していないことや温水槽試験に問題があることが指摘された。温水槽試験は医療用製品に限らずこの試験全般の問題点について検討するのが望ましいとするのが多数意見であった。英国は本提案中の新 6.2.4.3 項追加についてのみ次回に持ち越すことを申し出て、これが同意された。

4.3.2　廃棄/再利用エアゾールの包装方法に関する英国提案(03/7)は、損傷エアゾールに正品エアゾールの要件を適用することは難しい、提案 SPP は損傷エアゾールのみならず正品エアゾールにも適用できる等の疑問が呈せられ、英国が今回意見を踏まえ次回に修正提案を出すこととなった。

５．少量危険物

5.1　少量危険物規定の輸送モード間の調和を図るため 22SCETDG でその設置が同意された W/G は 6 月 25-27 日パリで開催され、その報告書がフランスから説明された。W/G は、輸送モード(海上輸送はほぼモデル規則と調和している。)による取り扱いの差異を調和させるために、少量危険物の用語(Excepted Quantities, Limited Quantities, Consumers Commodities)、容器基準、隔離要件、表示・標札等について検討した。今回 W/G では具体的な結論が得られていないので、本件を引き続き W/G(2003 年 10 月 22-24 日、ICAO 本部)において検討するとしている。

5.2　次回 W/G について米国は、その作業内容について小委員会の指示を受けていないこと、新規定が現行規定を考慮していないこと等から W/G の設置に疑念を示した。しかし、この W/G 設置についての米国意見が支持されず、小委員会は次回 24SCETDG 会期中の１日を少量危険物 W/G に当てることとした。

６．危険物リスト､分類及び包装

6.1　危険物リスト､分類及び包装の関連提案(第２及び３部)

6.1.1　UN2662(ハイドロキノン)を危険物リストから削除すべきとの ICCA 提案(03/17)は、同意された。ハイドロキノン溶液が区分 6.1 なる場合は該当する N.O.S エントリーとし、UN3435(ハイドロキノン溶液)もエントリーを削除することとした。

6.1.2　SRS 物質の中には酸化性物質の性状を有するものもあることから 2.4.2.3.1.1(b)を削除すべきとの仏提案(03/19)には､英国がこの種提案は過去にも出されたが安全上の理由で否決されていることから反対した。本提案は次回継続して検討され、仏の本件関連提案(INF.28)が次回正式提案とされることとなった。

6.1.3　吸入毒性物質(TIH)に新標札を付すとの米国提案(03/22)に対したは､緊急時対応の観点から必要な情報の提供になるとしてこれを支持する意見と､この種新標札の有用性に疑問を呈しその採り入れに同意しなかった最近の小委員会の検討を踏まえ反対する意見が相半ばした。票決の結果(7：6)､本提案の趣旨が同意され､米国は今回検討を踏まえた新提案を出すこととなった。

6.1.4　UN1230(メタノール)に UN1170(エタノール)と同じ内容の SP を加えるとする米国提案(03/23)は､メタノールを混合アルコールとして飲用し多くの死者を出していることからその濃度に拘らず区分 6.1 の標札が必要であるとする意見が多数を占めた。賛成意見も PG Ⅲのエントリーは認めるものの､区分 6.1 の副標札を付し､SP144 及び PP2 は適用すべきでないとした。米国は本提案を取り下げた。

７．化学品の分類及び標札に関する世界調和システム(GHS)

7.1　 GHS への対応

SCETDG として GHS にどのように対応すべきかを内容とする蘭提案(03/15)にについては、総合的に対応策を検討するのではなく､提起される問題は個々に処理するべきであるとの合意がなされた。

7.1.1　GHS の環境有害物質(水生環境有害)については既に国連勧告 13 版に採り入れられ、輸送モード規則では 2005 年 1 月 1 日から実施される｡急性毒性及び腐食性の分類基準の調和は今次 2 年間に行われる。米国は急性毒性基準に関する提案の準備を表明した。

7.1.2　現行危険物リストの物質等の GHS 基準による再分類は､SCETDG への個別の提案に基づき検討する。蘭はクラス 1-8 にある物質の環境有害性との関連についての提案を作成すること申し出た。

7.1.3　今後 SCETDG が検討すべき事項としては、GHS の危険有害性のうち輸送規則に含めるべきもの(例えば､慢性毒性)があるか否かなどが考えられる。

８．　IAEA 放射性物質安全輸送規則との調和

8.1　IAEA 代表は､IAEA 輸送規則(2003 年版)の改定案(03/2･03/3)について説明した。この改訂案は 2005 年版 IAEA 規則として出版され､この内容はモデル規則にも採り入れられることになる。

９．　緊急措置の標準化

9.1　UIC 代表は、本件に関する提案を 2003 年 12 月又は 2004 年 7 月の会合に提出することを表明した。

１０．次回会合

24SCETDG　　2003 年 12 月 1～10(am)日

6SCEGHS　　12 月 10(pm)日～12 日

＊＊＊＊＊

付録 2.3　国連危険物輸送専門家小委員会少量危険物作業部会議事概要

１．会期、参加国、議題及び議長等

1.1　会期及び開催場所

会期　：　平成 15 年 10 月 22 日～24 日

場所　：　カナダ運輸省(Ottawa、カナダ)

1.2　参加国等

(1) 委員国：オーストラリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イラン、イタリー、日本、オランダ、英国及び米国

(2) オブザーバー：ICAO DGP(カナダ)、IMO、IAEA、IATA、IECC、危険物荷主協会(米国)、カナダ化学品製造者協会、カナダ日用品製造協会(CCSPA)、カナダ塗料工業会、危険物品輸送協議会(COSTHA)、欧州塗料、インク製造協会(CEPE)及び欧州エアゾール連盟

(3) わが国からの参加者

八十川 欣勇(国連危険物輸送専門家小委員会委員・日本海事検定協会)

２．議事概要

2.1　開催経緯

少量危険物 W/G(LQWG)は、10 月 22-24 日、カナダ運輸省(Ottawa)に於いて、11 委員国、IAEA、ICAO、IMO 及び 10 非政府機関が出席して開催された。LQWG は前回のパリ LQWG の報告書、モデル規則、49CFR、ICAO TI 及び RID/ADR の比較書類を基に少量危険物に対する輸送モード規則間の差異について検討を加え、モード間規則の調和を図るためのモデル規則を策定するための討議を行った。

2.2　検討結果概要

2.2.1　用語とその意味を統一する。3.4.1 は“small packages”(小型輸送物)とするが、更なる検討
が必要である。

2.2.2　少量危険物(LQ)には 5.4 に規定する完全な輸送書類は必要ないが、貨物引渡証のような書類は必要であると考える。代替書類の内容については同意に至らなかった。

2.2.3　LQ 輸送物に UN No.を菱形中に表示することについては、複数の UN No.が同一菱形の中に表示されれば緊急対応上混乱を招くとする意見もあり、表示の寸法及びその位置については同意されたが、UN No.の菱形中への表示、菱形の寸法等は継続検討される。

2.2.4　LQ 輸送物を収納した輸送ユニットへの表示については賛否両論があり、表示の可否、収納質量による表示等、検討課題とされた。

2.2.5“consumer commodities”(日用品)については、これを LQ の一部と見るのか又は LQ 別個の規定とすべきかについて検討がなされた。その結果、“consumer commodities”とし

ての規定ではなく“small packages of dangerous goods”であって“suitable for sale through retail agencies”(小売店販売に適した小型輸送物)とされた。この輸送物には“UN8000”を表示する。“UN8000”は UN No.ではなく表示であると認識すべきとする意見とこれに反する意見があった。

2.2.6 “Excepted Quantities”(適用除外量)は、現在 ICAO TI のみに規定があり、他の輸送モード規則には規定されていないので航空輸送と他の輸送モードとの調和が取れていない。“Excepted Quantities”をモデル規則にも規定し輸送モード間の調和を図るべきだとする意見とこの問題は輸送モードごとに解決すべきとの意見があった。この規定をモデル規則に入れる場合の規定案を作成した。W/G は“Excepted Quantities”について、暫定的にその制限量を ICAO TI と同じとし、容器要件は ICAO TI、P650 及び 6.1.5.1.7 の要件に基づいて策定し、表示及び書類要件は ICAO TI 及びモデル規則を基に策定することとした。

2.2.7 上記ついては未解決の問題がのこされており、今後の検討が必要である。

2.2.8 W/G は IAEA 事務局からの報告に基づき Class 7 の 3.4 章への採り入れについて検討し、現時点では採りいれないこととしたが、適用除外放射性輸送物に関する規定(2.7.9)は 3.4 章に移すのが実務的であることが同意された。

2.3 第 3.4 章の改正案

以上の検討を基に、第 3.4 章の改正案が策定された。

第 3.4 章標題未定

3.4.1 通則：小型輸送物に関する規定

3.4.2－3.4.10 “Limited Quantities“(少量危険物)(日用品を含む)

3.4.12－3.4.14 “Excepted Quantities”(適用除外量)

＊＊＊＊＊

付録 2.4　第 24 回危険物輸送小委員会個別提案概要

文書番号	表　題	提　案　内　容	対　応	備　考・結　果
前回からの持ち越し提案				
03/9 (英国) (4c)	ガス以外の物質のシリンダーによる輸送	第 11 版モデル規則ではシリンダーの使用については P200 に主管庁の承認が必要であると規定されていたが、第 12 版モデル規則における P200(ガスの包装基準)及び 6.2 章(ガスの構造要件)の改正により、ガス以外の物質に対する包装基準の P200 参照が該当しなくなった。ガス以外の物質へのシリンダーの使用に関する規定について次の改正を提案する。 (1) 4.1.3.6 の第 1 文章中"packing instructions P200" を "of Section 4.1.6 and Chapter 6.2 に替える。 (2) PI P400(1)、P401(1)及び P402(1) の第 1 文章中"packing instructions P200" を "of Section 4.1.6 and Chapter 6.2"に替える。 (3) PI P601(4)及び P602(4) の第 1 文章中"packing instructions P200" を "of Section 4.1.6 and Chapter6.2"に替える。 (4) PI P800(1)中"packing instructions P200" を "of Section 4.1.6 and Chapter 6.2"に替える。 (5) PI P802(5)中"packing instructions P200" を "of Section 4.1.6 and Chapter 6.2"に替える。	賛　成	取下げ (メンバーからの意見を得て次回修正提案する。)
03/18 (南ア) (6b)	危険物リストの含有率の表現	モデル規則 1.2.2.4(a)によれば、混合物の含有率は質量%とすることが規定されている。一方、殆どの混合物のエントリーには質量%を明示しているが、必ずしも統一されていない。規定の統一及び利用者の便のため、危険物リストの混合物の含有率には "by mass" を加える。	賛　成	修正採択 (危険物リストの含有率に関する "by mass" を全て削除する。)
03/19 (フランス) (6b)	区分 4.1 SRS の分類基準	2.4.2.3.1.1 は SRS の定義を規定しているが、SRS とならない物質として(a)－(e)を示している。このうち(b)は区分 5.1(酸化性物質)を掲げている。しかし区分 5.1 の物質であっても SRS 判定のためのフローに従えば SRS に該当する物質もあり、危険性の優先順位も SRS は区分 5.1 に優先している。従って、2.4.2.3.1.1(b)はこれを削除すべきである。	賛　成	次回新提案

今回提案				
03/29 (南ア) (6b)	ﾄﾘｸﾛﾛｲｿｼｱﾇﾙ酸の分類	ﾄﾘｸﾛﾛｲｿｼｱﾇﾙ酸(乾性、有効塩素約 90%)及びﾄﾘｸﾛﾛｲｿｼｱﾇﾙ酸(混合物、有効塩素約 65%)は南アでは共にプール用として広く利用されている。前者は UN2468、区分 5.1、PGⅡとされている。ﾄﾘｸﾛﾛｲｿｼｱﾇﾙ酸のような塩素化酸化物には試験 0.1 は適用できない。国連モデル規則は試験結果と経験上の知見とが異なる場合には経験上の知見を優先すべきとしている(2.5.2.1.1)。南アではこれら「混合物」を如何に分類及び包装するかについて異なる意見があるので、次について SCETDG の助言を得たい。(a)この混合物の輸送中の危険性に関する経験：及び(b)適用する分類	適　宜	情報要請 (DGAC からは、本物質への 0.1 試験の適用には問題ないことが報告された。)
03/30 (事務局) (1)	文書リスト	事務局が用意した今回会合の予定議題に対応する文書リスト	資　料	資料
03/31 (スペイン) (3a)	ANE の定義	23SCETDG へのわが国の硝安エマルジョン等(ANE)の定義に関する SP309 の改正提案 (03/13) は同意が得られなかっので、同会合での W/G の検討結果を踏まえ、これに関する修正提案である。修正内容は商取引の現状を反映し、過塩素酸を液状に保つため、過塩素酸及び硝酸アミンの種類を明確に特定し、過塩素酸の含有率を 5%に抑えた。具体的には、SP309 を次のように改める。 (1) 第 2 文章冒頭の “The mixture” を “The mixture for emulsions ” とする。 (2) 第 2 文章の後に次を加える。“The mixture for suspensions and gels typically has the following composition: 60-85% ammonium nitrate;0-5% sodium or potassium perchlorate; 0-17% hexamine nitrate or monomethylamine nitrate; 5-30% water;2-15% fuel; 0.5-4% thickening agent; 0-10% soluble flame suppressants; and trace additives. Other inorganic nitrate salts may replace part of the ammonium nitrate.” (3) 最終文を次のとおりとする。“Substances shall satisfactorily pass Test Series 8 of the *Manual of Tests and Criteria*, Part I, Section 18 and be approved by the competent authority.”	適　宜	W/G 検討資料
03/32 (スペイン) (4c)	UN2809(水銀)の包装基準	わが国の水銀用の鋼製フラスコの容量は、歴史的な重量単位 “the Arroba Castellana” (11.5kg) を基に製造されている。3 the Arroba Castellana(34.5kg)充填する水銀用フラスコが 17 世紀以来用いられ、この容器が USD/flask(正味 34.5kg)として国際商取引の対象単位ともされている。34.5kg の水銀を許容充填率 85%とすれば、最少容量は 3L となる。P800 は、水銀用の鋼製フラスコの許容量を 2.5L としているが、その妥当性は見当たらない。国際的な水銀の流通を考慮し、これまでの経験から P800 の(2)の 2.5L を 3L に改めることを提案する。	適　宜	採択
03/33 (ノールウェイ) (3c)	区分 5.2 の新標札	区分 5.1 の酸化性物質は火災を助長するが、一般的にそのもの自体は可燃物ではなく、他の可燃物の存在を必要とする。一方、区分 5.2 の有機過酸化物はそれ自体に酸素及び可燃物を含んでおり、燃焼し、高温においては発熱分解する。従って、緊急対応者にとっては区分 5.2 の物質の方が区分 5.1 のそれより危険性は大きく、それに迅速かつ有効に対応するためには標札や標識による確認が必要である。しかし、現行国連モデル規則に定めるこれら 2 つの区分の標札は同一である(下部に示された区分数字は異なる)。危険性の情報は、その有する性状が異なるものには異なる形象等で	適　宜	次回新提案

03/33 (ノールウェイ) (3c) (続き)	区分5.2の新標札 (続き)	与えられるのが基本である。わが国の消防士達はこの2つの標札に疑問を呈している。このことからわが国は現行No.5.2標札の上半分の地色を赤とし、下半分は現在の黄色のままとする。形象及び数字は変更しない。これに伴う関連規定も改正する。 これにより、標札の示す危険性の曖昧さが解消し、他の区分における標札の相違とも整合する。地色の赤は可燃性物質を、黄色は物質の酸素含有を、それぞれ表している。		
03/34 (米国) (6a)	次亜塩素酸カルシウム及びその混合物(水和物)	モデル規則第13版は、次亜塩素酸カルシウム混合物(水和物)(UN2880)で錠剤状のものはPGⅢとしている(SP316)。UN2880の水和混合物(PGⅡ)には、その濃度に拘わらず錠剤状以外(顆粒状等)のものであって、試験マニュアルによる試験でPGⅢのものも含まれる。更に、他の処方物で試験により区分5.1に該当しないものもある。USはUN2880について、錠剤状以外の水和混合物であって試験によりPGⅢに該当するもの及び区分5.1に該当せず他の危険性を有しないものは非危険物とする(SP223)趣旨にすべきと考える。この考えに従いUN2880について次の改正を加える。 (1) PGⅡのエントリー第5欄に新SP XXXを加える。 (2) PGⅢのエントリー第5欄のSP316を削除し、SP223、313及び314を加える。 (3) 新SP XXX：錠剤状(砕けないもの)で輸送する場合にはPGⅢとする。 (4) 上記改正に関連して、SP316の品名から“or hydrated”を削除する。	賛　成	採択
03/35 (英国) (4c)	廃棄/再利用エアゾールの包装基準	23SCETDGに廃棄/再利用エアゾールの包装基準に関するUK提案(03/7)は、その趣旨は支持されたものの、具体的内容に若干の疑念が提起された。23SCETDGで指摘された点についてわが国の意見は次のとおりである。 (a) 提案容器は廃棄/不良エアゾールの輸送のみとする：わが国はこの提案には反対である。比較的少量の漏洩エアゾールが提起する実務問題に対応すべきである。(b) 提案は漏洩エアゾールの輸送を許容することになる：残存自由液の要件を取り入れている(提案b参照)。(c) 容器内に残留した自由液の扱いが不明瞭である：提案は漏洩の問題には対応している。クラス7の規定でも漏洩容器の輸送について限定的に許容している。(d) IBCsの利用がより適応している：IBCsは液体及び固体のばら輸送を目的に策定されたが、大型容器は内装容器及び物品の輸送に対応してしている。(e) 輸送ユニットは通気すべき：容器に適切な通気要件を設けている。(f) 陸上輸送に限る:UN規定の採り入れは輸送モードで決定すべきが一般原則であるが、欧州ではこれらの処理場所が各国にはないので海上輸送も必要である。(g) 特別書類要件：第5.4章の書類規定を適用する。Basel条約が適用される輸送には条約で追加書類が要求される。 廃棄エアゾールに関して次のように提案する。 (1) 危険物リストUN1950の第8欄に“LP02”を、第9欄に“L2”を夫々加える。(2) LP02に次のSPP L2を加える。「UN1950(廃棄エアゾール)用大型容器はPGⅢの性能基準に適合すること。大型容器は水密設計とされ、かつ、輸送中に漏出する自由液を保持する機能、例えば吸収材を備える。実用上設けられている弁は偶発的な排出を防止するよう保護する。圧力上昇を防止するため適切な通気を行う。噴射剤以外の毒性内容物を含有するエアゾールは本包装基準により輸送できない。」(3) 次の新規定を加える。「7.1.4 ガス輸送に適用する特別規定　7.1.4. LP02の規定に従い輸送する廃棄エアゾールは、通風良好な輸送ユニットにより輸送すること。」	適　宜	不採択

03/36 (英国) (4c)	医療用エアゾール及び小型ガス容器の要件	23SCETDG に医療用エアゾール等の要件に関する UK 提案(03/6)については、他のエアゾール製品と区別すべきでないとする意見や、温度上昇による内容物の変質等の問題が提起され、FEA は温水槽試験に替わる試験に関する提案を申し出た。温水槽による気密試験ができない医療用エアゾールが多くあり、FEA 提案の検討には長い時間かかることは明らかである。英国は医療用製品を他のエアゾール製品と区別して検討すべきと考えるので、前回会合の検討内容を踏まえ、次の新 6.2.4.3 を加えることを提案する。「主管庁の承認の下に、医療主管庁の監督下で WHO が定める GMP の原則に則り製造される医薬品を内蔵する容器は、6.2.4.1 の温水槽試験を必要としない。ただし、ヘリウム検知器や水槽試験のような適切な気密試験法が製造者の製造工程に含まれている場合に限る。」	適　宜	修正採択
03/37 (英国) (4a)	国連モデル規則における ISO 16104(容器試験)の参照	23SCETDG での本件に関する UK 提案(03/10)は支持が得られなかった。多くのメンバーからは特に、試験のパラメータや合格判定基準について外部機関に対する小委員会の管理が失われるとする疑念が提起された。UK は前回会合における各国との意見交換により問題点を検討した。ISO 基準は試験制度の変更を意図するものではなく試験の再現性向上を目的としており、これはモデル規則で常に可能なものではない。ISO には基準と参照情報を含んでいるが、これも規則と同じであり、参照情報が規則と矛盾はしていない。規則においては多くの ISO が既に参照されている。UK は、これらを基に概略次の点についての容器試験要件の改正を提案する。 (1) 他に規定がなくそれが適用できる場合は ISO による(一般規定)。 (2) 試験準備の詳細、供試品個数、具体的試験手順、試験報告書等は ISO 参照とする。 (3) 落下高さ、気密試験適用圧力、判定基準等はモデル規則の規定による。	適　宜	取り下げ
03/38 (英国) (4c)	4.1.1.8 項の圧力安全装置	4.1.1.8 項の冒頭文章「液体は、通常の輸送状態において発生する内部圧力に耐える内装容器にのみ収納することができる。」は、包装基準策定作業に基づき第 11 版から加えられているが、この文章を加える提案文書及びその採択の記録がどこにもない。この文章は内装容器に対するものであることは明らかであり、本項の第 2 文章以下は“package”についての規定として単一容器又は複合容器に対するものである。この規定を明確にするために、4.1.1.8 項を 3 つに分け、4.1.1.8.1 に第 2 及び 3 文章を、4.1.1.8.2 に第 1 文章を、4.1.1.8.3 に最終文章を、夫々規定する。	適　宜	修正採択
03/39 (英国) (4c)	容器規定に関する各種提案	(1) 先の CETDG/GHS はおけ試験規定(6.1.5.7)の削除を承認したが、第 13 版国連モデル規則にはこれに伴う関連規定の改正が行われていないので、これの確認が必要である。(2) SP247 及び PP2(P001)は木樽の規定がなくなったことに伴ない改正する必要がある。(3) アルコール飲料(UN3065)のみには伝統的な木樽の使用が 4.1.1 項の一般要件への適合を条件に認められている。エタノール(UN1170)飲料としての利用はなく、容器要件をより厳しくして広く工業用とする。(4) UN3065 PGⅡについてのみ適用される SP146 は、IMDG Code, ICAO TI, RID/ADR 又は 49CFR で承認されておらず、少量危険物の 5L の限度と矛盾するので削除すべきである。これらに基づく次の改正を提案する。 (a) SP247 に 4.1.1 の一般規定に適合している旨の文言を加える。(b) PP2(P001)の UN1170 を削除する。(c) 危険物リストの UN1170 に対する第 9 欄の“PP2”を削除する。(d) 6.1.2.5 及び 6.1.5.3.1 の木樽を削除する。(e) SP146 を削除し、これに伴う危険物リストの UN3065 に対する第 6 欄の SP146 を削除する。(f) 木樽要件の削除に伴なう関連規定を改正(CETDG/GHS 承認済み)する。	適　宜	修正採択

03/40 (FIATA) (13)	国連モデル規則と輸送モード規則との差異	危険物の国際輸送規則の調和は、関係機関で長年検討され、その基本的要件である分類、容器包装及び表示について調和されてるとはいえ、依然多くの差異が見られ、これが費用増大や円滑な物流を阻害している。輸送モード毎の要件の差異は、国内では主管庁に、国際輸送では各モードの国際機関(IMO, UNECE, ICAO, IATA 等)の事務局に責任がある。本文書は、具体的提案を内容とするものではないが、品名及び SP(特別規定)の差異を一覧表にしてその不調和に焦点を当て関係者の理解を得ようとするものである。 Annex 1 は、品名に対する SP の適用の差異を示したリストで、差異のあるものには網掛けを施した。 Annex 2 は、品名の差異を示したリストで、差異のあるものには網掛けを施した。	適　宜	資料
03/41 (事務局) (13)	EBRA の SCETDG への参加要請	EBRA(European Battery Recycling Association)の本小委員会への諮問機関としての参加要請である。この機関は、使用済み電池の分類や、使用済みリチウム電池の輸送に関する提案等を行いたいとしている。	適　宜	採択
03/42 (米国) (2)	SP190 及び SP191 の改正	エアゾール及び小型ガス容器の適用除外に関する SP190 及び SP191 については、その対象範囲が広すぎるので検討が必要であることが前回会合で同意された。現行は内容物の危険性について毒性のみを除外するとし、更に内圧については制限をしていないので、50ml 以下の容積であれば高圧の引火性又は腐食性のガスを内蔵するエアゾール及び小型ガス容器が適用除外となる。安全レベルを高める観点から、内圧 (1000 k Pa)及び収納ガス(エアゾール)を制限する。小型ガス容器には排出装置が付いておらずガス漏洩のおそれは少ないと考えられるので内臓ガスは現行どおり毒性ガスのみとしてよいと考える。エアゾールに対する同様の規定は ICAO パネルで採択され、2003-2004 TI に含められている。SP190 及び SP191 を次の趣旨に改める。 SP190：容積は 50ml 以下、55℃における内圧を 1000 k Pa 以下及び内容物は区分 2.2 以外のものを含まない。 SP191：容積は 50ml 以下、55℃における内圧を 1000 k Pa 以下及び内容物は非毒性のものとする。	適　宜	取り下げ
03/43 (米国) (2)	MEGC s の要件に関する改正	USA で MEGC s 規定の採り入れ作業を行っていて、現行規定に若干の問題を見出したので次について提案する。 (1) 圧力安全装置(PRD)は、MEGCs に対する部分的加熱や損傷に対応するため 6.2.1.3.4 に規定されているように MEGC s の各エレメント(シリンダー)に付けなければならないので 6.7.5.4.1 の規定をこの趣旨に改正する。 (2) 現行 6.7.5.5.1 の PRD の放出容量に関する規定はポータブルタンク規定から取り入れたものであり MEGC s には不適切である。6.7.5.5.1 の第 1,2 文章を削除し、「MEGC s の各エレメントの PRD 放出容量は使用地の主管庁が定める基準に従って決定する」旨の規定に替える。 (3) 現行 6.7.5.6.1 の PRD の表示に関する規定はポータブルタンクには該当するが MEGC s には不適切である。6.7.5.6.1 を削除し、「各 PRD には使用地の主管庁が定める基準(例、CGA S-1.1-2002)に従って表示する」趣旨の規定に替える。 (4) 新基準に合わせるため全ての参照基準 CGA S-1.1-1994 を CGA S-1.1-2002 に改める。	適　宜	次回持越し

03/44 (スペイン) (4b)	貫通試験に関する提案	輸送中に容器が被る穴あき損傷は、容器の腐食、積重ねによるねじれ、パレタイズされた容器の取扱い時の衝撃、輸送中の移動に伴なう釘によるものがある。実験によれば厚板鋼製ドラム(1.2mm、200L)が 10cm の釘による貫通試験に合格しなかった。これはパレタイズされた液体を充填した鋼製ドラムもチャイムの高さ以上の長さの釘による穴あき損傷が起り得ることを認識させる。標準容器に対する何らかの貫通試験の実施が提案される。この試験は 6.4.15.6 に規定する放射性輸送物に対する貫通試験により実施できる。これらを行った結果、貫通試験は容量が 100L 以上と 20～100L の容器の 2 つのレベルについて行うのがよい。20L 未満の容器は軽量容器の殆どに直接影響が及ぶので貫通試験は検討すべきではなく、RID/ADR でも異なる試験条件を定めている。	適　宜	新提案 (仏が振動試験を含むこれら試験に関するメンバーからの意見を得て具体的提案を作成する。)
03/45 (事務局) (13)	ECOSOC 決議 (2003/64)	先に開催(2003 年 7 月)された ECOSOC における 2001－2002 年次の危険物輸送・分類調和専門家委員会報告書に基づく SCETDG 及び SCEGHS の検討結果の承認等に関する ECOSOC 決議(2003/64)である。 SCETDG：危険物輸送勧告の改正に伴なう同勧告の第 13 改訂版の出版 SCEGHS：GHS 勧告第 1 版の出版及びそれの履行に関する勧告	情　報	情報
03/46 (事務局) (1)	会合期日変更 (議事予定表)	24SCETDG の会合は、12 月 1-10 日から 12 月 3-10 日に変更された。 議事予定表を添付する。	資　料	資料
03/47 (オーストリア) (6b)	鋼及びアルミへの固体物質の腐食性	23SCETDG にわが国が提案した鋼及びアルミへの固体物質の腐食性に関する提案(03/23)については GHS 勧告の規定に整合させるべきであると指摘されたが、GHS は単に「物質及び混合物」としているだけであった。試験マニュアル 37.4.1.1 には「液体及び輸送中に液化する固体」を試験の対象としているので、モデル規則にもこの趣旨の規定とすべきである。2.8.2.2 の最終文章冒頭の“Substances”を“Liquids and solids that may become liquid during transport”に改める。	適　宜	採択
03/48 (米国) (9)	吸入毒性物質(TIH)の要件	本件に関する前回提案(03/22)のうち輸送書類に関する特別規定については何らの意見も出なかった。本提案は書類に関する事項についての提案である。新しい TIH NOS　物質や区分 2.3 のガスなどはその品名から TIH であることが明らかであるが、区分 6.1 の液体 TIH で品名が特定されているものについては、現行規定では TIH であることが書類で明示されない。 (1) 特定品名の TIH 物質は、輸送書類に“TOXIC INHALATION HAZARD”(吸入毒性)の文字を 5.4.1.4.1 に規定する品名に続けて記載することを提案する。このため、5.4.1.4.1(e)として新しくこの趣旨の規定を加える。(2) (1)により新しく輸送書類に記載が要求される物質を特定するため、これらの物質には危険物リスト第 6 欄に次の趣旨の新 SPZZZ を加える。その品名の UN No.のリストを示している。 ZZZ: この物質は区分 6.1、PG I の TIH に基準に適合する。この物質は 5.4.1.4.1(e)により輸送書類に記載すること。	適　宜	不採択
03/49 (米国) (9)	輸送書類(追加品名)要件	SP274 はこれが示されているエントリーの品名には追加的化学名(technical name)を加えることを規定している。現在 SP274 が示されているエントリーには追加的化学名の追加が不要なものがある。殺虫剤については ISO 名の使用を認めており、PSN には既に追加的化学名が不要なほどに緊急対応者に対する十分な情報を含む ISO 名が示されている。本文書の第 1 表に示す殺虫剤のエントリーからの SP274 の削除を提案する。更に殺虫剤以外のエントリー(第 1 表参照)にも	適　宜	取り下げ

03/49 (米国) (9)	輸送書類(追加品名)要件	SP274は殺虫剤やN.O.Sエントリーについて、書類及び輸送物に表示する品名 (PSN) に追加して化学名を加えなければならないとしている。しかし、これらの物質や処方物には品名のみでその危険性が判断できるものもある。殺虫剤にはISOに示された名称でもよいとされており、これらの名称はその性状を表している。表1(殺虫剤)及び表2(N.O.Sエントリー)のエントリーからSP274の削除要請する。	適　宜	
03/50 (事務局) (10)	事故報告作成手順	22SCETDGは事故報告作成手順を今次2年間の作業項目に入れることとした。検討資料としてRID/ADRの事故報告作成手順規定(1.8.5)を紹介する。 1.8.5危険物に係る事故報告作成手順 : 1.8.5.1輸送人の事故通報 1.8.5.1通報受理締約国のECEへの報告 1.8.5.1 報告事項とその判定基準 1.8.5.1 事故報告書雛型	資　料	資料
03/51 (FEA) (2)	エアゾールに対する温水槽試験の代替	エアゾールに対する温水槽試験は輸送中に遭遇する最高温度における内圧上昇による内容物の漏出や容器の損傷をチェックするために実施される。温水槽試験が策定された当時の製造ラインの速度は40-60個/分であったが、現在は350個/分にもなっているので、これに代わる試験の策定が必要とされた。FEAは温水槽試験と同等効力を有する代替システムを試験した。この試験は独立した検査機関を指定して実施した。FEAはその結果に基づいて、モデル規則の温水槽試験規定(6.2.4)の改正を提案する。6.2.4 エアゾール噴射器及び小型ガス容器の要件 6.2.4.1 小型ガス容器(現行に同じ) 6.2.4.2 エアゾール噴射器 6.2.4.2.1 温水槽試験(現行に同じ) 6.2.4.2.2 代替試験 代替法の試験による事前確認、熱を用いた代替法(温水槽以外の加熱法による試験)、熱を用いない代替法(必要なパラメータを規定している)	適　宜	次回新提案
03/52 (米国) (9)	輸送書類の記載順序	国連モデル規則第12版以前は、輸送書類の記載順序は一つの方法(PSN、Class、UN No.、PG)に限られていたが、第12版からは他の順序(UN No.、PSN、Class、PG)も認めている。22SCETDGでは単一順序が望ましいとする多くの意見が出され、若干の委員は、産業界の対応準備に余裕があり、この変更に伴なう経済的負担を最少に止められる経過期間を設けるならば単一順序に同意することを表明した。USAは単一順序が望ましいとする意見に賛成する。始めに検討すべきは、単一順序を第14版に採り入れ、この実施を2007年1月とするかについてであり、これが妥当な経過期間であるかどうかの意見を求める。USAは上記に関する次の国連モデル規則の改正を提案する。 5.4.1.4.1現行規定の趣旨とする(主危険及び副次危険に関する記述を整理したが、内容は現行のまま)。5.4.1.4.2を「UN No.、PSN、Class、PG」の単一順序のみにする趣旨とする。	適　宜	修正採択

03/54 (米国) (7c)	引火性液体の分類基準の調和	23SCETDGは今次年(2003－2004)中にモデル規則を物理化学的危険性に関するGHS分類基準に整合させることに同意した。GHSにはモデル規則に無い引火性液体の区分4(Category4：FP＞60℃≦93℃)が含まれている。USAはGHSの引火性液体の分類基準を国際的に調和させ、安全性の向上を図るためモデル規則の引火性基準をGHSに調和させるべきであると考える。GHSの引火性基準は既に米国やカナダ、さらに欧州の作業場の安全規則等に採り入れられている。FP＞60℃≦93℃)の物質がばら輸送(タンク車両等)における事故は少なくなく、これによる死傷者も出ている。これは米国における事故データ(表1)によっても明らかである。米国は、FPが93℃以下の液体を450Lを超えて輸送する場合は引火性液体とし、450L以下の輸送物並びに高粘度及び非燃焼持続性の液体は適用除外する、さらに現行FP60.5℃を60℃にすることを提案する。米国は正式提案の前に、モデル規則の引火性液体PGⅢの基準をGHSに調和させて拡大させるべきか否かの原則の小委員会での決定を要請する。GHSとの調和に関する改正については更なる考慮の必要性は理解するが、米国は次の提案が必要であると考える。 2.3.2.6のPGⅢの基準、60.5℃を93℃に改め、2.3.2.4にFP60℃を超えPGⅢの基準に適合する物質を450L未満の容器で輸送する場合には本規則を適用しない旨の規定を加える。	適　宜	不採択 (PGⅢの基準をGHSに調和させて60.5℃を60℃とする。)
03/55 (米国) (9)	表示要件(天地無用表示)	天地無用表示(2本の矢印)はICAO TI、ADR/RID及び49CFRに液体を収納した内装容器の組み合わせ容器に対するとして並びにモデル規則5.2.2.1.13にも深冷液化ガスを充填した容器への表示としても規定されている。この表示は、危険性を伝達するものではなく、安全な取扱いに関する情報である。米国は液体を収納した組み合わせ容器にモデル規則第5.2章に天地無用表示規定を設けるべきであると考える。更に、荷送人に対し天地無用表示に基づき内装容器を外装容器に入れること及び輸送人対しこの表示に従って車両やコンテナに輸送物を収納して輸送する次の趣旨の規定を提案する。 (1) 現行5.2.2.1.13を削除する。 (2) 5.2.1.6に「液体を収納した内装容器の組み合わせ容器、内容物が液体危険物であるオーバーパック及び深冷液化ガス輸送用の開放型高圧容器には、規定する天地無用表示又はISO基準に適合する表示を容器の相対する2側面に表示すること。」の趣旨の規定を設ける。 (3) 5.2.1.6.1に「この表示の適用除外として、①ガス容器が内装容器のもの　②吸収材等の必要条件に適合した120ml以下の引火性液体を収納した内装容器　③区分6.2の感染性病原物質を収納した50mlを超えない1次容器　④火薬類及び放射性物質物質　⑤製造物品の液体内容物(温度計のアルコール等)」の規定を設ける。 (3) 5.2.1.6.2に「適切な輸送物の姿勢を表示する目的以外の矢印は、本項に基づき輸送物に表示してはならない。」趣旨の規定を設ける。 (4) 4.1.1.5に次の趣旨の2つの文章を加える。①液体を収納した内装容器は5.2.1.6の天地無用表示規定に基づき外装容器に入れること。②天地無用表示がされた輸送物はオーバーパック又は大型容器にその表示に従って収納すること。 (5) 7.1.1.4に「天地無用表示がされた輸送物は、輸送車両、航空機、船舶、オーバーパック又は輸送ユニット内にその表示に従って積載すること。輸送物は通常輸送状態において表示の姿が保持できること」の趣旨の規定を設ける。	適　宜	修正採択

03/56 (豪州) (4c)	複合 IBC s の積重ね要件	最近複合 IBC s の軽量化が進み、輸送ユニットへの積重ね収納において損傷が発生している。殊に異なる設計の IBC s の積重ねによる内容器の損傷が多い。これに関してわが国は 23SCETDG に IBCs の構造要件の改正(23/INF.23)を提案したが、本件は構造要件よりもむしろ積重ねの問題であるとして提案は支持されなかった。前回の検討経緯を踏まえ、次のモデル規則の改正を提案する。 (1) 「輸送ユニット(TU s)内の IBC s の積重ね等は「CTUs の収納に関する IMO/ILO/UNECE 指針」に適合すること。異なる設計の複合 IBC s は適切な支持等を施さない限り積重ねてはならない。」趣旨の規定を 7.1.1.6 として加える。 (2) (1)の規定の要件のを担保するため、IBCs の SPP B1 及び B2 の最後に「7.1.1.6 に注意」の文言を加える。 (3) 1.2.1 に IMDG Code の定義の趣旨に合わせた輸送ユニット及び非開放型輸送ユニットの定義を設ける。貨物輸送ユニット(CTU)を輸送ユニットに統一すべきかどうかの検討が必要である。	適　宜	取下げ (英国が Inf.38 に基づき次回修正提案)
03/57 (オランダ) (4a)	UN 容器要件の評価(W/G 設置)	本件に関する前回の提案(16/03)の検討で、わが国に問題点の摘出が要請され、それらの問題点について小委員会で検討することが同意された。UN 容器要件に関する問題点については時間的に間に合わないので今回会合の INF.Paper として提出する。提出する問題点には次の事項が含まれている。① 6.1 章の規定の技術的・編集上の誤り(特に古い構造要件に関するもの) ② 6.5 章(IBC s)及び 6.6 章(大型容器)と 6.1 章との構成及び表現の差異 ③ 6.3 章(区分 6.2 の包装)の矛盾及び技術的問題 今回提出する INF.Paper に示した問題点を検討するために、W/G の設置を提案する。その検討範囲及び内容は次のとおりである。検討範囲：モデル規則の容器要件を改善するために INF.Paper に示された問題点を討議し、W/G での作業中に判明した技術的・編集上を特定する。検討内容：① INF.Paper に示された技術的・編集上の問題点の検討 ② 6.1、6.3、6.5 及び 6.6 章の技術的・編集上の改正の決定 ③ 6.1 章に採り入れ可能な ISO 16104 の部分の特定 ④ 特定された改正の統合整理 ⑤ モデル規則の改正に関する小委員会への提案	適　宜	次回具体的提案 (蘭が素案を各国等に送付し、得られた意見に基づく提案を作成する。)
03/58 (オランダ) (7a)	水生環境有害	GHS の水生環境有害物質(混合物を含む)の分類基準を全ての物質及び混合物に適用し、その表示をすべきであるとする 21SCETDG への蘭提案(02/52)については、モデル規則により GHS を完全実施するための種々の方法を検討するのは今次年(2003－2004)であることが合意されている。この提案には、モデル規則により GHS を実施するには、2 つの選択肢、即ち、① 水生環境有害物質に新分類(例えば、クラス 9.1)を設ける、②水生環境有害物質を表示により特定するシステムを採り入れる(これは IMDG Code の海洋汚染物質に対する現行システムと同じ)、がある。この検討において蘭は、クラス 1-8 の危険性は常に水生環境有害性に優先すべきであると考え、容器、タンク規定、少量危険物等への追加要件は不要と考える。ただし、分類、識別及び書類については GHS の実施を考慮すべきである。これらから、蘭は水生環境有害性について新クラスを設けることに妥当性は無いと考える。蘭は、本件検討を容易にするため、選択肢②に基づく国連勧告の可能な改正に関する資料を準備する。更に、GHS ではその分類を業界自身で行うのが原則であり、業界は分類に責任を有するので、水生環境有害物質のリストを策定することができることに注目すべきである。	適　宜	趣旨採択

24/INF08 (カナダ) (5)	少量危険物 W/G 報告書	少量危険物W/G(LQWG)は、10月22-24日、カナダ運輸省(Ottawa)に於いて、11委員国、IAEA、ICAO、IMO及び10非政府機関が出席して開催された。LQWGは前回のパリLQWGの報告書、モデル規則、49CFR、ICAO TI及びRID/ADRの比較書類を基に少量危険物に対する輸送モード規則間の差異について検討を加え、モード間規則の調和を図るためのモデル規則を策定するための討議を行った。検討結果の概要は次のとおりである。 (1) 用語とその意味を統一する。3.4.1は“small packages”(小型輸送物)とするが、更なる検討が必要である。 (2) 少量危険物(LQ)には5.4に規定する完全な輸送書類は必要ないが、貨物引渡証のような書類は必要であると考える。代替書類の内容については同意に至らなかった。 (3) LQ輸送物にUN No.を菱形中に表示することについては、複数のUN No.が同一菱形の中に表示されれば緊急対応上混乱を招くとする意見もあり、表示の寸法及びその位置については同意されたが、UN No.の菱形中への表示、菱形の寸法等は継続検討される。 (4) LQ輸送物を収納した輸送ユニットへの表示については賛否両論があり、表示の可否、収納質量による表示等、検討課題とされた。 (5) “consumer commodities”(日用品)については、これをLQの一部と見るのか又はLQ別個の規定とすべきかについて検討がなされた。その結果、“consumer commodities”としての規定ではなく“small packages of dangerous goods”であって“suitable for sale through retail agencies”(小売店販売に適した小型輸送物)とされた。この輸送物には“UN8000”を表示する。“UN8000”はUN No.ではなく表示であると認識すべきとする意見とこれに反する意見があった。 (6) “Excepted Quantities”(適用除外量)は、現在ICAO TIのみに規定があり、他の輸送モード規則には規定されていないので航空輸送と他の輸送モードとの調和が取れていない。“Excepted Quantities”をモデル規則にも規定し輸送モード間の調和を図るべきだとする意見とこの問題は輸送モードごとに解決すべきとの意見があった。この規定をモデル規則に入れる場合の規定案を作成した。W/Gは“Excepted Quantities”について、暫定的にその制限量をICAO TIと同じとし、容器要件はICAO TI、P650及び6.1.5.1.7の要件に基づいて策定し、表示及び書類要件はICAO TI及びモデル規則を基に策定することとした。 (7) 上記ついては未解決の問題がのこされており、今後の検討が必要である。 (8) W/GはIAEA事務局からの報告に基づきClass 7の3.4章への採り入れについて検討し、現時点では採りいれないこととしたが、適用除外放射性輸送物に関する規定(2.7.9)は3.4章に移すのが実務的であることが同意された。 以上の検討を基に、第3.4章の改正案が策定された。 第3.4章　標題未定 3.4.1 通則：小型輸送物に関する規定 3.4.2－3.4.10 “Limited Quantities“(少量危険物)(日用品を含む) 3.4.12－3.4.14 “Excepted Quantities”(適用除外量)	適　宜	次回新提案 (仏及び加が本報告書に基づき素案を作成してメンバーに配布し、それに対する意見を踏まえて次回正式に提案する。)

付録 2.5　国連危険物輸送専門家小委員会第 24 回会合議事概要

１．議題の採択

１．会期、参加国、議題及び議長等

1.1　会期及び開催場所

会期　：　平成 15 年 12 月 3 日～13 日

場所　：　国連欧州本部(Palais des Nations、ジュネーブ)

1.2　参加国等

1.2.1　国及び国際機関

(1) 委員国：オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、チェッコ、フィンラド、フランス、ドイツ、イタリー、日本、オランダ、ノールウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国及び米国(出席：22 カ国、欠席：アルゼンチン、インド、イラン、メキシコ及びモロッコ)

(2) オブザーバー国：アルジェリア、ブルガリア、ギリシャ、ルーマニア及びスイス

(3) 国連専門機関及び政府間機関：　IAEA、ICAO、IMO、WHO、EC 及び OTIF、
非政府国際機関：ABSA、AISE、DGAC、EBRA、FEA、FIATA、IATA、ICCA、ICCR、ICDM、IECC、ICPP、IFDI、ISO、VOHMA、CTIF、SEFEL 及び UIC

1.2.2　わが国からの参加者(敬称略・五十音順)

津金 秀樹(経済産業省原子力安全・保安院保安課)

中島 紀昭(全日本火薬類保安協会)

三宅 庸雅(日本海事検定協会)

八十川 欣勇(国連危険物輸送専門家小委員会委員・日本海事検定協会)

吉田 千秋(理工学振興会・東京工業大学)

1.3　議題の採択及び議長等の選出

1.3.1　議題の採択

第 24 回小委員会の予定議題(ST/SG/AC.10/C.3/47)は、期限後送付された Informal Document を今回会合文書に含めることを承認して採択された。

1.3.2　議長等の選出

第 1 回 UNCETDG&GHS(2002 年 12 月)において今次 2 年間(2003～2004 年)の議長及び副議長として Mr. S. Benassai(イタリー）及び Mr. F. Wybenga(米国)が選出されており、この二人がそれぞれ議長及び副議長に就任した。

1.4　検討結果

1.4.1　今回会合における各提案に対する検討結果は、資料 UN4-2 及び UN4-3 の備考・結果欄に示されている。

２．ガス輸送

2.1　エアゾール及び小型容器の適用除外に関するSP190及びSP191の改正に関する米国提案(03/42)は取下げられ、MEGCs の要件に関する同じく米国提案(03/43)は、米国の要請により次回持越しとなった。
2.2　FEA が提案したエアゾールに対する温水槽試験の代替試験(03/51)については、提案試験がエアゾール容器への内容物の充填前の試験であり、充填時に発生する容器や弁の問題点が考慮されていないことや、適用指針が明確でない等の理由から反対意見が出された。FEA は今回会合での意見を踏まえ、次回に新しく提案することを申し出た。
2.3　廃棄/再利用エアゾールに大型容器の使用を認めるべきとする英国提案(03/35)は、前回会合で指摘された問題点に応えて提案の妥当性を述べたものであるが、新しいエアゾールに対する現行規定が損傷等のある廃棄/再利用エアゾール実態に合わず、その解決の必要性は認めるものの、小委員会の同意を得るに至らなかった(票決 4:4)。

３．爆発物、自己反応性物質及び有機過酸化物

3.1　煙火の分類
3.1.1　煙火の分類に関する検討は、23SCETDG の煙火作業部会(W/G)報告書(C.3/46/Add.1)を基に今回会合でも W/G において行われ、W/G 報告書が本会議で検討された。
3.1.2　わが国は Default list 中の一部の誤記についてその修正を提案したが、W/G での最終合意が得られず、わが国は次回修正の妥当性について文書を提出することを申し出た。
3.1.3　前回会合で作成された Default list の未解決部分について検討されたが詳細部分について合意するに至らない点があり、次回会合において再度 W/G を設置して検討することとなった。

3.2　硝安エマルジョン
3.2.1　硝安エマルジョン(ANE)に対する SP309 の改正に関するスペイン提案(03/31)に対しては、多くの Inf. Document が提出されたので具体的検討を煙火作業部会(W/G)に委ねた。
3.2.2　W/G での検討では、過塩素酸等の鋭感剤を含有する ANE を Div.5.1 とすることに反対の意見も多く、スペイン提案は次回会合で再度検討されることとなった。
3.3　関連提案
3.3.1　Div.5.2(有機化酸化物)の標札は Div.5.1(酸化性物質)と明確に区別できる新標札すべきであるとのノールウェイ提案(03/33)に対しては、この提案に賛意を示す国や機関がある一方、緊急対応時に問題なかったので標札を複雑にする必要はないとする意見もあった。 ノールウェイは今回会合の意見を踏まえ次回新提案を行うことを申し出た。
3.3.2　SRS の分類基準改正についての仏提案(03/9)は、仏が Inf.35 でその修正を提案したが、検討時間が十分なかったとして Inf.35 を次回正式提案とすることとを申し出た。

４．容器(小型、中型及び大型)
4.1　国連容器要件の評価

4.1.1　蘭の第6章の技術的･編集上の修正を検討するW/G設置に関する提案(03/57)については､W/Gではなく Correspondence Group(C/G)の設置が同意された。このC/Gは蘭の素案を基に各国等の意見を取り纏め､その結果を正式提案として小委員会へ提出することとした。小委員会は正式提案を基にW/G設置の必要について検討することとした。
4.1.2　UN規則に於けるISO容器試験(ISO 16104)の参照に関する英国提案(03/37)に対しては､基準の中にはUN規則と異なる基準が含まれており賛成できないとする意見や異なるシステムによる同じ要件への適合性に疑問を呈する意見が出され､さらに ISO の作業は小委員会の作業と重複しているとも指摘された｡小委員会とISO TC 122とのよりよき関係は､ISO TCがその基準をUN規則に完全に適合させて追加や矛盾を来たさないことである。
4.1.2　第6章の容器性能試験の試験マニュアルへの採り入れについては､英国(Inf.42)及びドイツ(Inf.43)がその検討を提案している｡これは編集上の問題ではあるが､作業量の割にはメリットはあまり期待できないとの意見があった。

4.2　性能試験(振動試験及び貫通試験)
4.2.1　貫通試験に関するスペイン提案(03/44)は､同提案がUN容器試験に合格した容器でも貫通試験には合格しないものがあるとしてこの試験実施の妥当性を述べている｡しかし､板厚の減少により穴あき損傷の危険が増大したとする一方で､穴あき損傷の殆どの原因が不適切な取扱いによるとする意見や、容器の瑕疵による事故はまれで一般的には閉鎖具の瑕疵によるものであることから現行の UN 容器試験にさらに性能試験を加えるべきでないとする意見が出された。
4.2.2　仏はInf. Documentおよび Videoにより振動試験結果を報告し､UN容器試験に合格した容器でも振動試験には合格しないものがあることを報告した｡この試験については､試験が必ずしも通常の輸送条件を模擬してはいないが供試品に漏れや容器の変形が見られるとする意見や､容器は海上輸送や悪路での輸送における振動や種々の反復衝撃に耐えるべきであるとする意見等が出された。
4.2.3　振動試験及び貫通試験については､具体的提案に基づき小委員会の本会議で検討することとし､仏が各国及び各業界からの意見を基に具体的規定案を作成することを申し出た。
仏は各国及び各業界に対し､振動試験及び貫通試験の試験パラメータや判定基準に関する意見提出を求めた。

４.3　関連提案(第4.1､6.1､6.3､6.5及び6.6章)
4.3.1　IBCsの積重ね要件に関する豪州提案(03/56)については､英国から 7.1.1の輸送上の取扱いに関する一般要件として規定べきとの提案(Inf38)に豪州が同意し､英国が次回これを正式提案とすることを受けて豪州はその提案を取り下げた。
4.3.2　6.1章から木樽に関する規定を削除し､UN3065(アルコール飲料)に限って 6.1章の要件に適合しない木樽を認めるとする英国提案(03/39)は､一部修正の上採択された。

５．少量危険物
5.1　少量危険物に関する検討は､去る10月22-24日にOttawaで開催された作業部会(W/G)

の報告書(カナダ:Inf.8)を基に行われた。
5.2　少量危険物規定については、輸送モードによりその取扱いが異なるのをどのように に調和するか、殊に、少量危険物要件を少量 (limited quantities)、適用除外量(excepted quantities)及び日用品(consumer commodities)の3つに区分して規定するかどうかについて様ざまな意見が出され、結論を得るに至らなかった。
5.3　本件に関しては仏及びカナダが、次回会合への正式文書作成のため W/G の検討結果に基づき素案を作成し、早急にメンバーに配布して意見を求め、次回会合に間に合うようにメンバーからの意見を取りまとめて提案することとなった。

６．危険物のリスト、分類及び包装
6.1　次亜塩素酸カルシウム
6.1.1　UN2880 の次亜塩素酸カルシウムの要件改正に関する米国提案(03/34)は、修正なく採択された。
6.2　関連提案(第２及び３部)
6.2.1　危険物リストにおける含有率の表現の統一に関する南ア提案(03/18)及び金属腐食性試験要件の改正に関するオーストリア提案(03/47)は、何れも採択(一部修正されたものを含む。)された。

７．化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)
7.1　水生環境有害性
7.1.1　水生環境有害性物質等の要件をどのようにモデル規則に採り入れるかに関する蘭提案(03/58)については、その実施上の困難性はあるものの GHS 勧告との調和の必要性から蘭提案の趣旨は同意された。
7.1.2　小委員会は、水生環境有害性を有しクラス 1-8 及びクラス 9 に属する全ての物質については輸送規則の下で GHS の標札又は表示により特定すべきことを決定した。蘭には、今回会合での意見を踏まえ修正提案の作成及び既に水生環境有害性に関する GHS 分類基準に適合することが確認されている物質リストの準備が要請された。

7.2　　物理化学的危険性
7.2.1　引火性液体の分類基準を GHS に調和させるべきとする米国提案(03/54)は、GHS 区分4(60℃を超え 93℃以下)をモデル規則の引火性液体分類に含めることに同意する国が少なく、票決の結果(3:5)、本提案は採択されなかった。ただし、米国提案にある引火性液体の PG Ⅲの基準である 60.5℃を GHS に調和させて 60℃することについては同意された。
7.2.2　OECD は、OECD IGUS の下に GHS の物理化学的危険性を検討するための Ad Hoc 専門家グループを設置したことを報告した。これについて小委員会は、既に SCEGHS との合意、即ち、物理化学的危険性に関する新たな問題については先ず SCEGHS に提出し、その解決のために SCETDG に照会することを想起して、Ad Hoc 専門家の設置がこの種作業の不要な重複及び IGUS、SCEGHS 及び SCETDG 関係の複雑化に懸念を感じている。更に小委員会は、SCEGHS が物理化学的危険性に関する全ての事項の SCETDG への照会を再確認することを望んでいる。

８．IAEA 放射性物質安全輸送規則との調和

8.1　IAEA 事務局は、Inf.61 に基づき IAEA 改訂パネル(11 月 10-14 日、Bonn)で採択された IAEA 放射性物質安全輸送規則の改訂を紹介した。この改訂はモデル規則 2.7 章及び関連規定の改正に係るものであり、この改訂は次回会合に正式文書として提出される。

９．モデル規則改正関連提案

9.1　輸送書類の記載順序を単一順序とすべきとする米国提案(03/52)は、一部修正の上採択された。これにより輸送書類への品名等の記載順序は、

UN No.・品名(PSN)・クラス(Class)又は区分(Division)・(副次危険)・容器等級

となり、その実施は 2007 年 1 月 1 日とすることとなった。

9.2　吸入毒性物質(TIH)には輸送書類にその旨を記載し、対象となる物質にその趣旨の SP を加えるとする米国提案(03/48)に対しては、品名に TIH を含める方がよい、提案に示された物資の中には Class6.1、PGⅠでないものや他のクラスで毒性の副次危険を有しないものもありその判定基準が明確ではない等の意見が出され、票決の結果(6：9)、本提案は採択されなかった。

9.3　液体を収納した内装容器の組み合わせ容器等には天地無用表示を付すべきとする米国提案(03/55)は一部修正の上採択され、5.2.1.6 に新しく天地無用表示が加えられた(現行 5.2.2.1.13 の天地無用表示は削除)。

9.4　米国は携帯電話やパソコン等に用いる小型のメタノール燃料電池の新エントリーを提案(Inf.61)した。この提案は、メタノールを燃料とする小型の電池(容量 150ml 以下)で、Class 9、PGⅡとし、リチウム電池に対する試験に類似する試験(高度、環境、振動、落下、圧壊)要件を規定している。この提案についてはわが国も最大容量や試験要件についてわが国でも検討中であることを表明した。本提案に関しては、米国が各国等からの意見を踏まえて次回正式文書として提案するとしている。

10．事故報告手順

10.1　事務局は、RID/ADR の事故報告作成手順規定(1.8.5)を紹介した。小委員会は IMO や ICAO に於いても事故報告作成手順が策定されていることに注目した。事故報告作成手順のモデル規則への採り入れについては、実行上の困難性も指摘されたが、DGAC にこの問題を検討して該当すると考えられる新提案の提出を要請した。

11．緊急措置の標準化

11.1　CTIF は、緊急措置の標準化に関する検討事項等を紹介(Inf.14)した。小委員会は前回会合で本件については NAEGR(North American Emergency Response Guidebook)に基づいて検討することが同意されていることを確認した。CTIF には関係者からの意見を集めて本小委員会で検討するための具体的提案の策定を要請した。

12．その他の事項

12.1　European Battery Recycling Association(EBRA)の本小委員会への参加要請(03/41)

は採択され、EBRA がオブザーバーとして参加することとなった。

12.2　次回会合予定

25SCETDG　　2004 年 7 月 5 日－14 日(AM)

＊＊＊＊＊

付録 2.6　第 5 回分類調和小委員会個別提案概要

文書番号	表　題	提　案　内　容	対　応	結　果
03/1 (EIGA) (4)	毒性ガス混合物の分類	GHS 勧告における混合物(構成成分の毒性値がある場合)の推定急性毒性値(経口、経皮又は吸入)は、3.1.3.6 に示された算式によることが規定されている。本式に基づきアンモニア、一酸化炭素及び塩化水素の混合物を計算したところ、高濃度のガスまで有害性がない区分とされることが明白となった(比較表参照)。本計算式のガスへの適用は安全上問題があり、許容できない。従って、混合ガスの分類は 4 区分を残す基準とし、他の健康有害の区分法や改訂 EU 基準による混合ガス基準値(第 2 表)を提案する。	適　宜	次回継続
03/2 (OECD) (3)	陸生有害性評価に関する作業の経緯と現状	4SCEGHS は、GHS における陸生環境に対して有害性を有する化学品の分類判定基準を策定するための基礎資料として OECD における陸生有害性評価に関する作業及び成果の現状並びに経緯の概略の提供を OECD に要請した。本文書は、それに基づく情報の提供である。陸生有害性の検討は 1994 年以来 OECD の A/G や W/G、Work shop において検討されている。 (詳細省略)	適　宜	報告
03/3 (UNEP) (3)	オゾン破壊物質の分類及び表示	オゾン破壊物質に関する条約及びその議定書と GHS の分類及び表示についての報告である。 1985 年、オゾン層の保護に関するウィーン条約が同意され、この条約は 1998 年に発効している。1989 年、この条約に従いオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書が発行した。この議定書は、オゾン層を破壊する物質を特定し、その取扱いに関する規定を設けている。本議定書締約国会合ではオゾン層破壊物質を識別するための表示や税関コードについても検討されている。 2002 年に開催された締約国会合は、オゾン層破壊物質の GHS の利用について検討することを決定した。その概要は次のとおりである。会合はオゾン層破壊物質の貿易や作業所及び日用品の安全な取扱いを認識するための情報提供のような表示について GHS と提携できると考えるが、現在、オゾン層破壊物質は GHS に含まれていない。会合は SCEGHS がその作業計画にオゾン層破壊物質の検討を含めているかどうかの確認し、もし含めていなければその可能性及び実現性を評価するようオゾン事務局に要請した。	適　宜	報告
03/4 (バーゼル条約事務局) (3)	バーゼル条約上の廃棄物の分類と有害性状	バーゼル条約上の廃棄物の分類と有害特性及び条約締約国会合における作業状況についての報告である。 (1) バーゼル条約の履行において締約国は廃棄物の分類及び有害特性に関して次の 2 つの対応に同意している。① Annex Ⅲに規定する分類、特に H6.2、H10、H12 及び H13 のより明確な分類定義の策定　② 対象(Annex Ⅷ)及び非対象(Annex Ⅸ)廃棄物リストの充実と見直し　(2) 廃棄物が有害であるか否かの評価において締約国は、国連危険物輸送勧告のテストマニュアルに定める試験方法を用いることが有用であるが、承認されたいかなる試験法又は評価手順も条約の目的への適合性を確保する必要があると考えている。(3) バーゼル条約の下部組織(Oe W/G)は、長期的課題として政府間機関での作業状況を考慮しながら条約 Annex Ⅲの有害特性の定義等について検討を行っている。第 6 回締約国会合は、H12(生態毒性)の有害特性に関する中間指針を採択した。H6.2、H10、H11 及び H13 の有害特性の判定基準の策定作業は次回締約国会合(2004 年 10 月予定)における完成が期待できる。条約 Annex の概略が添付されている。	適　宜	報告
03/5 (フランス) (4)	自己反応性物質の分類	2.4.2.3.1.1 は SRS の定義を規定しているが、SRS とならない物質として(a)−(e)を示している。このうち(b)は区分 5.1(酸化性物質)を掲げている。しかし区分 5.1 の物質であっても SRS 判定のためのフローに従えば SRS に該当する物質もあり、危険性の優先順位も SRS は区分 5.1 に優先している。従って、2.4.2.3.1.1(b)はこれの削除すべきである。	賛　成	取り下げ

付録 2.7　国連分類調和専門家小委員会第5回会合議事概要報告

１．会期、参加国、議題等

1.1　会期及び開催場所

会期　：　平成１５年７月７日～９日

場所　：　国連欧州本部(Palais des Nations、ジュネーブ)

1.2　参加国等

1.2.1　国及び国際機関

(1)委員国：オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリー、日本、オランダ、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン、英国及び米国

(2)オブザーバー国：ブルガリア、セネガル(次回から委員国になる予定)、スイス及びザンビア

(3) 国連機関及び政府間機関：UNITAR、ILO、EC 及び OECD

(4)　非政府国際機関：AISE、CEFIC、EIGA、FIPCM、DGAC、ICCA、ISO 及び SDA

1.2.2　わが国からの参加者(敬称略・五十音順)

菅 陽二(経済産業省製造産業局化学物質管理課)
城内 博(日本大学大学院理工学研究科)
関口秀俊(東京工業大学)
津金 秀樹(経済産業省原子力安全・保安院保安課)
中島紀昭(全日本火薬類保安協会)
行木美弥(環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課)
樋口政純(厚生労働者省医薬局審査管理課)
藤原 修三(産業技術総合研究所)
八十川欣勇(日本海事検定協会)
吉田千秋(理工学振興会･東京工業大学)

＊ 小山 清孝(日本化学工業協会：ICCA として出席)

1.3　議題の採択

1.3.1　第４回小委員会の予定議題(ST/SG/AC.10/C.4/9)は、期限後送付された INF. Paper を今回会合文書に含めることを承認して採択された。

1.3.2 自己反応性物質の分類に関する仏提案(03/5)及びこれに関連する英国提案(5/INF12)は、SCETDG での検討が持ち越されたことから取り下げられた。

２．　会期外作業部会報告

2.1　会期外通信作業部会(Informal Correspondence Group：ICG)の報告及びこれに対する検討は、本会議の時間を割いてそれぞれの作業部会において行われた。これに対し、本会議の時間を作業部会に割くべきではないとの意見もあり、今回はこの方法をとるが次回以降は本会議の時間を作業部会には当てないこととなった。

2.2　注意書き作業部会(PSWG)

2.2.1　PSWG 部会長(ドイツ)は、ICG には注意書きに関する提案を配布しメンバーの意見を求めたが、殆ど意見がなく具体的提案を作成できなかったことを報告し、取り得る種々の選択肢について説明した。

2.2.2　PSWG での検討結果は次のとおりであり、本件に関する意見は 8 月中旬までに部会長に提出することとなった。

(1) GHS の注意書きは、有害情報に基づくものとし、注意書きについての IPCS 用語及びその他利用可能な用語を考慮して作成する。
(2) 注意書きの内容は、物理化学的危険性、健康有害性及び環境有害性を均等に取扱うものとする。
(3) 貯蔵、使用、防護具、事故及び廃棄については、「予防」と「措置」に分けて対応することを検討する。

2.3　SDS 作業部会(SDSWG)

2.3.1　SDSWG は、SDS の内容についての部会長(オーストラリア)の ICG の検討結果報告に基づいて検討を行い、次の結果を得た。本件に関する意見は 7 月末までに部会長に提出することとなった。

(1) SDS 記載指針(Guidance Document)は独立した文書とし、この指針における定義及び見出しは GHS と整合させる。
(2) 閾値の問題や混合物に関する適切な情報の準備等の ICG での意見を踏まえ、指針案作成のためのグループを設ける。
(3) 指針改定案は次回会合の正式文書提出期限に間に合わないので、INF.書類として提出する。

2.4　表示作業部会(LWG)

2.4.1　LWG 部会長(米国)は ICG での検討における意見の殆どが産業界からのものであったことを報告した。

2.4.2　LWG の検討結果概要は次のとおりであり、これに対する意見は 8 月 15 日までに部会長に提出することとなった。

(1) 作業としては先ず GHS の表示に関する指針(Guidance)を作成し、次に GHG 勧告 1.4.10 項の改正を検討する。
(2) 絵柄の寸法及び表示場所に関して、輸送における絵柄(標札)の寸法は現行維持が同意されたが、他の分野の寸法は多様であるとの見解が示された。

(3) 輸送と他の分野の絵柄の区別ついては、既にある程度の区分がなされているので更なる検討は必要ないことが同意された。各分野で用いられている用語に対する理解が異なっているので、今後の検討が必要である。
(4) 複数の危険性を有する場合のそれらの優先順位については、輸送においては既に緊急時対応の観点からの危険性優先順位が存在するものの、他の分野での優先順位とは整合していないのが LWG の認識である。輸送以外の分野においては、複数の危険性を有する場合は多過ぎる情報は避けるべきであるが、輸送のように制限すべきでない。
(5) 時間的関係から、次回会合に ICG での検討状況に関する報告を INF.書類として提出し、その後の検討結果は 1.4.10 項の改正案を含めて来年 7 月の会合に正式文書として提出する。

３． 他の国際機関との協力

3.1 OECD

3.1.1 OECD 事務局は、前回 SCEGHS の要請に基づいて「陸生有害性評価に関する OECD の作業経緯及び現状の概要」(03/2)を説明した。陸生有害性については、陸生環境に対する工業製品の有害性に関する調査が行われることとなっている。SCEGHS の作業計画に係る陸生有害性の分類基準を策定するための十分な情報はないが次回会合にはその進捗状況を OECD が報告することとなった。

3.1.2 水反応性物質の内、水と反応して毒性ガスを放出する物質についてはガス放出率を分類基準に含めるべきとイタリーが提案した。ドイツはこの物質については、ガス放出率、TDG の試験方法との比較における粘性及び吸入毒性危険に関する“airway”の定義について検討すべきであるとした。OECD は水と反応して毒性ガスを放出する物質の関する検討結果を SCEGHS に提出することを申し出た。

3.2 オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書

3.2.1 モントリオール議定書事務局の出席がなかったので、本件に関する検討は次回に延期されることとなった。

3.3 バーゼル条約

3.3.1 バーゼル条約事務局は、提案文書(03/4)によりバーゼル条約上の廃棄物の分類及び有害特性並びに条約締約国会合における検討状況について報告した。これに対し、条約附属書Ⅲに示されている有害性分類、殊に、H6.2(感染性病原物質)、H10(毒性ガス放出)、H11(遅効性又は慢性毒性)については GHS 分類基準と整合していないことが指摘された。

3.3.2 バーゼル条約と GHS の分類基準を整合させるため SCEGHS としての意見をまとめるべきであることから、コレスポングンデンスループ(フィンランド、ドイツ及び米国が参加)を設けて検討し、その結果を次回会合に提出することとなった。

3.4 その他の国際機関

3.4.1 SCEGHS は、POP 条約や PIC 条約と GHS ととの関連について説明を受けるため、こ

れら条約の事務局の次回会合への出席を求めるよう事務局に要請した。

４． GHS の改正提案

4.1　GHS の改正提案に関する検討結果の主なものは次のとおりである。

4.1.1　毒性ガス混合物の分類に関する EIGA 提案(03/1)については、他の摂取経路との関係、人の経験による分類基準の考慮、例示ガスの数の少なさ(3 種類)等、種々の意見が出され、結論が得られず、次回 EIGA からの更なる情報提供を待って検討することとなった。

4.1.2　エアゾールの定義の修正が事務局から提起され、第 1.2 章の定義を削除することとした。

4.1.3　判定ロジック図(3.5.2、3.6.2 及び 3.7.2)の一部が修正された。

５． GHS の実施

5.1　ドイツ、カナダ、EC、及び米国は、GHS の実施に関する準備作業について報告した。

６． 管理能力強化

6.1　UNITAR は、GHS の管理能力強化に関する UNITAR/ILO や UNITAR/ILO/OECD との協力作業状況について報告した。

6.2　ザンビア及びセネガルは、それぞれの国における GHS 実施に関する活動について報告した。

７． その他の事項

7.1　SCETDG の報告

7.1.1　SCETDG 議長は、SCEGHS 会合の前週に開催された SCETDG における GHS 関連事項の次の検討結果概要を報告した。

(1)　GHS に基づく輸送規則の分類基準の見直しに関しては、今次 2 年間(2003‐2004)で急性毒性及び腐食性について検討を行うが、物理化学的危険性を検討する予定はない。

(2)　吸入毒性物質に対する新たな標札の採り入れに関する米国提案趣旨が同意され、具体的検討は次回会合で行われる。若し新標札が採択された場合には、それに基ずく GHS 改正案を提案する。

(3)　慢性毒性等、現在輸送規則に含まれていない GHS の危険有害性については、現時点ではこれを検討する予定はないが、将来その必要性が提起されるかもしれない。

(4)　GHS の水生環境有害性の分類は、昨年 12 月の第 1 回 TDG/GHS 委員会で承認された輸送規則(13 版)に取り入れられている。

7.2　ECOSOC 決議案

7.2.1　わが国は TDG/GHS 委員会で承認された ECOSOC 決議案に対して修正提案を出していることの意見を述べた。これに対し事務局から、この決議案は SCETDG、SCEGHS 及び CETDG/GHS で検討承認の上 ECOSOC に提出されたものであるとの指摘がなされた。

＊＊＊＊＊

付録2.8　第6回　分類調和小委員会個別提案概要

文書番号	表　　題	提　　案　　内　　容	対　応	備　考・結果
03/6 (仏、他) (5)	オゾン破壊物質の分類及び表示	オゾン破壊物質の分類及び表示に関するオーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、イタリー及びスペインの共同提案である。前回会合にオゾン事務局からオゾン層破壊物質のGHSの利用に関するモントリオール議定書締約国会合の決定を紹介した(03/3)。我々共同提案国もオゾン破壊物質等の分類及び表示に関する現行EU要件を認識し、GHSにオゾン破壊物質等の分類及び表示の採りいれを提案したいと考える。オゾン破壊物質等に関する規定案は、EU要件を基にGHS勧告の3.11.1として策定されている。その概要は次のとおりである。 (1)定義：オゾン破壊物質等(モントリオール議定書による。)　(2)物質の分類基準：モントリオール議定書附属書A,B,C又はEにリストアップされている物質とし、カテゴリーは1つとする。(3)混合物：分類判定基準のための試験はない。1つ以上のオゾン破壊物質を含み、その濃度が0.1%以上の混合物はオゾン破壊物質とする。(4)有害通報：絵柄(環境有害)、注意書き(警告)、有害用語(オゾン層を破壊) (5)判定ロジック(他の物質等と同じ手法で規定)	適宜	継続検討 (CRPWGに於いて検討)

03/7 (EIGA) (2)	毒性ガス混合物の分類	毒性ガス混合物の分類に関する前回EIGA提案(03/1)については、若干の例示ガスの数の少なさ等問題点が指摘されたので、、55種類のガスの資料を追加情報として提供する。 提案趣旨及び提案内容は前回どおりである。即ち、GHS勧告3.1.3.6に示された算式の適用は安全上問題があり、容認できない。混合ガスの分類は4区分とし、混合ガスの分類基準値表(次表)を提案する。 EIGA Proposal for cut-off values for gas mixtures Gas classified / Concentration limits triggering classification of the mixture as Category 1*100 ppmV Category 2 *500ppmV Category 3*2500ppmV Category 4*5000ppmV Category 1 More than 1% 1.0-0.5% 0.5-0.2% 0.2-0.02% Category 2 More than 2.0% 2.0-1.0% 1.0-0.2% Category 3 More than 5% 5-0.5% Category 4 More than 5%	適宜	継続検討 (CRPWG に於いて検討)

03/8 (米国、他) (5)	バーゼル条約上の有害廃棄物の有害特性定義	バーゼル条約上の有害廃棄物の有害特性定義に関するフィンランド、ドイツ及び米国の共同提案である。5SCEGHS はバーゼル条約におけるある種の廃棄物の有害特性を定義するための提案に関する意見をまとめるために Correpon G の設置を承認し、同 G(フィンランド、ドイツ及び米国)が意見案を作成した。条約附属書Ⅲに定める有害特性の内 H1～H8 はその定義が既に国連モデル規則に規定されているが、H10(空気、水と作用して毒性ガスを発生する)、H11(慢性毒性、遅延性毒性)、H12(生態毒性)及び H13(処分後 H1～H12 の特性を浸出液等を精製するもの)については未だ定義が定まっていない。条約 OEWG(Open-Ended Working Group)や締約国会合等でのこれら有害特性についての検討を踏まえ、SCEGHS としての意見をまとめた。	適宜	趣旨採択 (バーゼル条約事務局との強調を推進)
03/8 (米国、他) (5) (続き)	バーゼル条約上の廃棄物の有害特性定義(続き)	(1)条約及び SCEGHS の事務局による、廃棄化学品の有害識別及び分類上の問題点を考慮して双方での作業の関連及び相互関連を調査することが推奨される。(2)SCEGHS は GHS で策定された定義及び判定基準が条約について検討されることを勧告することもできるし、必要な場合には SCEGHS の事務局及び専門家が協力する。(3)条約 OEWG に対する SCEGHS の見解をまとめた書簡案を作成した。この書簡には GHS 勧告と H10, H11 及び H12 の有害特性との関連を示している。		

03/9 (OECD) (2)	水反応毒性物質等の分類	5SCETDG で水と接して毒性ガスを放出する物質及び混合物(水反応毒性物質等)の分類に関する若干の疑念(ガス放出率)が提起された。OECD は次の事項について検討した。(1)この有害性分類基準として放出率の限界値を含む現行システムにはない。(2)水反応可燃性物質等の引火性ガスの放出率の分類基準が水反応毒性物質等)の分類基準として妥当であるかどうかの科学的データはない。(3)67 物質について調査したが、そのうち19物質については1段下の有害区分となっているので、放出率に用いる全てのシステムの保護レベルを下げることができる。(4) OECD が承認した水反応毒性物質等に関する GHS 案は、輸送分野における分類基準としての限界放出率の検討及び容器等級基準のための限界放出率の設定を妨げるものではない。 OECD 提案の水反応毒性物質等に関する GHS 勧告案の概要 目的等：分類基準は放出ガスの急性毒性推定値（ATE）に基づき、ガスの放出率(UN 試験法 33.4.1.4、N.5：水反応可燃性物質等の引火性ガスの放出量試験による)を含めることもできる。 分類及び区分：次表による。 **Table 1: Criteria for Substances or Mixtures which in Contact with Water Emit Toxic Gases** **Category** **Criteria (note 4)** **Acute Toxicity Estimate of the emitted gas (note 1, note 2)** 1 ≤100 ppm 2 ≤500 ppm 3 ≤2500 ppm 4 ≤5000 ppm 5 LC_{50} in the equivalent range of the oral and dermal LD_{50} 2000-5000 mg/kg/bodyweight (note 3) 有害通報：絵柄；区分 1～3(ドクロ)、4(感嘆符)、5(なし)　警報用語；区分 1～3(危険)、4/5(注意) 危険情報：区分 1～5(水と接して、吸入すると死に至るガスを放出する)	適宜	継続検討 (CRPWG に於いて検討)

03/10 (事務局) (13)	ECOSOC 決議 2003/64	先に開催(2003 年 7 月)された ECOSOC における 2001－2002 年次の危険物輸送・分類調和専門家委員会報告書に基づく SCETDG 及び SCEGHS の検討結果の承認等に関する ECOSOC 決議(2003/64)である。 SCETDG：危険物輸送勧告の改正に伴なう同勧告の第 13 改訂版の出版 SCEGHS：GHS 勧告第 1 版の出版及びそれの履行に関する勧告	情報	報告

付録 2.9　国連分類調和専門家小委員会第6回会合議事概要報告

１．会期、参加国、議題等

1.1　会期及び開催場所

会期　：　平成１５年１２月１０日～１２日

場所　：　国連欧州本部(Palais des Nations、ジュネーブ)

1.2　参加国等

1.2.1　国及び国際機関

(1)委員国：オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリー、日本、オランダ、ノルウェー、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国及び米国

(2)オブザーバー国：ロシア及びセルビア・モンテネグロ

(3) 国連機関及び政府間機関：UNEP(Basel & Ozone)、UNITAR、ILO、WHO(IPCS)、CEC 及び OECD

(4) 非政府国際機関：AISE、CEFIC、EIGA、IFPCM、DGAC、ICCA、ISO、IPIECA 及び SDA

1.2.2　わが国からの参加者(敬称略・五十音順)

菅 陽二(経済産業省製造産業局化学物質管理課)

城内 博(日本大学大学院理工学研究科)

津金 秀樹(経済産業省原子力安全・保安院保安課)

中島紀昭(全日本火薬類保安協会)

行木美弥(環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課)

藤原 修三(産業技術総合研究所)

三宅 庸雅(日本海事検定協会)

八十川欣勇(日本海事検定協会)

吉田千秋(理工学振興会・東京工業大学)

＊ 小山 清孝(日本化学工業協会：ICCA として出席)

1.3　議題の採択

1.3.1　第6回小委員会の予定議題(ST/SG/AC.10/C.4/11&Add.1)は、期限後送付された INF. Paper を含めて採択された。

1.3.2 自己反応性物質の分類に関する仏提案(03/5)及びこれに関連する英国提案(5/INF.12)は、SCETDG での検討が持ち越されたことから取り下げられた。

２．GHS の改正提案

2.1　毒性ガス混合物の分類

2.1.1　毒性ガス混合物の分類に関する EIGA 提案(03/7)は、前回会合での提案(03/1)に対する意見を踏まえて提案されたものであるが、この提案にはまだ解決すべき多くの問題、

例えば、ヒトの経験の考慮、作業曝露限度の解釈の誤り等のあることが指摘された。
2.1.2　指摘されたこれらの問題点を検討するため、コレスポンダンスグループ(CRPWG)(ベルギー(主査)、オーストリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリ-、日本、米国、CEFIC、EIGA 及び ICCA)の設置が承認され、本件は今後継続検討されることとなった。
2.2　水反応毒性物質等の分類
2.2.1　反応毒性物質等の分類に関する OECD 提案(03/9)についてフランス(6/INF.6)は、この種類の物質等を GHS の分類に含めることには賛成するが、OECD 提案にはガス発生率の考慮等問題点が含まれているとして次回修正提案を提出することを申し出た。
2.2.2　この件の具体的検討作業の進め方について、フォーカルポイントとしての OECD での検討を尊重すべきとする意見や SCEGHS で具体的に検討すべきとする意見等が出された。本件について SCEGHS はフォーカルポイントとしての OECD の役割を是認するが、その検討は例外的に設ける CRPWG(フランス(主査)、ベルギー、カナダ、ドイツ、日本、米国、CEFIC 及び ICCA)に於いて行い、次回会合にその結果を提案することとした。

３．　会期外 CRPWG 報告

3.1　SDSWG
3.1.1　SDSWG 主査(豪)は、SDSWG 報告書(6/INF.8)に基づいて、検討は進められているがさらに検討が必要とされる事項が残されており、今回会合の議論を踏まえて SDSWG での検討を経て、次回会合に正式提案を行いたいと報告した。
3.1.2　SDSWG が提案した SDS 指針文書案(6/INF.1)は、GHS の別冊ではなく付録(Annex)とすることが同意され、同提案を GHS と整合を持たせるように修正の上次回会合に提案されることとなった。

3.2　注意書き WG(PSWG)
3.2.1　PSWG 主査(ドイツ)は PSWG 報告書(6/INF.2、6/INF.9)に基づいて、この注意書きは定期的な調整や最新化が必要となるので GHS の附属書として特化し、ICCA 提案に基づいて検討を行い、今回の検討結果を含めて次回総合改訂案を提案したいと報告した。
3.2.2　この報告について ISO は、ISO と同じ表示及び形象を用いる場合には ISO に定める用語定義に整合させるべきであると指摘した。これに対しドイツは、ISO を用いるか否かは任意であり、その意味では GHS と同様であるとし、この意見を他のメンバーも支持した。

3.3　表示 WG(LWG)
3.3.1　LWG 主査(米国)は LWG 報告書(6/INF.7)に基づいて、現時点では単一包装物に対する危険物輸送と GHS の情報との関連についてのみ合意が得られており、案文が単なる GHS の 1.4.10 及び附属書 6 の改訂であればその作業は終了しているが、別の指針文書とするならばその検討が必要であると報告した。
3.3.2　報告書に示された環境有害性の絵表示について若干の委員がこれをもっと大きくすべきであるとしたことに対し、この報告書の例は単に輸送の標札と GHS の絵表示との寸法の違いを明確にするために示したものであるとの見解が述べられた。

3.3.3　GHS の環境有害性表示について事務局は、SCETDG における環境有害性絵表示の使用や IMO における海洋汚染物質表示について検討が行われていることを報告し、本件に関してはこれらの検討結果をべきであると助言した。
3.3.4　議長は、LWG に対し今回会合での議論を踏まえ現行附属書 6 の例示と矛盾しないラベル例を含む修正提案の策定を、及び CEFIC に対し非常に小さい包装物のラベル表示を調査し正式提案の作成を、それぞれ要請した。さらに議長は、小委員会と ISO の作業の重複を避けるために相互協調が必要であることを指摘した。

４．　危険物輸送勧告との調和

4.1　SCETDG 議長は、SCETDG における GHS に係る事項、特に自己反応性化学品、引火性液体及び水生環境有害性に関する検討状況の概要 (6/INF.11)を報告した。
4.1.1　有機過酸化物(モデル規則区分 5.2)の新標札の提案は、結論が得られず次回継続して検討することとなった。米国は本件が GHS とも関係するところから SCEGHS にも提案してそこでの検討がなされるべきであることを指摘した。
4.1.2　引火性液体の引火点の上限を GHS に合わせて 93℃(GHS の区分 4)にすべきとの提案は、合意が得られず現行のまま引火点 60℃(GHS の区分 3)(現行 60.5℃は 60℃に改正する。)とすることとなった。
4.1.3　OECD IGUS に物理化学的危険性に関する専門家グループが設置されたことについて、物理化学的危険性に関しては SCETDG が従来からそのフォーカルポイントとされていので、SCETDG は本件に関する SCEGHS の確認を要請する。
4.1.4　水生環境有害性については、既にモデル規則に GHS の分類基準が採りいれられているが、その輸送要件に関する検討が次回引き続き行われる。

4.2　本小委員会は、危険物輸送勧告及び GHS の改訂に係る提案については同時に SCETDG と SCEGHS 双方に提出すべきこととし、物理化学的危険性のフォーカルポイントに関する SCETDG の要請については、今後も SCETDG がそのフォーカルポイントであることを再確認した。
4.3　SCEGHS の今後の作業方法、殊にフォーカルポイントとの関連を検討するための CRPWG(カナダ(主査)、OECD、UNECE、ブラジル、フィンランド、フランス、イタリ-、オーストリア、ベルギー、ドイツ及びノールウェイ)の設置が承認され、次回会合で検討するための提案を作成することとなった。

５．　他の国際機関との協調

5.1　オゾン層破壊物質等(ODS)に関する UNEP オゾン事務局
5.1.1　オゾン事務局は、前回会合に提出したオゾン層保護に関するウイーン条約及びモントリオール議定書における分類及び表示に関する内容の文書(03/3)を説明した。 一方、オーストリア他欧州 9 ヶ国による ODS の GHS における分類及び表示の規定案の考え方の提案(03/6)は EU の ODS に関する要件に基づく内容であり、欧州勢がこれに賛意を示したが、豪、

米等は時期尚早であるとした。わが国は、趣旨には賛成するものの具体的内容についての更なる検討が必要である旨の意見を述べた。

5.1.2　本件に関しては、今後 CRPWG(フィンランド(主査)、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリ-、日本、米国及び ICCA)を設置して検討を行うが、時期的な作業計画は定めないこととした。

5.2　IFCS Forum Ⅳ

5.2.1　本小委員会議長(Forum Ⅳの主要オーガナイザーである。)は、6/INF.5 に基づき昨年 11 月バンコックで開催された IFCS Forum Ⅳの概要を報告した。その中で議長は、Forum Ⅳが採択した GHS に関する行動計画に注目することを小委員会に要請した。

5.3　UNEP

5.3.1　UNEP 事務局は、昨年 11 月バンコックで開催された UNEP SAIAM の準備会合の討議内容について、SAIAM において GHS は重要な要素であることの認識はあるが、これに関してはまだ緒についたばかりであると報告した。

5.3.2　UNEP 事務局は、PIC(ロッテルダム)条約が 2004 年 2 月に発効することを報告した。その中で UNEP 事務局は、条約には化学品の分類及び表示(GHS に係る)に関する規定があることを指摘し、条約発効後直ちに条約規定の実施について検討するための実施委員会が設置される予定であることを報告した。

5.3.3　 UNEP 事務局は、POPs(ストックホルム)条約の現状について報告した。

5.4　バーゼル条約

5.4.1　前回合意に基づく CRPWG の検討結果は、米国が代表して提案文書(03/8)により報告した。

5.4.2　小委員会は同提案の付録の書簡案を承認し、これを条約事務局へ送付して今後の更なる相互協力を進めることとした。これに対し条約事務局は、本提案に対する本小委員会の対応に謝意を表すと共に、本書簡を受理次第 OEWG に報告することを確約した。

5.4.3　小委員会は、条約 OEWG が条約と GHS の分類基準調和のための合同 W/G の設立を望むならば、本件に関するコレスポンダンスグループの設置を予定している(その構成は 2004 年 7 月に決定)。

5.5　OECD

5.5.1　OECD 事務局は、前回会合以降の GHS に係る作業の進捗状況について報告した。その概要は次の通りである。

(1)　呼吸有害性に関しては、懸案事項が OECD HCL タスクフォースで解決され、間もなく OECD において承認されるので、SCEGHS のメンバーは 7 月会合の正式提案が入手可能となる。HCL タスクフォースの報告書案は SCEGHS 出席者全員に 2003 年 11 月メールで回章したことを本小委員会事務局が報告した。

(2)　気道刺激及び麻酔有害性に関しては、GHS 第 3.8 章の特定標的臓器毒性(単回暴露)にこれら 2 つの有害性を含めるよう提案する。第 3.8 章の改訂を検討する際には OECD の

専門家が本章を簡明に理解し易くするための若干の提案(現行分類基準や表示等の改訂を伴わない。)を行う。

(3) GHS第3.1章の改訂提案に関する作業は、順調に進んでおり、タスクフォースの同意が必要な最後の問題は、粉塵、煙霧及び蒸気の定義である。

(4) 感作性、生殖毒性、発ガン性、水生環境有害性及び陸生環境有害性に関する作業は、緒についたばかりである。

5.5.2 このOECDの報告に関して、OECDが予定している提案はそれが編集上又は実質的なものかの区別は困難であり、特定部分の改訂が結果的に他の部分の改訂を伴うこととなるので、SCETDGではこれら改訂提案を歓迎しないとする意見が多かった。

5.5.3 小委員会は、OECDがSCETDGの所管事項である物理化学的危険性を検討するためにIGUSの下部組織としてAd Hoc専門家グループの設置を承認したことの報告を受けた。これについて若干のメンバーは、GHSの物理化学的危険性のフォーカルポイントがSCETDGであり、新設グループの作業とSCETDGの作業との重複は避けるべきであり、その作業内容と権限を明確にすべきであるとした。議長は、物理化学的危険性に関する検討の重複は避けなければならず、SCEGHSのフォーカルポイントがSCETDGであることを再度是認した。

5.5.4 議長の提案によりSCEGHSは、本小委員会とOECDタスクフォースとの協調増進の方法を検討するためにCRPWGを設けることとなった(4.3項参照)。

６． GHSの実施

6.1 カナダ、米国、EC、フィンランド、ブラジル、日本及びドイツは、それぞれGHSの実施に関する準備作業状況について報告した。

７． キャパシティ・ビルディング

7.1 UNITARは、6/INF.4に基づきUNITAR/ILOのキャパシティ・ビルディング計画の現状を報告した。

８． その他の事項

8.1 事務局は、CETDG及びCETDG&GHSの作業に関するECOSOC決議(2003/64)が2003年7月25日に採択されたことを報告した。

8.2 事務局は、セルビア・モンテネグロが本小委員会への正式メンバーとしての参加を要請し、この要請をUNECE事務局長からECOSOC2送付されていることを報告した。

8.3 次回会合は、2004年7月14日から17日である。次回会合への提案文書の締め切りは単一言語の場合には2004年5月3日、英・仏語同時提出の場合には5月31日とされた。

＊＊＊＊＊

付録３　第 8 回 DSC 小委員会への日本提案

INTERNATIONAL MARITIME ORGANIZATION

IMO

E

SUB-COMMITTEE ON DANGEROUS GOODS, SOLID CARGOES AND CONTAINERS
8th session
Agenda item 4

DSC 8/4/3
15 July 2003
Original: ENGLISH

REVIEW OF THE BC CODE, INCLUDING EVALUATION OF PROPERTIES OF SOLID BULK CARGOES

Mandatory application of the requirements in the BC Code

Submitted by Japan

SUMMARY	
Executive summary:	This document provides the opinion of Japan on the mandatory application of the requirements in the BC Code
Action to be taken:	Paragraph 4
Related documents:	DSC 8/4/1, MSC 76/23, MSC 76/WP.16, BC 32/19, BC 33/17, BC 33/WP.4/Add.1, BC 34/19, DSC 1/27, DSC 2/16 and DSC 4/14, DSC 5/13, DSC 7/4, DSC 7/15 and DSC 8/4

Background

1 As mentioned in document DSC 8/4/1, the Committee, at its seventy-sixth session, considered the recommendation by the Working Group on Bulk Carrier Safety on the possibility of making the BC Code mandatory and instructed the Sub-Committee to consider the feasibility of making the BC Code mandatory under this agenda item.

History of discussion on making the BC Code mandatory

2 The mandatory application of the BC Code was firstly discussed at the thirty-second session of the BC Sub-Committee. After extensive discussion by the BC and the DSC Sub-Committees for some years, the amendments to chapter VI of the SOLAS Convention and the relevant IMO instruments were prepared based on the essential parts of the BC code and eventually adopted by the Committee. The history of discussion is summarized in the annex to this document.

3 Taking into account the situation mentioned above, Japan is not in favour of making the whole BC Code mandatory and considers that it may be appropriate to leave the BC Code as recommendation.

Action requested of the Sub-Committee

4 The Sub-Committee is invited to consider the opinion of Japan and take action, as it deems appropriate.

***

For reasons of economy, this document is printed in a limited number. Delegates are kindly asked to bring their copies to meetings and not to request additional copies.

ANNEX

HISTORY OF DISCUSSION ON MAKING THE BC CODE MANDATORY AND ON RELEVANT IMO INSTRUMENTS

1 Discussion at the BC Sub-Committee on making the BC Code mandatory and amendments to chapter VI of the SOLAS Convention

1.1 Mandatory application of the BC Code was discussed at the thirty-second session of the Sub-Committee on Container and Cargoes, held on 8 to 12 February 1993. The summary of its report was as follows (BC 32/19):

> "The Sub-Committee noted that France had informed the Committee, at its sixtieth session (MSC 60/20/8), that recent inquiries into casualties to bulk carriers had pointed to a cause that, in its view, seemed to have received inadequate consideration: stress imposed on the hull during commercial operation, mainly during loading (paragraph 6.1);
>
> In order to enable masters to keep within the permitted stress limits and thus to preserve the safety of their ships, France proposed amendments to regulation VI/1, VI/2 and VI/6 of the SOLAS Convention. These would emphasize the need to observe, in all circumstances, the maximum stress permitted for the ship and also inform the master of the intended loading rate. In addition, France proposed to make the BC Code mandatory (paragraph 6.2);
>
> In response to the proposal by France, Japan highlighted some practical difficulties that would arise if the Code were to be made mandatory (paragraph 6.4); and
>
> The majority of delegations supported the view that the Code should be examined with an aim to identifying provisions that could be made mandatory to enhance the safety of bulk carriers (paragraph 6.5). Then the inter-sessional correspondence group was established, under the co-ordination by France (paragraph 6.6)."

1.2 The session was held before 1 January 1994, i.e., the date of entry into force of the revised chapter VI of the SOLAS Convention, scope of which had been converted to "carriage of cargoes" from "carriage of grain". One of the reasons for opposing to make the Code mandatory was that making the Code mandatory was premature.

1.3 At the thirty-third session of the Sub-Committee on Container and Cargoes, held on 25 to 29 April 1994, this issue was discussed. The summary of its report was as follows (BC 33/17):

> "The Sub-Committee, considering the outcome of the work of a correspondence group responsible for identifying the provisions of the BC Code that could be made mandatory (BC 33/3/3) and a proposal by France (BC 33/3/4) for the consequential amendments, recalled an earlier French proposal (MSC 60/20/8) to amend the BC Code to include provisions which would ensure that ship's structure is not overstressed; and for amending chapter VI of the SOLAS Convention to make the BC Code mandatory (paragraph 3.5);
>
> An indicative show of hands, taken to assist the working group in their work on amending the BC Code, revealed a considerable division in opinion on making the Code mandatory.

However, a majority favoured making the Code, or part of it, mandatory subject to a close examination and possible rewrite of its provisions so as to clarify parts of the text (paragraph 3.6);

One delegation, while commenting on the text being too imprecise to make the Code mandatory and the master responsible for compliance (paragraph 3.7);

The Sub-Committee, having considered the issue at some depth, agreed that the Code should remain as a separate entity, but that certain sections of the Code could be transferred to the SOLAS Convention and thereby become mandatory (paragraph 6.48);

The Sub-Committee considered that the most effective way of improving compliance with the BC Code was to incorporate those provisions of the Code which are specific to design, construction and stability of ships and cargo handling directly in chapter VI of the SOLAS Convention as amended. The proposed draft amendments to the SOLAS Convention are attached at annex* (paragraph 6.49); and

To also ensure greater compliance with the BC Code, the Sub-Committee agreed that the following paragraph be added to the foreword of the BC Code:

> "The BC Code is recommended to Governments for adoption or for use as the basis for national regulations in pursuance of their obligations under chapter VI and VII of the 1974 SOLAS Convention as amended. Those Member States that adopt the Code as a basis for national regulations are invited to advise the Organization accordingly".

*Note: The annex providing draft amendments to SOLAS Convention for incorporating the provisions of the BC Code, mentioned above, was able to be failed to be included in BC 33/17. The original draft was issued as the annex of BC 33/WP.4/Add.1."

1.4 Based on BC 33/WP.4/Add.1, the relevant texts of the draft amendment were as follows:

"In chapter VI regulation 2:

> Paragraph 2.2 after "trimming procedures" add: "... history of shifting and any other relevant information; ..."

In chapter VI regulation 6, paragraph 2:

> Change the second sentence following "above limit," to: "provided that they are carried in specially constructed or fitted cargo ships approved by the Administration."
>
> and add the following new sub-paragraphs:
>
> 2.1 Specially constructed ships shall be so arranged as to confine any shift of cargo to an acceptable limit. The ship concerned shall carry evidence of approval by the Administration.

2.2 Specially fitted cargo ships shall be fitted with specially designed portable divisions to confine any shift of cargo to an acceptable limit. (The text continued.)"

1.5 Both requirements were approved at the sixty-fifth session of the Maritime Safety Committee (MSC 65). At the sixty-sixth session of the Maritime Safety Committee (MSC 66), the amendment to regulation 2 was adopted and the amendment to regulation 6 was not adopted.

1.6 ***It should be noted that essential requirements in the BC Code have already been incorporated into chapter VI of the SOLAS Convention.***

2 Discussion at the BC Sub-Committee and the DSC Sub-Committee on the BLU Code and amendments to chapter VI of the SOLAS Convention

2.1 Briefly speaking, taking into account the problems during loading of bulk cargoes, the requirements for preventing excessive forces and moments acting on a ship's structure had been discussed since the thirty-second session of the Sub-Committee on Container and Cargoes (BC 32), as mentioned above, until the second session of the Sub-Committee on Dangerous goods, Solid cargoes and Containers (DSC 2).

2.2 At the thirty-third session of the Sub-Committee on Container and Cargoes (BC 33), various issues related to cargo handling were discussed under the agenda item "loading and unloading of bulk cargoes", in addition to the consideration on making the BC Code mandatory (BC 33/17 paragraph 6). After the discussion, the inter-sessional correspondence group was established, under the co-ordination by Australia (paragraph 6.26), to develop the draft guidelines for loading and unloading of bulk cargoes.

2.3 Based on the draft Code of practice for the safe loading and unloading of dry bulk carriers developed by the correspondence group, the Sub-Committee on Container and Cargoes, at its thirty-fourth session held from 27 to 31 March 1995, considered the necessary requirements to eliminate the problems related to cargo handling and made draft amendment to chapter VI of the SOLAS Convention, mainly to regulation 7 (BC 34/17 paragraph 9 and annex 4). The working group on loading and unloading of bulk cargoes had revised the draft code and the draft code was submitted to the first session of the Sub-Committee on Dangerous goods, Solid cargoes and Containers (DSC 1) (BC 34/19 paragraph 9.17).

2.4 The draft of the Code of Practice for the Safe Loading and Unloading of Bulk Carriers (BLU Code), adopted by the Organization by resolution A.862(20), was prepared at the first session of the Sub-Committee on Dangerous goods, Solid cargoes and Containers, held from 5 to 9 February 1996, (DSC 1/27 paragraph 8 and annex 8) and finalized at the second session of the Sub-Committee, held from 24 to 28 February 1997 (DSC 2/16 paragraph 9 and annex 4).

2.5 ***It should also be noted that essential requirements in the BLU Code have already been incorporated into chapter VI of the SOLAS Convention, mainly in regulation 7.***

3 Amendments to the BC Code including reformatting

3.1 The Sub-Committee on Dangerous goods, Solid cargoes and Containers, at its fourth session held from 22 to 26 February 1999, basically agreed to revision of the BC Code including reformatting (DSC 4/14 paragraph 5). The work for reformatting of the BC Code was started at DSC 4 and is being continued.

3.2 In the future revised BC Code, the appendices A, B and C of the existing of BC Code will be incorporated into one appendix, i.e., the individual entries of solid bulk cargoes. An individual entry for each cargo has at least one page and the entry contains useful information regarding "hold cleanness", "loading", "discharge", "ventilation", "weather precaution", "carriage" and "clean up" other than "hazards", "stowage and segregation", "precaution" and "special precautions" (DSC 8/4).

INTERNATIONAL MARITIME ORGANIZATION

IMO

E

SUB-COMMITTEE ON DANGEROUS GOODS, SOLID CARGOES AND CONTAINERS
8th session
Agenda item 4

DSC 8/4/4
15 July 2003
Original: ENGLISH

REVIEW OF THE BC CODE, INCLUDING EVALUATION OF PROPERTIES OF SOLID BULK CARGOES

Comments on the draft BC Code

Submitted by Japan

SUMMARY	
Executive summary:	This document provides the comments by Japan on the draft BC Code
Action to be taken:	Paragraph 8
Related documents:	DSC 8/4, DSC 7/4, DSC 6/5/1, DSC 7/4/2 and MSC 77/26, paragraph 9.4

Background

1 The working group on the revision of the BC Code continued its work on revision of the Code to make it more user-friendly. The draft revised BC Code prepared by the group is set out in annex 2 to document DSC 7/4 and annex 3 to document DSC 8/4. The Committee, at its seventy-seventh session, noting that the extensive work would be still needed for finalization, endorsed the extension of target completion date of the item on "revision of the BC Code" to 2004 (MSC 77/26, paragraph 9.4), i.e.,ninth session of the Sub-Committee.

Preliminary investigation on the entries for cargoes

2 The entries for cargoes have also been considered by the group and the draft entries for "ALFALFA" to "IRON OXIDE, SPENT 4.2 UN 1376" were prepared in annex 3 to document DSC 8/4. Japan preliminarily investigated texts in the column "HOLD CLEANLINESS" of these draft revised entries and its results are set out in the annex.

3 The requirements on HOLD CLEANLINESS for each cargo were based on the standard expressions and became more user-friendly compared with the former texts in document DSC 6/5/1. Japan would like to appreciate the Netherlands for their significant comments (DSC 7/4/2) and the working group on the BC Code for their hard work.

For reasons of economy, this document is printed in a limited number. Delegates are kindly asked to bring their copies to meetings and not to request additional copies.

Two works for making the BC Code more user-friendly

4 Based on the results of our investigation, we would like to point out that two works should be done for making the BC Code more user-friendly. The first one is the examination of requirements in each column of entries for individual cargoes by comparing those for others. As given in the annex, "clean and dry without any residue of previous cargoes" was applied to twenty-eight cargoes. On the other hand, such requirements were not applied to "ILMENITE SAND". Residue of ILMENITE SAND may clog the bilge well and a cargo hold should be cleaned after discharge of this cargo, in general. The requirements for "ILMENITE SAND" on "HOLD CLEANLINESS" should be considered taking into account the requirements for other cargoes. We consider that all requirements in each column should be carefully examined throughout all cargoes prior to the preparation of the draft revised BC Code.

5 The second work for making the BC Code more user-friendly is to clarify the reasons of requirements in each column of entries for individual cargoes, e.g., by adding the words "for commercial reasons". As mentioned before, "clean and dry without any residue of previous cargoes" was applied to many cargoes. These requirements are important to achieve good operation of bulk carriers, mainly to keep the cargo valuable by avoiding contamination with other cargoes. However, hold cleaning may be skipped when the previous cargo is the same one, as far as the hold cleaning is required by commercial reasons. On the other hand, hold cleaning should not be skipped when the requirements are for the sake of safety. We consider that the requirements for commercial reasons should be clearly identified to make the BC Code more user-friendly.

6 In view of the above, Japan would like to offer to conduct the aforementioned two works based on the full texts of draft revised BC Code which will be developed at this session of the Sub-Committee.

Expression of Bulk Cargo Shipping Name

7 In accordance with chapter 5.4 (Documentation) of the IMDG Code including 31st Amendments, the following items shall be declared on the shipping document:

.1 the UN number preceded by the letter "UN";

.2 the Proper Shipping Name;

.3 the class and subsidiary hazard class; and

.4 the packing group, where assigned.

Furthermore, the dangerous goods description shall be shown either in sequence .1, .2, .3, .4 or in sequence .2, .3, .1, .4. Taking into account these provisions of the IMDG Code, the description of Bulk Cargo Shipping Name (BCSN), i.e., the heading of each entry for dangerous goods should be expressed in the similar sequence for user-friendliness. Similarly, the BCSNs for MHBs can be expressed in such sequence, for example as follows:

ALUMINIUM FERROSILICON POWDER 4.3 UN 1395; and

BROWN COAL BRIQUETTES MHB BC 002.

Action requested of the Sub-Committee

8 The Sub-Committee is invited to consider the above comments and take action as appropriate, in particular, to:

.1 recognize the necessity of examination of requirements;

.2 agree with the inclusion of the words "for commercial reason" or similar;

.3 consider the expression of Bulk Cargo Shipping Name; and

.4 instruct the working group to prepare full texts of draft revised BC Code for finalization at the 9th session of the Sub-Committee.

***

ANNEX

Texts in the column "HOLD CLEANLINESS" in the entries of cargoes based on DSC 8/4

Clean and dry without any residue of previous cargoes

ALFALFA
ALUMINA
ALMINA, CALCINED
ALUMINA SILICA
ALUMINA SILICA, Pellets
ALUMINIUM FERROSILICON POWDER UN No: 1395
ALUMINIUM NITRATE UN No: 1438
ALUMINIUM SMELTING BY - PRODUCTS UN No: 3170
AMMONIUM NITRATE UN No: 1942
AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZERS UN No: 2067
AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZERS UN No: 2071
AMMONIUM NITRATE FERTILIZERS (non-hazardous)
AMMONIUM SULPHATE
ANTIMONY ORE AND RESIDUE
BARIUM NITRATE UN No: 1446
BORAX (PENTAHYDRATE CRUDE)
CALCIUM NITRATE UN No: 1454
CALCIUM NITRATE FERTILIZER
CEMENT
CEMENT CLINKERS
COAL BC No: 010
COAL SLURRY
DIAMMONIUM PHOSPHATE (D.A.P.)
FERROPHOSPHORUS (Including briquettes) BC No: 020
FERROSILICON with 30% or more but less than 90% silicon (including briquettes) UN No: 1408
FERROSILICON containing 25% to 30% silicon, or 90% or more silicon (including briquettes) BC No: 022
FERROUS METAL BORINGS, SHAVINGS, TURNINGS OR CUTTINGS, In a form liable to self heating UN No: 2793
IRON OXIDE, SPENT UN No: 1376

Clean, dry with no residue of previous cargoes

BORAX, ANHYDROUS (crude or refined)

Clean and dry

ALUMINIUM SILICON POWDER, UNCOATED UN No: 1398
PYRITES, CALCINED (Calcined Pyrites) BC No: 003
CHARCOAL BC No: 005
DIRECT REDUCED IRON (A) Briquettes, hot-moulded BC No: 016
FISHMEAL (FISHSCRAP), STABILIZED anti-oxidant treated UN No: 2216
GRANULATED SLAG
IRON ORE

No special requirements

BARYTES
BAUXITE
CARBORUNDUM
CASTOR BEANS UN No: 2969
CHAMOTTE
CHROMITE ORE
CHROME PELLETS
CLAY
COKE
COKE BREEZE
COLEMANITE
COPPER GRANULES
COPPER MATTE
CRYOLITE
DOLOMITE
FELSPAR LUMP
FERROCHROME
FERROCHROME Exothermic
FERROMANGANESE
FERRONICKEL
FERTILIZERS WITHOUT NITRATES (non-hazardous)
FLUORSPAR BC No: 025
FLY ASH
GYPSUM
ILMENITE SAND (Group C only)
IRON ORE PELLETS

Clean and dry without any residue of previous cargoes. Any residue of waste material or previous cargo should be removed, including removable cargo battens, before loading.

BROWN COAL BRIQUETTES BC No:002

Dry, clean with no residue of previous cargoes

COPRA (dry) UN No: 1363

All cargo spaces should be clean and dry. Bilges should be sift-proof and kept dry during the voyage. Wooden fixtures such as battens, etc., should be removed.

DIRECT REDUCED IRON (B) such as lumps, pellets and cold-moulded briquettes (not to be confused with iron sponge, spent) BC No.: 015

No special requirements. Clean and test bilge wells.

FISH (IN BULK)

平成１６年３月　発行

発行者　社団法人 日本海事検定協会
〒104-0032　東京都中央区八丁堀一丁目九番七号
TEL　03－3552－0149　（海事ビル）

（本書は、競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成したものです。）